# 航空法施行規則 （昭和二十七年運輸省令第五十六号）

## 第一章　総則

#### 第一条（航空保安施設）

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第二条第五項の規定による航空保安施設は、次のとおりとする。

* 一  
  航空保安無線施設  
    
    
  電波により航空機の航行を援助するための施設
* 二  
  航空灯火  
    
    
  灯光により航空機の航行を援助するための施設
* 三  
  昼間障害標識  
    
    
  昼間において航行する航空機に対し、色彩又は形象により航行の障害となる物件の存在を認識させるための施設

#### 第一条の二（ヘリポートの進入区域の長さ）

法第二条第七項の国土交通省令で定めるヘリポートの進入区域の長さは、千メートル以下で国土交通大臣が指定する長さとする。

#### 第二条（進入表面の勾配）

法第二条第八項の国土交通省令で定める進入表面の水平面に対する勾配は、次のとおりとする。

* 一  
  計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行う着陸の用に供する着陸帯にあつては、五十分の一
* 二  
  陸上空港等及び水上空港等の着陸帯（前号に掲げる着陸帯を除く。）にあつては、空港等の種類及び着陸帯の等級別に、次の表に掲げる勾配
* 三  
  ヘリポートの着陸帯（第一号に掲げる着陸帯を除く。）にあつては、八分の一以上で国土交通大臣が指定するこう配。  
  ただし、当該ヘリポートの立地条件を勘案して特に必要と認める場合にあつては、二十分の一以上八分の一以下で国土交通大臣が指定するこう配

#### 第三条（水平表面の半径の長さ）

法第二条第九項の国土交通省令で定める水平表面の半径の長さは、次のとおりとする。

* 一  
  陸上空港等及び水上空港等にあつては、空港等の種類及び着陸帯（二以上の着陸帯を有する空港等にあつては、最も長い着陸帯）の等級別に、次の表に掲げる長さ
* 二  
  ヘリポートにあつては、二百メートル以下で国土交通大臣が指定する長さ

#### 第三条の二（ヘリポートの転移表面の勾配）

法第二条第十項の国土交通省令で定めるヘリポートの転移表面の勾配は、二分の一とする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、着陸帯の一方の長辺（以下この項において「甲長辺」という。）の側の転移表面のこう配は、着陸帯の他の長辺（以下この項において「乙長辺」という。）の外方当該着陸帯の短辺の長さの二倍の距離の範囲内において、乙長辺を含み、かつ、着陸帯の外側上方に十分の一のこう配を有する平面の上に出る物件がない場合には、次のとおりとすることができる。

* 一  
  甲長辺の外方当該ヘリポートを使用することが予想されるヘリコプターの回転翼の直径の長さの四分の三の距離の範囲内において、着陸帯の最高点を含む水平面の上に出る物件がないときは、二分の一以上で国土交通大臣が指定するこう配
* 二  
  前号以外のときは、二分の一から一分の一までで国土交通大臣が指定するこう配

#### 第四条（航空灯火）

法第二条第十一項の国土交通省令で定める航空灯火は、次のとおりとする。

* 一  
  航空灯台  
    
    
  夜間又は計器気象状態下における航空機の航行を援助するための施設
* 二  
  飛行場灯火  
    
    
  航空機の離陸又は着陸を援助するための施設で、第百十四条に規定するもの
* 三  
  航空障害灯  
    
    
  航空機に対し航行の障害となる物件の存在を認識させるための施設

#### 第五条（計器気象状態）

法第二条第十五項の国土交通省令で定める視界上不良な気象状態は、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ当該各号に掲げる気象状態（以下「有視界気象状態」という。）以外の気象状態とする。

* 一  
  三千メートル以上の高度で飛行する航空機（第三号及び第四号に掲げる航空機を除く。）  
    
    
  次に掲げる条件に適合する気象状態
* 二  
  三千メートル未満の高度で飛行する航空機（次号及び第四号に掲げる航空機を除く。）  
    
    
  次に掲げる航空機の区分に応じそれぞれに掲げる気象状態
* 三  
  管制区、管制圏及び情報圏以外の空域を地表又は水面から三百メートル以下の高度で飛行する航空機（次号に掲げる航空機を除く。）  
    
    
  次に掲げる条件に適合する気象状態（他の物件との衝突を避けることができる速度で飛行するヘリコプターについては、イに掲げるものを除く。）
* 四  
  管制圏又は情報圏内にある空港等並びに管制圏及び情報圏外にある国土交通大臣が告示で指定した空港等において、離陸し、又は着陸しようとする航空機  
    
    
  次に掲げる条件に適合する気象状態

#### 第五条の二（法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器）

法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器は、重量が二百グラム未満のものとする。

#### 第五条の三（滑空機）

滑空機の種類は、左の四種とする。

* 一  
  動力滑空機（附属書第一に規定する耐空類別動力滑空機の滑空機をいう。）
* 二  
  上級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別曲技Ａの滑空機並びに実用Ｕの滑空機であつて中級滑空機及び初級滑空機以外のものをいう。）
* 三  
  中級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別実用Ｕの滑空機のうち、曲技飛行及び航空機えい航に適しないものであつて、ウインチえい航（自動車によるえい航を含む。次号において同じ。）に適するものをいう。）
* 四  
  初級滑空機（附属書第一に規定する耐空類別実用Ｕの滑空機のうち曲技飛行、航空機えい航及びウインチえい航に適しないものをいう。）

#### 第五条の四（飛行規程）

飛行規程は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

* 一  
  航空機の概要
* 二  
  航空機の限界事項
* 三  
  非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置
* 四  
  通常の場合における各種装置の操作方法
* 五  
  航空機の性能
* 六  
  航空機の騒音に関する事項
* 七  
  発動機の排出物に関する事項

#### 第五条の五（整備手順書）

整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

* 一  
  航空機の構造並びに装備品及び系統に関する説明
* 二  
  航空機の定期の点検の方法、航空機に発生した不具合の是正の方法その他の航空機の整備に関する事項
* 三  
  その他必要な事項

#### 第五条の六（整備及び改造）

整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

#### 第六条（設計の変更）

設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

#### 第六条の二（有視界飛行方式）

有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。

## 第二章　航空機登録証明書等

#### 第七条（航空機登録証明書）

法第六条の航空機登録証明書の様式は、第三号様式の通りとする。

#### 第八条

航空機の移転登録又は変更登録を受けた者は、航空機登録証明書の書替を受けなければならない。

#### 第九条

航空機登録証明書を失い、破り、汚し、その再交付を申請しようとする者は、航空機登録証明書再交付申請書（第四号様式）に現に有する航空機登録証明書（失つた場合を除く。）を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第十条

航空機の所有者は、まヽ  
  
つヽ  
消登録を受けた場合には、すみやかに航空機登録証明書を返納しなければならない。

#### 第十一条（登録記号の打刻の位置及び方法）

法第八条の三第一項の規定による打刻は、当該航空機のフレーム、ビームその他の構造部材の見やすい位置に、直接登録記号を打刻する方法又は登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法により行わなければならない。

## 第三章　航空機の安全性

### 第一節　耐空証明等

#### 第十二条

法第十条第一項の滑空機は、初級滑空機とする。

#### 第十二条の二（耐空証明）

法第十条第一項又は法第十条の二第一項の耐空証明を申請しようとする者は、耐空証明申請書（第七号様式）を国土交通大臣又は耐空検査員に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

#### 第十二条の三

法第十条第三項（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の航空機の用途を指定する場合は、附属書第一に規定する耐空類別を明らかにするものとする。

##### ２

法第十条第三項の国土交通省令で定める航空機の運用限界は、第五条の四第二号の航空機の限界事項とする。

#### 第十三条

法第十条第三項（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の指定は、前条に規定する事項を記載した書類（以下「運用限界等指定書」という。）を申請者に交付することによつて行う。

#### 第十四条

法第十条第四項第一号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の基準は、附属書第一に定める基準（装備品及び部品については附属書第一に定める基準又は国土交通大臣が承認した型式若しくは仕様（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の適用を受ける無線局の無線設備にあつては、同法に定める技術基準））とする。

##### ２

法第十条第四項第二号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第二の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、附属書第二に定める基準とする。

##### ３

法第十条第四項第三号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、附属書第三又は附属書第四の適用を受ける航空機とし、同号の基準は、それぞれ附属書第三又は附属書第四に定める基準とする。

#### 第十四条の二

前条第一項の型式又は仕様の承認を申請しようとする者は、装備品等型式（仕様）承認申請書（第七号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  型式又は仕様を記載した書類
* 二  
  型式又は仕様に係る設計が前号の型式又は仕様に適合することを証する書類及び図面
* 三  
  型式又は仕様の装備品又は部品の均一性が確保されることを証する書類
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

##### ３

前条第一項の型式又は仕様の承認は、装備品等型式（仕様）承認書（第七号の三様式）を申請者に交付することによつて行う。

##### ４

前条第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた型式又は仕様について変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

##### ５

第一項から第三項までの規定は、前項の場合について準用する。

##### ６

前条第一項の承認を受けた者であつて法第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた型式又は仕様に係る設計の変更（第六条の表に掲げる設計の変更の区分のうちの小変更に該当するものに限る。）について、第三十五条第七号の規定による検査をし、かつ、第四十条第二項の規定により当該型式又は仕様に適合することを確認したときは、第四項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。

##### ７

前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  認定事業場の名称及び所在地
* 三  
  装備品等型式（仕様）承認書の番号及び装備品又は部品の型式又は仕様の名称
* 四  
  当該確認をした設計の変更の内容

##### ８

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  第二項各号に掲げる書類（変更した部分に限る。）
* 二  
  第四十一条第二項の規定により交付した設計基準適合証の写し

##### ９

国土交通大臣は、前条第一項の承認を受けた型式若しくは仕様の装備品若しくは部品の安全性若しくは均一性が確保されていないと認められるとき又は当該装備品若しくは部品が用いられていないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

##### １０

前条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品を製造する者は、当該装備品又は部品に同項の承認を受けた旨の表示を行わなければならない。

##### １１

前項の規定により行うべき表示の方法については、第三項の装備品等型式（仕様）承認書において指定する。

##### １２

第二十三条の十の規定は、前条第一項の承認を受けた者であつて、本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものについて準用する。

#### 第十五条

国土交通大臣は、申請により、装備品又は部品が第十四条第一項の型式に適合するものであるかどうかについて検査を行い、これに適合すると認めるときは、当該型式に適合する旨の認定を行う。

##### ２

前項の規定により行うべき検査の種類は、前条第三項の装備品等型式（仕様）承認書において指定する。

##### ３

第一項の認定を受けた装備品又は部品は、法第十条第四項又は法第十八条第二項の検査においては、法第十条第四項第一号の基準に適合しているものとみなす。

#### 第十六条

法第十条第七項又は法第十条の二第二項において準用する法第十条第七項の耐空証明書の様式は、第八号様式の通りとする。

#### 第十六条の二

航空機の使用者は、耐空証明書の記載事項に変更（国土交通大臣が軽微と認めるものに限る。）を生じ、又はこれを失い、破り、若しくは汚したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第八号の二様式）に、書換えの理由を証する書類（記載事項を変更しようとする場合に限る。）及び当該耐空証明書（失つた場合を除く。）を添えて、当該耐空証明書を交付した者に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請を受けた者は、当該申請が正当であると認めるときは、耐空証明書を再交付する。

#### 第十六条の三

左の各号の一に該当する耐空証明書を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その耐空証明書を、これを交付した者に返納しなければならない。  
この場合において、返納の事由を記載した書類を添付しなければならない。

* 一  
  有効期間が経過した耐空証明書
* 二  
  耐空証明の有効期間が経過する前に新たな耐空証明書の交付を受けた場合における旧耐空証明書
* 三  
  耐空証明が効力を失つた場合における耐空証明書

#### 第十六条の四（耐空検査員）

法第十条の二第一項の資格及び経験は、次のとおりとする。

* 一  
  資格
* 二  
  経験

#### 第十六条の五

法第十条の二第一項の滑空機は、中級滑空機、上級滑空機及び動力滑空機とする。

#### 第十六条の六

次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。

* 一  
  日本の国籍を有しない者
* 二  
  第十六条の十一の規定により、その資格の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
* 三  
  禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
* 四  
  精神の機能の障害により耐空検査員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

#### 第十六条の七

法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名、生年月日及び住所（別に営業所があるときは、その名称及び所在地を附記すること。）
* 二  
  所属する会社その他の団体があるときは、その名称及び主たる事務所の所在地
* 三  
  技能証明書の種別及び番号

##### ２

前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・四センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  戸籍抄本
* 二  
  履歴書
* 三  
  第十六条の四第二号の経験を有することを証明する書類

##### ３

国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書面を提出させることができる。

#### 第十六条の八

国土交通大臣は、法第十条の二第一項の認定をしたときは、耐空検査員に、その身分を示す証票（第八号の三様式。以下「耐空検査員の証」という。）を交付する。

##### ２

耐空検査員が、業務に従事するときは、前項の耐空検査員の証を携帯しなければならない。

#### 第十六条の九

耐空検査員が、耐空検査員の証を失い、破り、よごし、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、左に掲げる事項を記載した再交付申請書に写真二葉及び耐空検査員の証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  認定番号
* 三  
  再交付を申請する事由

#### 第十六条の九の二（精神の機能の障害により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出）

耐空検査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該耐空検査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、国土交通大臣に届け出なければならない。  
この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

#### 第十六条の十

耐空検査員は、法第十条の二第一項の耐空証明を行つたとき、又は法第十七条第二項の検査を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書及び検査記録書を作成し、遅滞なく国土交通大臣に提出しなければならない。  
ただし、検査記録書の提出にあつては、国土交通大臣の要求があつた場合に限るものとする。

* 一  
  報告書
* 二  
  検査記録書

##### ２

前項の報告書（法第十条の二第一項の耐空証明に係るものに限る。）には、当該滑空機の飛行規程の写しを添えなければならない。  
ただし、法第十条第一項又は法第十条の二第一項の耐空証明を受けたことのある滑空機であつてその飛行規程の記載事項に変更がないものについては、この限りでない。

##### ３

法第十二条第一項の型式証明を受けた型式と異なる型式の滑空機について法第十条の二第一項の耐空証明をしたときは、第一項の報告書に当該滑空機の設計書及び設計図面を添えなければならない。

#### 第十六条の十一

国土交通大臣は、耐空検査員が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

* 一  
  死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき。
* 二  
  第十六条の六第一号、第三号又は第四号に該当したとき。
* 三  
  法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。
* 四  
  不正の手段により認定を受けたとき。
* 五  
  技能証明の取消し又は航空業務の停止を命ぜられたとき。
* 六  
  耐空検査員としての職務を行うに当たり、非行又は重大な過失があつたとき。

#### 第十六条の十二

国土交通大臣は、耐空検査員の証について、第二百三十八条の失つた旨の届出があつたとき、第十六条の九の再交付の申請があつたとき（失つた場合に限る。）又は前条の規定により認定を取り消したときは、その無効であることを告示する。

#### 第十六条の十三

耐空検査員が前条の取消しを受けたとき、又は再交付を受けた後失つた耐空検査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

#### 第十六条の十四（試験飛行等の許可）

法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十七条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
* 四  
  操縦者の氏名及び資格
* 五  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 六  
  法第十一条第三項において準用する同条第一項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、指定された用途又は運用限界の範囲を超えることとなる事項の内容
* 七  
  法第十七条第三項又は法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の許可を受けようとする者にあつては、当該許可に係る修理、改造又は整備の内容
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第十七条（型式証明）

法第十二条第一項の型式証明を申請しようとする者は、型式証明申請書（第九号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

#### 第十八条

型式証明を行うための検査は、当該型式の設計並びにその設計に係る航空機のうち一機の製造過程及び現状について行う。

##### ２

前項の規定にかかわらず、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

* 一  
  その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機
* 二  
  法第十二条第一項の型式証明を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

##### ３

前二項の規定にかかわらず、その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により型式証明その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機については、設計、製造過程又は現状について検査の一部を行わないことができる。

#### 第十九条

法第十二条第三項の型式証明書の様式は、第十号様式の通りとする。

#### 第二十条（型式証明の変更）

法第十三条第一項の承認を受けようとする者は、型式設計変更申請書（第十一号様式）に現に有する型式証明書及び第十七条第二項の表の区分に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第十七条第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。

#### 第二十一条

第十八条の規定は、前条の場合に準用する。

#### 第二十二条

法第十三条第一項の承認は、新たに型式証明書を交付することによつて行う。

#### 第二十二条の二

法第十三条第四項の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更に該当しないものとする。

* 一  
  法第十条第四項第二号の航空機について行う次に掲げる設計の変更その他の当該航空機の騒音に影響を及ぼすおそれのある設計の変更
* 二  
  法第十条第四項第三号の航空機について行う次に掲げる設計の変更その他の当該航空機の発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある設計の変更

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条第四項の変更に含まれないものとする。

#### 第二十二条の三

法第十三条第五項の規定により、確認をした旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  認定事業場の名称及び所在地
* 三  
  型式証明書の番号及び航空機の型式
* 四  
  当該確認をした設計の変更の内容

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（第一号から第八号までに掲げる書類にあつては、変更に係る部分に限る。）。

* 一  
  設計書
* 二  
  図面目録
* 三  
  設計図面
* 四  
  部品表
* 五  
  仕様書
* 六  
  飛行規程
* 七  
  整備手順書
* 八  
  航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類
* 九  
  第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し
* 十  
  前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

#### 第二十三条（追加型式設計の承認）

型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更（以下「追加型式設計」という。）について法第十三条の二第一項の承認を申請しようとする者は、追加型式設計承認申請書（第十一号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

#### 第二十三条の二

追加型式設計の承認を行うための検査は、当該追加型式設計に係る設計並びにその設計に係る航空機のうち一機の製造過程及び現状について行う。

##### ２

前項の規定にかかわらず、次に掲げる追加型式設計に係る設計及びその設計に係る航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

* 一  
  その追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機
* 二  
  法第十三条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

##### ３

前二項の規定にかかわらず、その追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機については、設計、製造過程又は現状について検査の一部を行わないことができる。

#### 第二十三条の三

法第十三条の二第一項の承認は、申請者に追加型式設計承認書（第十一号の三様式）を交付することによつて行う。

#### 第二十三条の四（追加型式設計の変更の承認）

法第十三条の二第三項の承認を受けようとする者は、追加型式設計変更申請書（第十一号の四様式）に現に有する追加型式設計承認書及び第二十三条第二項の表の区分に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第二十三条第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。

#### 第二十三条の五

第二十三条の二の規定は、前条の場合に準用する。

#### 第二十三条の六

法第十三条の二第三項の承認は、新たに追加型式設計承認書を交付することによつて行う。

#### 第二十三条の七

法第十三条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十三条の二第四項の変更に含まれないものとする。

#### 第二十三条の八

法第十三条の二第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、確認をした旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  認定事業場の名称及び所在地
* 三  
  追加型式設計承認書の番号及び追加型式設計の内容
* 四  
  当該確認をした設計の変更の内容

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（第一号から第八号までに掲げる書類にあつては、変更に係る部分に限る。）。

* 一  
  設計書
* 二  
  図面目録
* 三  
  設計図面
* 四  
  部品表
* 五  
  仕様書
* 六  
  飛行規程
* 七  
  整備手順書
* 八  
  航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類
* 九  
  第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し
* 十  
  前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

#### 第二十三条の九（航空機の整備及び改造に関する情報）

法第十三条の三の国土交通省令で定める技術上の情報は、整備及び改造の箇所、時期及び実施の方法とする。

#### 第二十三条の十（法第十三条の四の国土交通省令で定める事態の報告等）

法第十三条の四（法第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により情報を収集し、これを報告する者（以下この条において「本邦型式証明保有者等」という。）は、型式証明を受けた型式の航空機、追加型式設計の承認を受けた設計に係る航空機又は耐空証明のある航空機の修理若しくは改造のための設計の一部の変更（以下「修理改造設計」という。）の承認を受けた設計に係る航空機（当該本邦型式証明保有者等が受けた当該型式証明又は承認に係るものに限る。以下この条及び次条において「国産航空機等」という。）について、次条各号に掲げる事態（追加型式設計又は修理改造設計の承認を受けた者にあつては、当該設計に係る部分に限る。第三項において同じ。）に関する情報を、国産航空機等の使用者又は国産航空機等若しくはその装備品若しくは部品の製造、整備若しくは改造をする者から収集し、整理し、及び分析するための体制を整備しなければならない。

##### ２

本邦型式証明保有者等は、前項の規定により情報の収集、整理及び分析を行つたときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、保存しなければならない。

##### ３

本邦型式証明保有者等は、国産航空機等について次条各号に掲げる事態の発生を知つた時から七十二時間以内においてできる限り速やかに、次に掲げる事項を国土交通大臣に速報しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称
* 二  
  航空機の国籍、登録記号及び型式
* 三  
  報告に係る事態が発生した日時及び場所
* 四  
  報告に係る事態の概要
* 五  
  その他参考となる事項

##### ４

本邦型式証明保有者等は、前項の規定により速報した事態の原因が設計又は製造過程にあると認める場合、必要な改善措置について、国土交通大臣に報告するとともに、当該改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証のために必要な事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第二十三条の十一

法第十三条の四の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

* 一  
  法第七十六条第一項各号に掲げる事故
* 二  
  法第七十六条の二に規定する事態（設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われるものに限る。）
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、国産航空機等が法第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通大臣が認める事態

#### 第二十三条の十二（型式証明書等の提出）

型式証明又は追加型式設計の承認（以下この条において「型式証明等」という。）を受けた者は、法第十三条の五第二項の規定により型式証明等を取り消されたときは、直ちに、当該型式証明等に係る型式証明書又は追加型式設計承認書を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第二十三条の十三（耐空証明の有効期間の起算日）

耐空証明の有効期間の起算日は、当該耐空証明に係る耐空証明書を交付する日とする。  
ただし、耐空証明の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに耐空証明書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。

#### 第二十三条の十四（法第十四条の二第一項の整備規程）

法第十四条の二第一項の国土交通省令で定める航空機の整備に関する事項は第二百十四条の表第二号の上欄に掲げるとおりとし、法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同号の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同号の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第二十三条の十五（整備規程の認定の申請等）

法第十四条の二第一項の規定により、整備規程の設定の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程設定認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  設定しようとする整備規程

##### ２

法第十四条の二第三項の規定により、整備規程の変更の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程変更認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする整備規程（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  変更を必要とする理由

##### ３

法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

* 一  
  機体並びに装備品、部品及び救急用具（以下この節及び第七章第一節において「装備品等」という。）の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠した変更
* 二  
  整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更

##### ４

法第十四条の二第五項の規定により整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した整備規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施日

#### 第二十三条の十六（耐空証明書等の提出等）

航空機の使用者は、法第十四条の三第二項の規定により当該航空機の耐空証明の効力が停止されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

航空機の使用者は、法第十四条の二第二項の規定により当該航空機の耐空証明の有効期間が短縮され、又は指定事項が変更されたときは、直ちに、当該航空機の耐空証明書又は運用限界等指定書を国土交通大臣に提示しなければならない。

#### 第二十三条の十七（航空の用に供してはならない航空機）

法第十五条第二号の国土交通省令で定める航空機は、第十四条第二項の基準に適合しないターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機であつて、最大離陸重量が三万四千キログラムを超えるものとする。

#### 第二十三条の十八（使用者の整備及び改造の義務）

法第十六条の規定により航空機を法第十条第四項の基準に適合するように維持しなければならない者は、次の各号に掲げる航空機について、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることとする。

* 一  
  航空運送事業の用に供する航空機　法第百四条第一項の認可を受けた整備規程により整備をし、及び必要に応じ改造をすること
* 二  
  法第十四条の二第一項の認定を受けた整備規程（同条第三項の変更の認定又は同条第五項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの）により整備をする航空機　当該整備規程により整備をし、及び必要に応じ改造をすること
* 三  
  前二号に掲げる航空機以外の航空機　次に定めるところにより行うこと

#### 第二十四条（修理改造検査）

法第十七条第一項の検査を受けるべき国土交通省令で定める範囲の修理又は改造は、次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第二十四条の二

法第十七条第一項の検査を受けることを要しない国土交通省令で定める範囲の修理は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理であつて、前条の表第二号の下欄ロ及びハに掲げる修理に該当しないものとする。

#### 第二十四条の三

法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計は、次に掲げるものとする。

* 一  
  耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機の修理又は改造のための設計
* 二  
  航空機の設計の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が設計し、かつ、耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した航空機の修理又は改造のための設計

#### 第二十五条

法第十七条第一項又は第二項の検査を受けようとする者は、修理改造検査申請書（第十二号様式）を国土交通大臣又は耐空検査員に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

#### 第二十六条

法第十七条第一項又は第二項の検査は、修理又は改造の計画、過程及び作業完了後の現状について行う。

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十三条第一項、法第十三条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機については、修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係るものに限る。）又は過程について検査の一部を行わないことができる。

#### 第二十六条の二

国土交通大臣又は耐空検査員は、法第十七条第一項又は第二項の検査の結果、航空機が次の表の上欄に掲げる航空機の区分及び同表の中欄に掲げる修理又は改造の範囲に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合すると認めるときは、これを合格とするものとする。

#### 第二十六条の三（修理改造設計の承認）

修理改造設計について法第十七条の二第一項の承認を申請しようとする者は、修理改造設計承認申請書（第十二号の二様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。

#### 第二十六条の四

修理改造設計の承認を行うための検査は、当該修理改造設計に係る設計について行う。

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の承認を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした設計については、検査の一部を行わないことができる。

#### 第二十六条の五

法第十七条の二第一項の承認は、申請者に修理改造設計承認書（第十二号の三様式）を交付することによつて行う。

#### 第二十六条の六

法第十七条の二第二項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  認定事業場の名称及び所在地
* 三  
  当該確認をした設計の内容

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  設計書
* 二  
  図面目録
* 三  
  設計図面
* 四  
  部品表
* 五  
  仕様書
* 六  
  飛行規程
* 七  
  整備手順書
* 八  
  航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類
* 九  
  第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し
* 十  
  前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類

#### 第二十六条の七（修理改造設計の変更の承認）

法第十七条の二第三項の承認を受けようとする者は、修理改造設計変更申請書（第十二号の四様式）に現に有する修理改造設計承認書又は第四十一条第一項の規定により交付した設計基準適合証の写し及び第二十六条の三第二項の表に従い当該変更に係る事項を記載した添付書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第二十六条の三第二項の規定は、前項の添付書類の提出の時期について準用する。

#### 第二十六条の八

第二十六条の四の規定は、前条の場合に準用する。

#### 第二十六条の九

法第十七条の二第三項の承認は、新たに修理改造設計承認書を交付することによつて行う。

#### 第二十六条の十

法第十七条の二第四項の国土交通省令で定める変更は、第二十二条の二第一項各号に掲げる設計の変更に該当しないものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第十七条の二第五項において準用する法第十三条の五第一項の規定による国土交通大臣の命令を受けて設計の変更を行う場合には、当該変更は法第十七条の二第四項の変更に含まれないものとする。

#### 第二十六条の十一

法第十七条の二第四項の規定による確認をした旨の届出をしようとする者は、同条第五項において準用する法第十三条第五項の規定により、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  認定事業場の名称及び所在地
* 三  
  修理改造設計承認書又は設計基準適合証の番号及び修理改造設計の内容
* 四  
  当該確認をした設計の変更の内容

##### ２

第二十六条の六第二項の規定は、前項の届出書について準用する。  
ただし、同項第一号から第八号までに掲げる書類にあつては、変更に係る部分に限る。

#### 第二十六条の十二

第二十三条の十二の規定は、法第十七条の二第五項において法第十三条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

#### 第二十七条（予備品証明）

法第十八条第一項の国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品とは、次に掲げるものをいう。

* 一  
  回転翼
* 二  
  トランスミッション
* 三  
  計器
* 四  
  起動機、磁石発電機、機上発電機、燃料ポンプ、プロペラ調速器、気化器、高圧油ポンプ、与圧室用過給器、防氷用燃焼器、防氷液ポンプ、高圧空気ポンプ、真空ポンプ、インバーター、脚、フロート、スキー、スキッド、発電機定速駆動器、水・アルコール噴射ポンプ、排気タービン、燃焼式客室加熱器、方向舵だ  
  、昇降舵だ  
  、補助翼、フラップ、燃料噴射ポンプ、滑油ポンプ、冷却液ポンプ、フェザリング・ポンプ、燃料管制装置、除氷系統管制器、酸素調節器、空気調和装置用圧力調節器、高圧空気源調整器、高圧空気管制器、電源調整器、高圧油調整器、高圧油管制器、滑油冷却器、冷却液冷却器、燃料タンク（インテグラル式のものを除く。）、滑油タンク、機力操縦用作動器、脚作動器、動力装置用作動器、点火用ディストリビューター、点火用エキサイター、発動機架及び航法装置（電波法の適用を受ける無線局の無線設備を除く。）

#### 第二十八条

法第十八条第一項の予備品証明を受けようとする者は、予備品証明申請書（第十三号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第二十九条

法第十八条第二項の検査は、設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状について行う。

##### ２

前項の規定にかかわらず、法第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品については、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める検査の一部を行わないことができる。

* 一  
  製造をした装備品  
    
    
  当該装備品の設計又は製造過程についての検査
* 二  
  整備をした装備品  
    
    
  当該装備品の設計又は整備の過程についての検査
* 三  
  改造をした装備品  
    
    
  当該装備品の設計又は改造の過程についての検査

#### 第三十条

法第十八条第二項の予備品証明は、同項の検査に合格した装備品について、予備品証明書（第十四号様式）を交付するか、又は予備品検査合格の表示（第十五号様式又は第十五号の二様式）をすることによつて行う。

#### 第三十条の二（予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品）

法第十八条第三項第四号の国土交通省令で定める輸入した装備品は、次に掲げるものとする。

* 一  
  その耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした装備品
* 二  
  装備品の製造、修理又は改造の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が製造、修理又は改造をし、かつ、その耐空性について確認した装備品

#### 第三十条の三（予備品証明の失効）

法第十八条第四項の国土交通省令で定める範囲の修理及び改造は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は改造（滑空機に装備する予備品にあつては、小改造を除く。）とする。

#### 第三十一条（法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機）

法第十九条第一項の国土交通省令で定める航空機は、客席数が三十又は最大離陸重量が一万五千キログラムを超える飛行機及び回転翼航空機とする。

#### 第三十二条（軽微な保守）

法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な保守は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの軽微な保守とする。

#### 第三十二条の二（航空機の整備又は改造についての確認）

法第十九条第二項の確認は、航空機の整備又は改造の計画（修理又は改造のための設計に係るものを除く。）及び過程並びにその作業完了後の現状について行うものとし、搭載用航空日誌（滑空機にあつては、滑空機用航空日誌）に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

### 第二節　事業場の認定

#### 第三十三条（業務の範囲及び限定）

法第二十条第一項の事業場の認定（以下この節において単に「認定」という。）は、次の表の上欄に掲げる業務の能力の区分に応じ、同表の下欄に掲げる業務の範囲の一又は二以上について行う。

##### ２

認定には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる限定をすることができるものとする。

#### 第三十四条（認定の申請）

認定を申請しようとする者は、事業場ごとに、事業場認定申請書（第十六号様式）に、当該事業場が次条の技術上の基準に適合することを説明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第三十五条（認定の基準）

法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  次に掲げる施設を有すること。
* 二  
  業務を実施する組織が認定業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。
* 三  
  前号の各組織ごとに認定業務を適確に実施することができる能力を有する人員が適切に配置されていること。
* 四  
  次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。
* 五  
  作業の実施方法（次号の品質管理制度に係るものを除く。）が認定業務の適確な実施のために適切なものであること（法第二十条第一項第三号に係る認定業務の作業の実施方法にあつては、航空機の構造並びに装備品及び系統の状態の点検の結果、当該航空機について必要な整備を行うこととするものであり、かつ、認定業務の適確な実施のために適切なものであること。）。
* 六  
  次の制度を含む品質管理制度が認定業務の適確な実施のために適切なものであること。
* 七  
  次の表の上欄に掲げる認定業務にあつては、同表の中欄に掲げる検査が同表の下欄に掲げる方法により実施されること。
* 八  
  事業場の運営に責任を有する者の権限及び責任において、次に掲げる事項が文書により適切に定められており、及び当該文書に記載されたところに従い認定業務が実施されるものであること。

#### 第三十六条（認定書の交付）

認定は、申請者に事業場認定書（第十六号の二様式）を交付することによつて行う。

#### 第三十七条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、二年とする。

#### 第三十八条（限定の変更）

認定を受けた者が限定を受けた事項について変更をしようとするときは、限定変更申請書（第十六号の三様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

##### ２

前項の承認は、変更に係る業務の能力が第三十五条の技術上の基準に適合しているかどうかを審査して行うものとする。

##### ３

第一項の承認は、申請者に限定変更承認書（第十六号の四様式）を交付することによつて行う。

#### 第三十九条（業務の実施に関する事項等）

法第二十条第二項の国土交通省令で定める業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。  
ただし、第三十五条第八号に掲げる事項を除く。

* 一  
  認定業務の能力及び範囲並びに限定
* 二  
  業務に用いる設備、作業場及び保管施設その他の施設に関する事項
* 三  
  業務を実施する組織及び人員に関する事項
* 四  
  品質管理制度その他の業務の実施の方法に関する事項
* 五  
  確認主任者の行う確認の業務に関する事項
* 六  
  その他業務の実施に関し必要な事項

##### ２

法第二十条第二項の規定により、業務規程の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、業務規程設定（変更）認可申請書（第十六号の五様式）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  設定し、又は変更しようとする業務規程（変更の場合においては、新旧の対照を明示すること。）
* 二  
  前号の業務規程が次条の技術上の基準に適合していることを説明する書類

##### ３

法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

* 一  
  第一項第二号に掲げる事項のうち業務に用いる施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 二  
  第一項第三号に掲げる事項のうち業務の実施に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の業務規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

##### ４

法第二十条第四項の規定により業務規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施日

#### 第三十九条の二（技術上の基準）

法第二十条第三項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  前条第一項第一号の事項にあつては、第三十三条の規定に従つて認定業務の能力及び範囲並びに限定が明確に定められていること。
* 二  
  前条第一項第二号から第四号までの事項にあつては、第三十五条第一号から第七号までに掲げる技術上の基準に適合していること。
* 三  
  前条第一項第五号の事項にあつては、第三十九条の四から第四十一条までの規定に従つて確認の業務を行うための方法が適切に定められていること。

#### 第三十九条の三（認定業務の運営）

認定を受けた者は、公正に、かつ、法第二十条第二項に規定する業務規程に従つて認定業務を運営しなければならない。

#### 第三十九条の四（検査の確認の方法）

法第二十条第一項第一号又は第五号に係る認定業務を行う確認主任者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる検査を行うものとし、全ての検査事項が適切に行われ、かつ、当該検査の結果が記録されたことを確認したときは、その旨を証する書類に署名又は記名押印をするものとする。

##### ２

前項の検査の対象となる設計を担当した確認主任者は、前項の確認をしてはならない。

#### 第四十条（法第十条第四項の基準に適合することの確認等の方法）

法第十条第四項の基準に適合することの確認は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について確認主任者（同表第三号から第六号までの場合にあつては、当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、同表の下欄に掲げる基準適合証又は航空日誌に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

##### ２

第十四条の二第六項の確認は、第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品の設計の変更について、当該設計の変更後の装備品又は部品が当該承認を受けた型式又は仕様に適合することについて確認主任者（当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次条第二項の設計基準適合証に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

#### 第四十一条（基準適合証の交付）

認定を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第十条第四項の基準に適合することの確認をしたときは、同表の中欄に掲げる基準適合証を、同表の下欄に掲げる者に交付するものとする。

##### ２

認定を受けた者は、前条第二項に掲げる第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様に適合することの確認をしたときは、設計基準適合証を、当該承認を受けた者に交付するものとする。

#### 第四十一条の二（講習）

認定を受けた者は、国土交通大臣から航空法規その他認定業務の実施に関し必要な事項について講習を行う旨の通知を受けたときは、第三十五条第三号の人員のうちから適切な者を指名して当該講習を受けさせなければならない。

## 第四章　航空従事者

#### 第四十二条（技能証明の申請）

法第二十二条の技能証明を申請しようとする者（第五十七条の規定により申請する者を除く。第三項において「技能証明申請者」という。）は、技能証明申請書（第十九号様式（全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者（以下「学科試験全科目免除申請者」という。）にあつては、第十九号の二様式））を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、写真（申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの（縦三センチメートル、横二・五センチメートル）で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。）一葉を添付し、及び必要に応じ第一号若しくは第二号に掲げる書類を添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付しなければならない。

* 一  
  第四十八条又は第四十八条の二の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し
* 二  
  第四十九条の規定により全部又は一部の科目に係る試験の免除を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し
* 三  
  国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書

##### ３

技能証明申請者（学科試験全科目免除申請者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするとき（全部又は一部の科目に係る実地試験の免除を受けようとするときを含む。）は、実地試験申請書（第十九号の二様式）に、写真一葉及び第四十七条の文書の写し（学科試験の合格に係るものに限る。）を添付するとともに、必要に応じ第一号に掲げる書類を添付し、又は第二号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  第四十九条の規定により全部又は一部の科目に係る実地試験の免除を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し
* 二  
  国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、実地試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書

##### ４

第一項の規定により技能証明を申請する者は、当該申請に係る学科試験の合格について第四十七条の通知があつた日（学科試験全科目免除申請者にあつては、技能証明申請書提出の日）から二年以内に戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ５

第一項の規定により航空通信士の資格に係る技能証明を申請する者は、技能証明申請書提出の日から二年以内に無線従事者免許証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第四十三条（技能証明等の要件）

技能証明又は法第三十四条第一項の計器飛行証明若しくは同条第二項の操縦教育証明は、自家用操縦士、二等航空士及び航空通信士の資格に係るものにあつては十七歳（自家用操縦士の資格のうち滑空機に係るものにあつては十六歳）、事業用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、航空機関士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格に係るものにあつては十八歳、二等航空整備士の資格に係るものにあつては十九歳、一等航空整備士の資格に係るものにあつては二十歳並びに定期運送用操縦士の資格に係るものにあつては二十一歳以上の者であつて、別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ受けることができない。

##### ２

法第二十六条第二項の国土交通省令で定める資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士とする。

#### 第四十四条（飛行経歴等の証明）

第四十二条第四項及び前条第一項の飛行経歴その他の経歴は、次に掲げる方法により証明されたものでなければならない。  
ただし、法の施行前のものについては、この限りでない。

* 一  
  技能証明を有する者のその資格に係る飛行経歴にあつては、一飛行の終了ごとに当該機長が証明をしたもの
* 二  
  法第三十五条第一項各号に掲げる操縦の練習のために行う操縦に係る飛行経歴にあつては、そのつどその監督者の証明したもの
* 三  
  前二号に掲げるもの以外のものにあつては、そのつどその使用者、指導者その他これに準ずる者の証明したもの

#### 第四十五条（試験の期日等の公示及び通知）

国土交通大臣は、法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項及び法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により試験を行う場合は、試験の期日及び場所、試験を行う技能証明の資格、第四十二条第一項の技能証明申請書、第五十七条第一項の技能証明限定変更申請書、第六十三条第一項の航空英語能力証明申請書又は第六十四条第一項の計器飛行証明申請書若しくは操縦教育証明申請書の提出時期その他必要な事項を官報で公示する。

##### ２

国土交通大臣は、第四十二条第一項の技能証明申請書、第五十七条第一項の技能証明限定変更申請書、第六十三条第一項の航空英語能力証明申請書又は第六十四条第一項の計器飛行証明申請書若しくは操縦教育証明申請書を受理したときは、申請者に法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験に関する実施細目その他必要な事項を通知する。

#### 第四十六条（試験の科目等）

法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験は、別表第三に掲げる科目について行う。  
ただし、実地試験の科目のうち、実地試験に使用する航空機の強度、構造及び性能上実施する必要がないと国土交通大臣が認めたものについては、これを行わない。

#### 第四十六条の二

国土交通大臣は、別表第三に掲げる科目について実地試験を行う場合には、その全部又は一部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行うことができる。

#### 第四十七条（学科試験の合格の通知）

国土交通大臣は、学科試験に合格した者又は学科試験の一部の科目について合格点を得た者に対し、その旨を文書で通知する。

#### 第四十八条（試験の免除）

学科試験に合格した者が、当該合格に係る資格と同じ資格の技能証明を同じ種類の航空機（航空工場整備士の資格にあつては、同じ種類の業務）について申請する場合又は法第三十三条第一項の航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を申請する場合は、申請により、当該合格に係る前条の通知があつた日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

#### 第四十八条の二

学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者が、当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請する場合には、申請により、当該学科試験に係る第四十七条の通知をした日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験及び当該全部の科目に係る学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。

#### 第四十八条の三

航空英語能力証明を有する者が、新たに航空英語能力証明を申請する場合は、申請により、既得の航空英語能力証明の有効期間が経過する前に当該申請に係る実地試験を受けるときに限り、当該申請に係る学科試験を免除する。

#### 第四十九条

現に有する資格以外の資格の技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明を申請する者に対する試験にあつては、申請により、既得の技能証明、計器飛行証明又は操縦教育証明に係る試験の科目と同一のものであつて国土交通大臣が同等又はそれ以上と認めたものについては、これを行わない。

#### 第五十条

国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、学科試験（別表第三に掲げる国内航空法規に係るものを除く。）及び実地試験の全部又は一部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を行うことができる。

##### ２

国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府であつて、第四十六条の規定による試験と同等又はそれ以上の試験を行うと国土交通大臣が認めるものが授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、試験の全部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を行うことができる。

##### ３

前二項の場合（航空英語能力証明を行う場合を除く。）においては、航空従事者として必要な日本語又は英語の能力を有するかどうかについて国土交通大臣が必要があると認めて行う試験に合格しなければならない。

#### 第五十条の二

独立行政法人航空大学校の課程を修了した者に対する航空通信士の資格についての技能証明若しくは航空英語能力証明に係る学科試験又は事業用操縦士、自家用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明若しくは操縦教育証明に係る実地試験については、申請により、これを行わない。  
ただし、当該航空大学校の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

##### ２

前項の規定により申請を行う場合には、独立行政法人航空大学校の課程を修了したことを証する書類を添付しなければならない。

##### ３

法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）の課程を修了した者に対する試験については、申請により、国土交通大臣が告示で定めるところに従い、実地試験の全部又は一部を行わない。  
ただし、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年（次条第三項第二号の整備の基本技術の科目に係る課程については、二年）を経過した場合は、この限りでない。

##### ４

航空通信士の資格についての技能証明又は航空英語能力証明に係る指定航空従事者養成施設の課程を修了した者に対する当該技能証明又は航空英語能力証明に係る学科試験については、申請により、これを行わない。  
ただし、当該航空従事者養成施設の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

##### ５

前二項の規定により申請を行う場合には、指定航空従事者養成施設の管理者の発行する修了証明書（第十九号の三様式）を添付しなければならない。

##### ６

法第三十三条第三項において読み替えて準用する法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した本邦航空運送事業者（以下「指定航空英語能力判定航空運送事業者」という。）により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者に対する航空英語能力証明に係る試験については、申請により、これを行わない。  
ただし、当該判定をされた日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

##### ７

前項の規定により申請を行う場合には、指定航空英語能力判定航空運送事業者の管理者の発行する能力判定結果証明書（第十九号の三の二様式）を添付しなければならない。

#### 第五十条の三（航空従事者の養成施設の指定の申請）

法第二十九条第四項の規定による航空従事者の養成施設の指定を受けようとする者は、航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えなければならない。

##### ３

前項の教育規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

* 一  
  当該養成施設の管理者の氏名及び経歴
* 二  
  法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明、同条第二項の操縦教育証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程
* 三  
  学科教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
* 四  
  実技教官の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
* 五  
  技能審査員（当該養成施設の課程に係る学科又は実技についての技能審査に従事する者をいう。以下同じ。）の氏名、経歴及び航空従事者としての資格
* 六  
  教育施設の概要
* 七  
  教育の内容及び方法
* 八  
  技能審査の方法
* 九  
  その他次条各号に掲げる基準に適合するものであることを証するに足りる事項

#### 第五十条の四（航空従事者の養成施設の指定の基準）

法第二十九条第四項の航空従事者の養成施設の指定は、次の基準に適合するものについて行う。

* 一  
  次に掲げる要件を備えた設置者が設置する養成施設であること。
* 二  
  次に掲げる要件を備えた管理者が置かれていること。
* 三  
  次に掲げる要件を備えた学科教官が必要な数以上置かれていること。
* 四  
  次に掲げる要件を備えた実技教官が必要な数以上置かれていること。
* 五  
  次に掲げる要件を備えたことについて国土交通大臣が認定した技能審査員が必要な数以上置かれていること。
* 六  
  次に掲げる要件を備えた教育施設を有するものであること。
* 七  
  当該養成施設の課程に係る学科教育及び実技教育の科目、これらの科目ごとの教育時間その他の教育の内容及び方法が適切なものであること。
* 八  
  当該養成施設の技能審査の方法が、国土交通大臣が行う法第二十九条第二項の実地試験と同一のものであることその他の訓練生の技能の習得状況を適切に確認できるものであること。
* 九  
  次に掲げる当該養成施設の適確な運営のための制度が定められていること。

#### 第五十条の五（指定航空従事者養成施設の業務の運営）

指定航空従事者養成施設の管理者は、公正に、かつ、前条各号に掲げる基準に適合するように、及び第五十条の三第二項に規定する教育規程に従つて、業務を運営しなければならない。

#### 第五十条の六（航空従事者の養成施設の指定）

法第二十九条第四項の規定による航空従事者の養成施設の指定は、施設ごとに行うものとする。

##### ２

前項の指定には、課程についての限定をするものとする。

#### 第五十条の七（航空従事者養成施設指定書の交付）

航空従事者の養成施設の指定は、申請者に航空従事者養成施設指定書（第十九号の五様式）を交付することによつて行う。

#### 第五十条の八（技能審査員の認定）

第五十条の四第五号に規定する技能審査員の認定は、課程ごとに行う。

##### ２

前項の認定には、期限を付することができる。

#### 第五十条の九（指定航空従事者養成施設の課程についての限定の変更）

指定を受けた者が当該指定航空従事者養成施設の課程についての限定を受けた事項について変更をしようとするときは、変更しようとする教育規程二部及び教育実績を記載した書類を添えた限定変更申請書（第十九号の六様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

##### ２

前項の承認は、変更に係る事項が第五十条の四の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

##### ３

第一項の承認は、申請者に限定変更承認書（第十九号の七様式）を交付することによつて行う。

#### 第五十条の十（指定航空従事者養成施設の教育規程の変更）

指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、教育規程（変更に係る部分に限る。）二部及び教育規程変更申請書（第十九号の八様式）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
ただし、軽微な変更については、この限りでない。

##### ２

前項の承認は、変更に係る事項が第五十条の四の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

##### ３

第一項の承認は、申請者に教育規程変更承認書（第十九号の九様式）を交付することによつて行う。

#### 第五十条の十一（修了証明書の交付の制限）

指定航空従事者養成施設の管理者は、第五十条の二第五項の規定による修了証明書を、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了し、かつ、同条第三項及び第四項の規定により試験を免除される科目について第五十条の四第五号の技能審査員の行う技能審査に合格した者以外の者に交付してはならない。

#### 第五十条の十二（技能審査員の認定の取消し）

国土交通大臣は、第五十条の四第五号の規定による認定を受けた技能審査員に技能審査の実施に関し不正があつたと認めるとき、又は同号の基準に適合しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 第五十一条（航空機の指定）

法第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機は、次に掲げるものとする。

* 一  
  初級滑空機及び中級滑空機
* 二  
  本邦外の各地間を航行する航空機であつて、当該航空機において航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有する者として国土交通大臣が告示で定める者が乗り組んで操縦（航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱いを含む。）を行うもの

#### 第五十一条の二

法第二十八条第三項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の種類、等級及び型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
* 四  
  操縦者の氏名及び資格
* 五  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 六  
  その他参考となる事項

#### 第五十二条（技能証明書の様式）

法第二十三条の技能証明書の様式は、第二十号様式の通りとする。

#### 第五十三条（技能証明の限定）

法第二十五条第一項の航空機の種類についての限定及び同条第二項の航空機の等級についての限定は、実地試験に使用される航空機により行う。  
この場合において、航空機の等級は、次の表の上欄に掲げる航空機の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級とする。

##### ２

前項の場合において、定期運送用操縦士、事業用操縦士及び自家用操縦士の資格並びに航空機関士の資格（限定をする航空機の種類が飛行機又は飛行船であるときに限る。）についての技能証明については、実地試験に使用される航空機の等級が次の表の上欄に掲げる等級であるときは、限定をする航空機の等級を同表の下欄に掲げる等級とする。

##### ３

第一項の場合において、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格についての技能証明については、実地試験に使用される航空機の等級が次の表の上欄に掲げる等級であるときは、限定をする航空機の等級を同表の下欄に掲げる航空機の等級とする。

#### 第五十四条

法第二十五条第二項の航空機の型式についての限定は、実地試験に使用される航空機により、次に掲げる区分により行う。

* 一  
  操縦者に係る資格にあつては、構造上、その操縦のために二人を要する航空機又は国土交通大臣が指定する型式の航空機については当該航空機の型式
* 二  
  航空機関士の資格にあつては当該航空機の型式
* 三  
  一等航空整備士及び一等航空運航整備士の資格にあつては、次に掲げる型式
* 四  
  二等航空整備士及び二等航空運航整備士にあつては、国土交通大臣が指定する型式の航空機については当該航空機の型式

#### 第五十五条

法第二十五条第三項の業務の種類についての限定は、試験に係る業務の種類により、機体構造関係、機体装備品関係、ピストン発動機関係、タービン発動機関係、プロペラ関係、計器関係、電子装備品関係、電気装備品関係又は無線通信機器関係の別に行なう。

#### 第五十六条

次の表の上欄に掲げる資格についての技能証明を有する者が、同一の種類（滑空機にあつては等級）の航空機について、それぞれ同表の下欄に掲げる資格についての技能証明を受けたときは、前に有した技能証明の限定は、新たに受けた技能証明についても有効とする。

#### 第五十六条の二（二等航空整備士及び二等航空運航整備士が整備後の確認をすることができない用途の航空機）

法別表二等航空整備士の項及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める用途の航空機は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ、飛行機輸送Ｔ、回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級である航空機とする。

#### 第五十六条の三

法別表一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の項の国土交通省令で定める軽微な修理は、第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの軽微な修理とする。

#### 第五十七条（技能証明の限定の変更）

法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更を申請しようとする者は、技能証明限定変更申請書（第十九号様式（学科試験全科目免除申請者にあつては、第十九号の二様式））を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。  
この場合において、同条第二項中「一葉」とあるのは「一葉（学科試験全科目免除申請者を除く。）」と、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「技能証明を申請する者」とあるのは「技能証明の限定の変更を申請する者（現に有する技能証明を受けるのに必要な飛行経歴その他の経歴と同一でない飛行経歴その他の経歴が必要とされている技能証明の限定の変更を申請する者に限る。）」と、「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

#### 第五十八条（技能証明の取消等の通知）

国土交通大臣は、法第三十条（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、その旨及び事由を当該処分を受けた航空従事者又は操縦練習生（法第三十五条第一項第一号の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に通知する。

#### 第五十九条（航空業務の停止）

航空業務又は航空機の操縦の練習の停止について前条の通知を受けた航空従事者又は操縦練習生は、すみやかにその技能証明書又は航空機操縦練習許可書を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第六十条（聴聞の方法の特例）

国土交通大臣は、聴聞を行うに当たつては、その期日の十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

##### ２

国土交通大臣より行政手続法第十五条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、補佐人を選任したときは、聴聞の日の前日までに、その者の住所、氏名及び証言の内容を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

##### ３

当事者は、自己のために証言しようとする者（同法第十七条第一項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者を除く。以下「証人」という。）があるときは、聴聞の期日の前日までに、その者の住所、氏名及び証言内容を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ４

証人が発言し、又は証拠を提出しようとするときは、主宰者の許可を受けなければならない。

##### ５

前二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
ただし、当事者から非公開で行う旨の申出があつたときは、この限りでない。

#### 第六十一条（航空身体検査証明の申請）

法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請しようとする者は、航空身体検査証明申請書（国土交通大臣の指定する医療機関等（以下「航空身体検査指定機関」という。）において申請前一月以内に受けた検査の結果を記載したもの。第二十二号様式）を国土交通大臣又は指定航空身体検査医に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査証明に係る検査（以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

#### 第六十一条の二（身体検査基準及び航空身体検査証明書）

法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

##### ２

前項の表の身体検査基準の内容は別表第四のとおりとし、航空身体検査証明書の様式は第二十四号様式のとおりとする。

##### ３

別表第四の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空機に乗り組んでその運航を行うのに支障を生じないと国土交通大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず、身体検査基準に適合するものとみなす。  
この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査証明を申請する場合は、当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となつた傷病の症状（以下この条において「症状」という。）の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。

##### ４

前項の規定により身体検査基準に適合するものとみなされた者は、新たに航空身体検査証明を申請する場合であつて、次に掲げるときは、当該適合しない別表第四の規定の一部に適合するものとみなす。

* 一  
  前項の規定により国土交通大臣が認めるに際して症状が固定しているとされたとき。
* 二  
  前項の規定による国土交通大臣の指示に基づく検査等の結果、症状が安定していると認められるとき。

##### ５

国土交通大臣は、航空機の航行の安全のため必要があると認めるときは、航空身体検査証明に、航空業務を行うについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

##### ６

第一種航空身体検査証明書を有する者は、第二種航空身体検査証明書を有する者とみなす。

#### 第六十一条の三（航空身体検査証明の有効期間）

法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日（以下この項において「交付日」という。）から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。  
ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

##### ２

航空身体検査証明の有効期間が満了する日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、当該期間は、満了したものとみなす。

##### ３

国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、身体検査の結果、第一項の期間を経過する前に身体検査基準に適合しなくなるおそれがあると認める者については、当該者の航空身体検査証明の有効期間を短縮することができる。

#### 第六十一条の四（航空身体検査証明申請書の返付等）

国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、航空身体検査証明を申請した者に対し、所定の事項を記載した航空身体検査証明申請書を返付するものとする。

##### ２

指定航空身体検査医は、身体検査を実施したときは、所定の事項を記載した航空身体検査証明申請書の写しを十日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ３

指定航空身体検査医は、申請者が偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けようとしたと認めるときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

#### 第六十一条の五（指定航空身体検査医）

法第三十一条第一項の指定を受けようとする者は、航空身体検査医指定申請書（第二十三号様式）に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  履歴書
* 二  
  医師免許証の写し
* 三  
  航空身体検査指定機関に所属していることを証明する書類

##### ２

法第三十一条第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

* 一  
  航空身体検査指定機関に所属する医師であること。
* 二  
  航空身体検査証明についての国土交通大臣が行なう講習会に出席したこと又は航空身体検査証明について当該講習会に出席した者と同等以上と認められる知識を有すること。
* 三  
  臨床又は航空医学の経験を五年以上有すること。
* 四  
  第六十二条第二項の規定により法第三十一条第一項の指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

##### ３

法第三十一条第一項の指定は、航空身体検査医指定書（第二十三号の二様式）を交付することによつて行なう。  
この場合において、当該指定には、期限を附することができる。

##### ４

国土交通大臣は、前項の指定を行なつたときは、その旨を告示するものとする。

#### 第六十二条（指定の失効及び取消し）

法第三十一条第一項の指定は、指定航空身体検査医が次の各号のいずれかに該当するときは、効力を失う。

* 一  
  前条第三項の規定により指定に附した期限が満了したとき。
* 二  
  所属する航空身体検査指定機関に所属しなくなつたとき。
* 三  
  所属する航空身体検査指定機関が航空身体検査指定機関でなくなつたとき。
* 四  
  医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第一項の規定により医師の免許が取り消されたとき。

##### ２

国土交通大臣は、指定航空身体検査医が次の各号の一に該当するときは、法第三十一条第一項の指定を取り消すことができる。

* 一  
  法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。
* 二  
  医師法第七条第一項の規定により医業の停止処分を受けたとき。
* 三  
  指定航空身体検査医としての職務を行なうに当たり、非行又は重大な過失があつたとき。

##### ３

国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。

#### 第六十二条の二（航空身体検査指定機関）

第六十一条第一項の指定を受けようとする者は、航空身体検査指定機関指定申請書（第二十四号の二様式）を、次項各号の要件に適合することを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第六十一条第一項の指定は、次の各号に掲げる要件に適合する医療機関等に対して行う。

* 一  
  医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院若しくは診療所若しくは同法第八条の届出を行つた診療所又は国際民間航空条約の締約国が航空身体検査証明を行う機関等として指定した本邦外にある医療機関等であること。
* 二  
  身体検査を実施する医師が、各診療科に、必要な数以上配置されていること。
* 三  
  身体検査に必要な設備及び器具を備えていること。
* 四  
  身体検査の一部を他の医療機関等に実施させることとしている場合には、当該他の医療機関等がその分担する身体検査に関して前三号の要件に適合していること。
* 五  
  航空身体検査証明に関し十分な知識を有し、かつ、身体検査に係る事務を適正に管理することができる職員（以下「実務管理者」という。）が置かれていること。
* 六  
  その他身体検査を適正に実施しうる検査体制を有すること。

##### ３

第六十一条第一項の指定は、航空身体検査指定機関指定書（第二十四号の三様式）を交付することによつて行う。  
この場合において、当該指定には、期限を付することができる。

##### ４

国土交通大臣は、前項の指定を行つたときは、その旨を告示するものとする。

#### 第六十二条の三（指定の失効及び取消し）

第六十一条第一項の指定は、航空身体検査指定機関が次の各号の一に該当するときは、効力を失う。

* 一  
  前条第三項の規定により指定に付した期限が満了したとき。
* 二  
  第六十一条第一項の指定を受けている医療機関等の開設者が当該医療機関等を廃止したとき。
* 三  
  医療法第二十九条第一項の規定により開設許可を取り消されたとき。

##### ２

国土交通大臣は、航空身体検査指定機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条第一項の指定を取り消すことができる。

* 一  
  法に基づく命令の規定に違反したとき。
* 二  
  身体検査を長期間休止したとき。
* 三  
  医療法第二十九条第一項の規定により閉鎖を命じられたとき。
* 四  
  前条第二項第二号から第六号までの要件に適合しなくなつたとき。

##### ３

国土交通大臣は、第一項の規定により指定が失効したとき、又は前項の規定により指定が取り消されたときは、その旨を告示するものとする。

#### 第六十三条（航空英語能力証明）

航空英語能力証明を申請しようとする者（第三項において「航空英語能力証明申請者」という。）は、航空英語能力証明申請書（第十九号様式（学科試験免除申請者にあつては、第十九号の二様式））を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、写真一葉（学科試験免除申請者を除く。）を添付し、及び必要に応じ第一号若しくは第二号に掲げる書類を添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付しなければならない。

* 一  
  第四十八条の規定により学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七条の文書の写し
* 二  
  第四十八条の三の規定により学科試験の免除を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し
* 三  
  国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書

##### ３

航空英語能力証明申請者（学科試験免除申請者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするとき（実地試験の免除を受けようとするときを含む。）は、実地試験申請書（第十九号の二様式）に、第一号に掲げる書類を添付するとともに、必要に応じ第二号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  第四十七条の文書の写し（学科試験の合格に係るものに限る。）
* 二  
  国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、実地試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書

#### 第六十三条の二

航空英語能力証明は、その者の有する技能証明書にその旨を記載することによつて行う。

#### 第六十三条の三（航空英語能力証明が必要な航空機の種類）

法第三十三条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類は、飛行機及び回転翼航空機とする。

#### 第六十三条の四（航空英語能力証明が必要な航行）

法第三十三条第一項の国土交通省令で定める航行は、次に掲げるもの（国土交通大臣が航空英語能力証明を受けて行う必要がないと認めたものを除く。）とする。

* 一  
  本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う航行
* 二  
  本邦外の各地間において行う航行（本邦以外の国の領域を航行するものに限る。）
* 三  
  本邦内から出発して着陸することなしに本邦以外の国の領域を通過し、本邦内に到達する航行

#### 第六十三条の五（航空英語能力証明の有効期間）

法第三十三条第二項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

* 一  
  国際民間航空条約の附属書一第百六十四改訂版に規定する言語能力レベル四に相当する航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された場合  
    
    
  三年
* 二  
  国際民間航空条約の附属書一第百六十四改訂版に規定する言語能力レベル五に相当する航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された場合  
    
    
  六年
* 三  
  国際民間航空条約の附属書一第百六十四改訂版に規定する言語能力レベル六に相当する航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された場合  
    
    
  無期限

##### ２

前項各号に定める期間の起算日は、実地試験に合格した日とする。  
ただし、現に有する航空英語能力証明の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に実地試験に合格した場合にあつては、当該期間が満了する日の翌日とする。

##### ３

第五十条第一項又は第二項の規定により学科試験及び実地試験を行わないで行う航空英語能力証明の有効期間は、前二項の規定にかかわらず、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書（航空英語能力証明に係るものに限る。）の有効期間が満了する日までの期間を超えない範囲内において国土交通大臣が定める期間とする。

##### ４

第五十条の二第三項の規定により実地試験の全部を行わない場合についての第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「実地試験に合格した」とあるのは「課程を修了した」とする。

##### ５

第五十条の二第六項の規定により試験の全部を行わない場合についての第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「実地試験に合格した」とあるのは「航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された」とする。

#### 第六十三条の六（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の申請）

指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  当該指定に係る業務を行う主たる事務所の名称及び所在地
* 三  
  所属する操縦者、能力判定（航空英語に関する知識及び能力を有するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の対象となる者及び航空英語能力証明を有する者の数
* 四  
  その他参考となる事項

##### ２

前項の申請書には、能力判定に関する規程（以下「判定規程」という。）を添付しなければならない。

##### ３

前項の判定規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

* 一  
  能力判定に関する業務の管理者の氏名及び経歴
* 二  
  能力判定員（能力判定に従事する者をいう。以下同じ。）の氏名及び経歴
* 三  
  能力判定の方法
* 四  
  能力判定結果証明書の交付に関する事項
* 五  
  能力判定に関して知り得た秘密の保持に関する事項
* 六  
  能力判定に関する記録の作成及び保存の方法
* 七  
  その他次条各号に掲げる基準に適合するものであることを証するに足りる事項

#### 第六十三条の七（指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定の基準）

指定航空英語能力判定航空運送事業者の指定は、次の基準に適合するものについて行う。

* 一  
  次に掲げる要件を備えた管理者が置かれていること。
* 二  
  次に掲げる要件を備えることについて国土交通大臣が認定した能力判定員が必要な数以上置かれていること。
* 三  
  能力判定の内容及び基準が国土交通大臣が行う法第三十三条第三項において準用する法第二十九条第一項の試験の内容及び評価基準に準じたものであること。
* 四  
  次に掲げる当該事業者における能力判定に関する業務の適確な運営のための制度が定められていること。

#### 第六十三条の八（指定航空英語能力判定航空運送事業者の業務の運営）

指定航空英語能力判定航空運送事業者の管理者は、公正に、かつ、前条各号に掲げる基準に適合するように、及び第六十三条の六第二項に規定する判定規程に従つて、業務を運営しなければならない。

#### 第六十三条の九（能力判定員の認定）

第六十三条の七第二号に規定する能力判定員の認定には、期限を付すことができる。

#### 第六十三条の十（能力判定結果証明書の交付の制限）

指定航空英語能力判定航空運送事業者の管理者は、第五十条の二第七項の規定による能力判定結果証明書を、第六十三条の七第二号に規定する能力判定員により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者以外の者に交付してはならない。

#### 第六十三条の十一（能力判定員の認定の取消し）

国土交通大臣は、第六十三条の七第二号の規定による認定を受けた能力判定員に能力判定の実施に関し不正があつたと認めるとき、又は同号の基準に適合しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 第六十四条（計器飛行証明及び操縦教育証明）

計器飛行証明又は操縦教育証明を申請しようとする者は、計器飛行証明申請書又は操縦教育証明申請書（第十九号様式（学科試験全科目免除申請者にあつては、第十九号の二様式））を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。  
この場合において、同条第二項中「一葉」とあるのは「一葉（学科試験全科目免除申請者を除く。）」と、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

#### 第六十四条の二

国土交通大臣は、航空機の操縦の教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、操縦教育証明に、操縦の教育を行うについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

#### 第六十五条

計器飛行証明又は操縦教育証明は、その者の有する技能証明書にその旨を記載することによつて行う。

#### 第六十五条の二（計器飛行等に計器飛行証明が必要な航空機の種類）

法第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類は、飛行機以外の航空機とする。

#### 第六十六条（計器航法による飛行の距離及び時間）

法第三十四条第一項第二号の国土交通省令で定める距離は百十キロメートルとし、同号の国土交通省令で定める時間は三十分とする。

#### 第六十七条（航空機の操縦練習）

法第三十五条第一項第一号の許可を受けようとする者は、航空機操縦練習許可申請書（航空身体検査指定機関において申請前一月以内に受けた身体検査の結果を記載したもの。第二十六号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、写真二葉及び戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写しを添付しなければならない。

#### 第六十八条

法第三十五条第四項の航空機操縦練習許可書の様式は、第二十七号様式のとおりとする。

##### ２

前項の許可書の有効期間は、一年以内において国土交通大臣の指定する期間とする。

#### 第六十九条

法第三十五条第一項第三号の指定は、当該指定を受けようとする者に操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）を交付することによつて行う。  
この場合において、当該指定には期限を付するものとする。

#### 第六十九条の二

法第三十五条第二項に規定する者（以下「操縦練習の監督者」という。）は、法第三十五条第一項各号の操縦の練習を行う者（以下「操縦練習を行う者」という。）がその操縦の練習を開始する前に、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

* 一  
  その練習の計画の内容が適切であること。
* 二  
  操縦練習を行う者がその練習を行うのに必要な知識及び能力を有していること。
* 三  
  飛行しようとする空域における気象状態がその練習を行うのに適切であること。
* 四  
  使用する航空機がその練習を行うのに必要な性能及び装置を有していること。

##### ２

操縦練習の監督者は、操縦練習を行う者と航空機に同乗している場合であつて操縦練習を行う者が操縦を行つているときは、その操縦を交替することができる場所に位置しなければならない。

##### ３

操縦練習の監督者は、操縦練習を行う者が、初めてその型式の航空機を使用して、単独飛行による操縦の練習を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければ、当該飛行による操縦の練習に係る監督を行つてはならない。

* 一  
  操縦練習を行う者が当該飛行による操縦の練習を行うのに必要な経験を有していること。
* 二  
  操縦練習を行う者だけで離陸及び着陸をすることができること。

##### ４

操縦練習の監督者は、操縦練習生が初めて単独飛行による操縦の練習を行おうとするときは、その練習が次の各号に該当するものでなければ、これを認めてはならない。

* 一  
  操縦練習の監督者の同乗による離陸及び着陸に係る操縦の練習を行つた後に引き続いて行われるもの
* 二  
  昼間における場周飛行により行われるもの

##### ５

操縦練習の監督者は、操縦練習生が初めて出発地点から四十キロメートル以上離れる単独飛行による操縦の練習を行おうとするときは、操縦練習生がその練習を行うのに必要な航法に関する知識を有していることを確認しなければ、当該飛行による操縦の練習に係る監督を行つてはならない。

#### 第六十九条の三（計器飛行等の練習）

第六十九条の規定は、法第三十五条の二第一項第三号の指定について準用する。  
この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「計器飛行等練習監督者指定書（第二十七号の三様式）」と読み替えるものとする。

#### 第七十条

第六十九条の二第一項の規定は、法第三十五条の二第二項の計器飛行等の練習の監督を行う者（以下「計器飛行等の練習の監督者」という。）について準用する。  
この場合において、「法第三十五条第一項各号の操縦の練習を行う者（以下「操縦練習を行う者」という。）」とあり、及び「操縦練習を行う者」とあるのは「計器飛行等の練習を行う者」と、「操縦の練習」とあるのは「計器飛行等の練習」と読み替えるものとする。

##### ２

計器飛行等の練習の監督者は、計器飛行等の練習を行う者について次の各号に掲げる事項を確認しなければ、当該練習に係る監督を行つてはならない。

* 一  
  その練習を行うのに必要な資料及び情報を入手し、その意味及び内容を知つていること。
* 二  
  その練習を行うのに必要な用具を携行し、かつ、その用具の使用方法を熟知していること。

##### ３

計器飛行等の練習の監督者は、計器飛行等の練習を行う者が当該練習のために行う飛行をするときは、その者と航空機に同乗し、常時、その航空機を操縦できる場所に位置しなければならない。

#### 第七十一条（技能証明書等の再交付）

航空従事者又は操縦練習生は、その技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失い、破り、よごし、又は本籍、住所若しくは氏名を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第二十八号様式）を国土交通大臣（指定航空身体検査医から交付を受けた航空身体検査証明書に係るときは、当該指定航空身体検査医。第三項において同じ。）に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、技能証明書の再交付を申請する場合にあつては写真一葉及び次に掲げる書類を、航空身体検査証明書の再交付を申請する場合にあつては次に掲げる書類を、航空機操縦練習許可書の再交付を申請する場合にあつては写真二葉及び次に掲げる書類を、それぞれ添付しなければならない。

* 一  
  技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書（失つた場合を除く。）
* 二  
  戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（本籍又は氏名を変更した場合に限る。）
* 三  
  失つた事由及び日時（失つた日から三十日以内に再交付を申請する場合に限る。）

##### ３

国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を再交付する。

#### 第七十二条（技能証明書等の返納）

次の各号に掲げる技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、十日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

* 一  
  法第三十条（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により技能証明又は法第三十五条第一項第一号の許可を取り消されたときは、当該技能証明書（航空機乗組員の資格に係る者にあつては、技能証明書及び航空身体検査証明書。第四号において同じ。）又は航空機操縦練習許可書
* 二  
  同一種類の上級の資格に係る技能証明書の交付を受けたとき（第五十六条の表の上欄に掲げる資格についての技能証明を有する者にあつては、同一の種類（滑空機にあつては等級）の航空機について、それぞれ同表の下欄に掲げる資格に係る技能証明書の交付を受けたとき）は、現に有する資格に係るもの
* 三  
  第六十一条の三第二項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該期間が満了する日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかつた条件又は付されていたものと異なる条件が第六十一条の二第五項の規定により付されたときに限る。）は、従前の航空身体検査証明に係るもの
* 四  
  前条の規定により再交付を受けた後失つたものを発見したときは、発見したもの
* 五  
  航空従事者又は操縦練習生が死亡し、又は失そヽ  
    
  うヽ  
  の宣言を受けたときは、その技能証明書又は航空機操縦練習許可書

#### 第七十三条（外国語の技能証明）

法第百二十六条第一項各号に掲げる航行を行う航空従事者は、第五十二条の技能証明書の他に英語、フランス語又はスペイン語で記載された技能証明書の交付を受けようとするときは、現に有する技能証明書に写真を添えて国土交通大臣にこれを申請しなければならない。

##### ２

前項の規定による交付の手数料は、第七十一条の規定による技能証明書の再交付の場合と同額とする。

#### 第七十四条（無効の告示）

国土交通大臣は、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書について第二百三十八条の失つた旨の届出があつたとき、第七十一条の再交付の申請（失つたことによるものに限る。）があつたとき又は第七十二条（第四号を除く。）の規定により返納しなければならない場合に返納されなかつたときは、その無効であることを告示する。

## 第五章　空港等及び航空保安施設

### 第一節　空港等

#### 第七十五条（空港等の種類及び着陸帯等の等級）

空港等は、陸上空港等、陸上ヘリポート、水上空港等及び水上ヘリポートの四種類とする。

##### ２

着陸帯の等級は、陸上空港等にあつては滑走路の長さにより、水上空港等にあつては着陸帯の長さにより、次の表に掲げるところによる。

##### ３

コード番号（陸上空港等の滑走路の等級をいう。以下同じ。）は、陸上空港等の滑走路の長さにより、次の表に掲げるところによる。

##### ４

コード文字（対象航空機（陸上空港等の施設を使用することが予想される航空機をいう。以下同じ。）の等級をいう。以下同じ。）は、対象航空機の翼幅（主翼を水平面に投影した投影面の幅をいう。以下同じ。）により、次の表に掲げるところによる。

#### 第七十六条（設置の許可申請）

法第三十八条第二項の規定により、空港等の設置の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等設置許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  設置の目的（公共の用に供するかどうかの別を附記すること。）
* 二  
  氏名及び住所
* 三  
  空港等の名称及び位置並びに標点の位置（標高を含む。以下同じ。）
* 四  
  空港等予定地又は予定水面並びにそれらの所有者の氏名及び住所
* 五  
  空港等の種類、着陸帯の等級及び滑走路（陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、基礎地盤を含む。）の強度又は着陸帯の深さ
* 六  
  計器着陸又は夜間着陸の用に供する空港等にあつては、その旨
* 七  
  空港等の利用を予定する航空機の種類及び型式
* 七の二  
  国土交通大臣の指定を受けようとする進入区域の長さ、進入表面の勾配、水平表面の半径の長さ又は転移表面の勾配
* 八  
  空港等の施設の概要
* 九  
  設置予定の航空保安施設の概要
* 十  
  設置に要する費用
* 十一  
  工事の着手及び完成の予定期日
* 十二  
  管理の計画（管理に要する費用を附記すること。）
* 十三  
  予定する空港等の進入表面、転移表面若しくは水平表面の上に出る高さの物件又はこれらの表面に著しく近接した物件がある場合には、次に掲げる事項

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

* 一  
  次に掲げる事項の調達方法を記載した書類
* 二  
  管理に要する費用の内訳及びその調達方法を記載した書類
* 二の二  
  申請者が、空港等の敷地について所有権その他の使用の権原を有するか又はこれを確実に取得することができることを証明する書類
* 三  
  空港等の工事設計図書、仕様書及び工事予算書
* 四  
  実測図
* 五  
  空港にあつては、風向風速図（空港の予定地若しくは予定水面又はその付近の場所における風向及び風速を、陸上空港及び水上空港にあつては三年以上、ヘリポートにあつては一年以上の資料に基づいて作成すること。）
* 五の二  
  空港にあつては、空港の予定地若しくは予定水面又はその付近の場所における気温を記載した書類（国土交通大臣が定める基準に従い、五年以上の資料に基づいて作成すること。）
* 六  
  空港にあつては、一年間に利用することが予想される航空機の種類、型式及び数並びにその算出の基礎を記載した書類
* 七  
  削除
* 八  
  地方公共団体にあつては、設置に関する意思の決定を証する書類
* 九  
  地方公共団体以外の法人にあつては、次に掲げる書類
* 十  
  法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類
* 十一  
  個人にあつては、次に掲げる書類
* 十二  
  現に他の事業を経営する者にあつては、その事業の種類及び概要を記載した書類

#### 第七十七条（実測図）

前条第二項第四号の実測図は、次のとおりとする。

* 一  
  平面図  
    
    
  縮尺は、五千分の一以上とし、次に掲げる事項を明示するものとする。
* 二  
  着陸帯縦断面図  
    
    
  縮尺は、横を五千分の一以上、縦を五百分の一以上とし、左に掲げる事項を明示するものとする。
* 三  
  着陸帯横断面図  
    
    
  滑走路の両端及び中央の三箇所における着陸帯の横断面図とし、且つ、縮尺は横を千分の一以上及び縦を五十分の一以上とし、左に掲げる事項を明示するものとする。
* 四  
  付近図  
    
    
  縮尺一万分の一の図面（縮尺一万分の一の図面がない場合は、縮尺二万五千分の一又は五万分の一の図面とする。）に第七十六条第一項第十三号の物件及び予定する空港等の進入表面、転移表面及び水平表面の投影面を明示し、並びに当該物件の存する地域についての縮尺五千分の一以上の図面に同号イ及びロに掲げる事項を明示するものとする。

#### 第七十八条（設置許可等の申請の告示）

法第三十八条第三項の規定により、空港等の設置の許可の申請があつた場合において告示し、及び掲示しなければならない事項は、同項に掲げる事項並びに第七十六条第一項第一号から第五号まで、第八号及び第九号に掲げる事項とする。

##### ２

前項の規定は、国土交通大臣が空港等を設置する場合に準用する。

#### 第七十九条（設置基準）

法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  空港等の周辺にある建造物、植物その他の物件であつて、国土交通大臣が航空機の離陸又は着陸に支障があると認めるものがないこと。  
  ただし、当該空港等の工事完成の予定期日までに、当該物件を確実に除去できると認められる場合は、この限りでない。
* 二  
  滞空旋回圏（空港等に着陸せんとする航空機の滞空旋回のために安全最小限と認められる空港等上空の所定の空域をいう。以下同じ。）が既存の空港等に設定された滞空旋回圏と重ならないものであること。
* 三  
  陸上空港等にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及び誘導路帯（誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）について、次の位置及び構造を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
* 四  
  陸上空港にあつては、コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合した滑走路端安全区域（オーバーラン又はアンダーシュートによる航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
* 五  
  陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路がこれを使用することが予想される航空機に対して十分な長さを有するものであること。
* 六  
  陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路及び誘導路が、これらの上を航行する航空機の航行の安全のため、相互の間の十分な距離並びに接続点における適当な角度及び形状を有するものであること。
* 七  
  陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路、誘導路及びエプロン（いずれも基礎地盤を含む。第十号及び第八十五条第一号において同じ。）並びにこれらの強度に影響を及ぼす地下の工作物がこれらを使用することが予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度を有するものであること。
* 八  
  陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路及び誘導路の両側並びにエプロンの縁に適当な幅、強度及び表面を有するショルダーを設けること。
* 九  
  陸上空港にあつては、滑走路の両短辺の外側に接続し、かつ、適当な長さ、幅、強度及び表面を有する過走帯を設けること。
* 十  
  陸上空港にあつては、滑走路、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路、誘導路帯、エプロン並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物について、次の性能を有するものであること。
* 十一  
  陸上ヘリポートにあつては、次の表に掲げる規格に適合した滑走路及び着陸帯を有するものとし、誘導路を設ける場合には、次の表に掲げる規格に適合した誘導路を有するものであること。  
  ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
* 十二  
  陸上ヘリポート及び水上ヘリポートにあつては、当該ヘリポートに係る出発経路、進入経路及び場周飛行経路において、飛行中のヘリコプターの動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸する場所を確保することができる立地条件を有するものであること。
* 十三  
  構築物の上に設置する陸上ヘリポートにあつては、次に掲げる附帯施設を有するものであること。
* 十四  
  水上空港等にあつては、着陸帯の等級別に、次の表に掲げる規格に適合した着陸帯、旋回水域及び誘導水路を有するものであること。
* 十五  
  水上空港等及び水上ヘリポートにあつては、着陸帯、旋回水域及び誘導水路が干潮時において十分な深さを有するものであり、かつ、これらの水面の状態が航空機の安全な航行に適するものであること。
* 十六  
  水上ヘリポートにあつては、次の表に掲げる規格に適合した着陸帯及び誘導水路を有するものであること。
* 十七  
  次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。  
  ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。
* 十八  
  陸上空港にあつては、第三号から第八号まで及び前号に掲げるもののほか、航空機の航行の安全を確保するために必要な措置を講じること。

##### ２

前項第七号から第十号までに規定する陸上空港の滑走路、着陸帯、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路、誘導路帯、エプロン及びショルダー並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物の性能の照査に必要な事項は、国土交通大臣が定める。

##### ３

第一項の規定にかかわらず、飛行場標識施設の設置について、工事その他の一時的な事情により同項の基準によることができない場合には、同項の基準と異なる方式によることができる。

#### 第八十条（利害関係人）

法第三十九条第二項（法第四十三条第二項、法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいう。

* 一  
  許可の申請者
* 二  
  空港等の区域、進入区域又は転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐すい  
  表面若しくは外側水平表面の投影面内の区域の土地又は建物について所有権、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他土地又は建物に関する権利を有する者
* 三  
  前号の区域内に鉱業権、温泉を利用する権利、漁業権、入漁権又は流水、海水その他の水を利用する権利を有する者
* 四  
  第二号の区域を管理する地方公共団体
* 五  
  空港等を利用する者

#### 第八十一条（公示及び告知）

国土交通大臣は、法第三十九条第二項（法第四十三条第二項、法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会を開こうとするときは、その公聴会の開催の十日前までに、事案の内容、日時、場所及び主宰者並びに公述申込書及び公述書を提出すべき場所、期限及び部数を官報で公示しなければならない。

##### ２

公聴会が前項の日時内に終らないときは、同項の規定にかかわらず、主宰者がその公聴会において次回に公聴会を開く日時及び場所を口頭で告知することをもつて足りる。

#### 第八十一条の二（主宰者の指名）

公聴会は、国土交通大臣が当該事案について特別の利害関係を有しないと認める職員のうちから国土交通大臣が指名する者が主宰する。

#### 第八十一条の三（公述の申出等）

公述しようとする利害関係人は、第八十一条第一項の規定により公示した期限までに公述申込書及び公述書を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ２

公述申込書には、公述しようとする利害関係人の氏名、住所、職業、年齢（法人にあつては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び当該事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項を記載しなければならない。

##### ３

公述書には、公述しようとする内容を具体的に記載しなければならない。

##### ４

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人として公述しようとする者に対し、提出すべき場所、期限及び部数を指定して、利害関係を証明する書類を提出すべきことを要求することができる。

#### 第八十一条の四（公述人の選定）

国土交通大臣は、公述書の内容が、事案の範囲外にあるか又は同類であると認めるときは、公述の申出をした利害関係人のうちから公述人を選定することができる。

#### 第八十一条の五（参考人の委嘱）

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、利害関係人以外の者に対し、公聴会に出頭を求めて、意見を述べさせ、又は報告をさせることができる。

#### 第八十一条の六（公聴会の開催の取消）

国土交通大臣は、第八十一条第一項の規定による公示の日以後において、公聴会を開く必要がなくなつたと認めるときは、その公聴会の開催を取り消す旨をすみやかに知れたる利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示しなければならない。

#### 第八十一条の七（公聴会の開催日時等の変更）

国土交通大臣は、天災その他緊急やむを得ない事情により、第八十一条の規定により公示し、又は告知した事項を変更する必要があると認めるときは、その旨をすみやかに知れたる利害関係人に通知するとともに適当な方法で公示することにより、当該公示し、又は告知した事項を変更することができる。

#### 第八十一条の八（公述時間の制限）

主宰者は、議事の整理上必要があると認めるときは、公述人の公述の時間を制限することができる。

#### 第八十一条の九（公述）

公述人の公述は、公述書に記載されたところにしたがつてしなければならない。  
ただし、主宰者の質問に答えるとき又は主宰者が特に必要あると認めて許可したときは、この限りでない。

#### 第八十一条の十（公述の中止等）

主宰者は、公述人の公述が次の各号の一に該当すると認めるときは、その公述を中止させることができる。

* 一  
  第八十一条の八の規定により主宰者が指示した時間をこえたとき。
* 二  
  すでに公述された事項と重複し、又は事案の範囲外にあるとき。
* 三  
  前条の規定に反するとき。

##### ２

主宰者は、公述人が前項の規定による中止の指示に従わないときは、その公述人を退去させることができる。

#### 第八十一条の十一（公述書の代読）

公述人が病気その他やむを得ない事情により公聴会に出頭できなかつたときは、公述書の朗読をもつて公述にかえるものとする。

#### 第八十一条の十二（証拠書類）

主宰者は、必要があると認めるときは、公述人に対し、提出すべき場所、期限及び部数を指定して、公述した事項を証明する書類を提出すべきことを、公聴会において、要求することができる。

#### 第八十一条の十三（記録）

公述された事項は、速記その他の方法で記録しなければならない。

##### ２

前項の記録は、一般からの申出があつたときは、その閲覧に供しなければならない。

#### 第八十一条の十四（傍聴券の発行）

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させることができる。

#### 第八十一条の十五（遵守事項）

傍聴人は、公聴会の会場への入場若しくは退場に際し、又は公聴会の会場において、主宰者又はその命を受けた関係職員の指示に従わなければならない。

##### ２

主宰者は、前項の規定による指示に従わない傍聴人を退去させることができる。

##### ３

前二項の規定は、公述中でない公述人に準用する。

#### 第八十二条（工事完成予定期日の変更許可申請）

法第四十一条第二項本文の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事完成予定期日変更許可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  希望する変更の予定期日
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第八十二条の二（法第四十一条第二項ただし書の期間）

法第四十一条第二項ただし書の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

#### 第八十二条の三（工事完成予定期日の変更の届出）

法第四十一条第三項の規定により工事完成予定期日の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事完成予定期日変更届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  変更した予定期日
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第八十三条（工事完成検査の申請）

法第四十二条第一項の規定により、空港等の工事の完成検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等工事完成検査申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  工事完成の年月日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定により、空港等の変更の工事の完成検査の申請について準用する。

#### 第八十四条（供用開始期日の届出）

法第四十二条第三項の規定により、空港等の供用開始の期日の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等供用開始届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  供用開始の期日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項、法第四十四条第五項又は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項においてそれぞれ準用する法第四十二条第三項の規定により、変更又は休止をした空港等の供用再開の期日の届出について準用する。

#### 第八十五条（重要な変更）

法第四十三条第一項の規定による許可を受けなければならない重要な変更は、空港等の種類により次のとおりとする。

* 一  
  陸上空港等及び陸上ヘリポート
* 二  
  水上空港等及び水上ヘリポート

#### 第八十六条（変更の許可申請）

法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第二項の規定により、空港等の変更の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等変更許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  変更しようとする事項（新旧対照を示す書類及び図面を添附すること。）
* 四  
  変更に要する費用
* 五  
  工事の着手及び完成の予定期日
* 六  
  管理の計画に変更があるときは、変更後の管理の計画
* 七  
  変更を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

* 一  
  変更に要する費用、土地及び物件の調達方法を記載した書類
* 二  
  工事設計図書、仕様書及び工事予算書
* 三  
  空港等の敷地に変更を生ずる場合は、申請者が当該変更に係る敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証明する書類
* 四  
  申請者が法人又は組合であるときは、変更に関する意思の決定を証する書類

#### 第八十七条（変更許可等の申請の告示）

法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定により、告示し、及び掲示しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  申請者の氏名及び住所
* 二  
  空港等の名称及び位置
* 三  
  変更しようとする事項
* 四  
  進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合には、変更後の進入表面、転移表面又は水平表面

##### ２

前項の規定は、国土交通大臣が空港等の施設に変更を加える場合に準用する。

#### 第八十八条（供用の休止又は廃止の許可申請）

法第四十四条第一項の規定により、空港の供用の休止又は廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港休止（廃止）許可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港の名称及び位置
* 三  
  休止の許可申請の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 四  
  廃止の許可申請の場合は、廃止の予定期日
* 五  
  休止又は廃止を必要とする理由

##### ２

申請者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に供用の休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類を添附するものとする。

##### ３

前二項の規定は、非公共用飛行場の休止又は廃止の届出について準用する。  
この場合において、第一項中「許可を受けようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、「許可申請」とあるのは「届出」と、前項中「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

#### 第八十九条（供用の再開検査申請）

法第四十四条第四項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、空港の供用の再開の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港供用再開検査申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港の名称及び位置
* 三  
  供用再開の予定期日

##### ２

申請者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に供用の再開に関する意思の決定を証する書類を添付するものとする。

#### 第九十条（供用開始の告示）

法第四十六条の規定により、空港の供用開始期日の届出があつた場合において告示しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  設置者の氏名及び住所
* 二  
  空港の名称及び位置
* 三  
  供用開始期日

##### ２

前項の規定は、国土交通大臣が空港を設置する場合に準用する。

#### 第九十一条（変更、休止等の告示）

法第四十六条（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、空港について告示した事項に変更があつた場合又は空港の供用の休止、再開若しくは廃止があつた場合において告示しなければならない事項は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  告示した事項に変更があつた場合は、変更した事項
* 二  
  休止の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 三  
  再開又は廃止の場合は、その予定期日

#### 第九十二条（空港等の機能の確保に関する基準）

法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

* 一  
  空港等を第七十九条の基準（第一項第二号に掲げるものを除く。）に適合するように維持すること。
* 二  
  点検、清掃等により、空港等の設備の機能を確保すること。
* 三  
  改修その他の工事を行う場合は、必要な標識の設置その他適当な措置を講じ、航空機の航行を阻害しないようにすること。
* 四  
  法第五十三条に規定する禁止行為を公衆の見やすいように掲示すること。
* 五  
  法第五十三条第三項の立入禁止区域に境界を明確にする標識等を設置し、かつ、当該区域に人、車両等がみだりに立ち入らないようにすること。
* 六  
  空港にあつては、法第百三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により無人航空機の飛行が禁止されている旨の周知、同項の規定に違反して飛行する無人航空機の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の空港及びその周辺における無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講ずること。
* 七  
  空港にあつては、法第百三十四条の三第一項の規定により航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている旨の周知、同項の規定に違反した行為の有無を把握するために必要な巡視その他の空港及びその周辺における航空機の飛行に影響を及ぼす行為を防止するために必要な措置を講ずること。
* 八  
  空港等における航空機の火災その他の事故に対処するため必要な消火設備及び救難設備を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずること。
* 九  
  自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じたときは、当該機能を確保するために必要な措置を講ずるとともに、この場合に必要となる関係機関との連絡体制を整備すること（次号に掲げるものを除く。）。
* 十  
  重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第七条第一項の規定により対象空港として指定された空港にあつては、同法第十一条第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置を講ずるために必要な設備及び体制を整備すること。
* 十一  
  関係行政機関と随時連絡できるような設備を有すること。
* 十二  
  空港等業務日誌を備え付け、次に掲げる事項を記録し、これを一年間保存すること。
* 十三  
  空港にあつては、国土交通大臣が必要と認める場合に、空港において離陸又は着陸を行う航空機の利用に供するための気象の観測に必要な設備を備え、気象の観測を行うこと。
* 十四  
  空港にあつては、国土交通大臣が必要と認める場合に、航空通信を行うための無線電話を備え、空港において離陸又は着陸を行う航空機に対し、その運航のため必要な情報を提供すること。
* 十五  
  空港にあつては、空港で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置（航空機の強取及び破壊の防止に関する措置をいう。以下同じ。）を講じさせること。
* 十六  
  空港にあつては、空港における航空機強取等防止措置に関し、関係諸機関との間で必要な協議を行うため、空港の設置者及び関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。
* 十七  
  空港にあつては、前各号に掲げるもののほか、航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

#### 第九十二条の二（空港機能管理規程の届出）

法第四十七条の二第一項の規定により、空港機能管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者は、空港の設置又は法第四十三条第一項に規定する重要な変更に伴い空港機能管理規程の設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに、その他の事由により空港機能管理規程の変更が行われる場合にあつては、変更後の空港機能管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した空港機能管理規程設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  空港の名称及び位置
* 三  
  変更の届出の場合は、変更後の空港機能管理規程の実施予定日
* 四  
  変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  設定し、又は変更しようとする空港機能管理規程（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）
* 二  
  実測図
* 三  
  その他設定し、又は変更しようとする空港機能管理規程に関し必要な事項を記載した書類

#### 第九十二条の三（法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設）

法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設は、飛行場灯火とする。

#### 第九十二条の四（空港機能管理規程の内容）

法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港機能管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

##### ２

前項の規定は、法第五十五条の二第二項の規定により国土交通大臣が空港機能管理規程を定める場合について準用する。

#### 第九十二条の五（物件制限の特例）

法第四十九条第一項ただし書（法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

* 一  
  仮設物
* 二  
  建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十三条の規定により設けなければならない避雷設備
* 三  
  地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

#### 第九十二条の六（禁止行為）

法第五十三条第一項の空港等の重要な設備は、着陸帯、誘導路、エプロン、格納庫、飛行場標識施設及び給油施設とする。

#### 第九十三条

法第五十三条第二項の航空の危険を生じさせるおそれのある行為は、次に掲げるものとする。

* 一  
  航空機に向かつて物を投げること。
* 二  
  着陸帯、誘導路又はエプロンに金属片、布その他の物件を放置すること。
* 三  
  着陸帯、誘導路、エプロン、格納庫及び国土交通大臣又は空港等の設置者が第二十八号の二様式による標識により火気を禁止する旨の表示をした場所でみだりに火気を使用すること。

#### 第九十四条（空港等の設置者の地位の承継の許可申請）

法第五十五条第一項の規定による空港等の設置者の地位の承継の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港等設置者地位承継許可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  承継人の氏名及び住所
* 二  
  被承継人の氏名及び住所
* 三  
  空港等の名称及び位置
* 四  
  承継の条件
* 五  
  承継をしようとする時期
* 六  
  承継を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  承継の条件を証する書類
* 二  
  地方公共団体にあつては、承継に関する意思の決定を証する書類
* 三  
  地方公共団体以外の法人にあつては、次に掲げる書類
* 四  
  法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類
* 五  
  個人にあつては次に掲げる書類

#### 第九十五条（相続による空港等の設置者の地位の承継の届出）

法第五十五条第四項の規定による空港等の設置者の地位の承継の届出をしようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した空港等設置者相続届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
* 二  
  被相続人の氏名及び住所
* 三  
  空港等の名称及び位置
* 四  
  相続開始の期日

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  届出者と被相続人との続柄を証する書類
* 二  
  届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

#### 第九十六条（円錐表面）

法第五十六条第三項の規定による勾配及び半径の長さは、次のとおりとする。

* 一  
  計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行う着陸の用に供する空港
* 二  
  前号の空港以外の陸上空港にあつては、着陸帯（二個以上の着陸帯を有する空港にあつては、最も長い着陸帯）の等級別に、次の表に掲げるところによる。

#### 第九十六条の二（外側水平表面）

法第五十六条第四項の規定による半径の長さは、二万四千メートルとする。

#### 第九十六条の三（延長進入表面等の指定の告示）

法第五十六条の二第二項において準用する法第三十八条第三項の規定により、告示し、及び掲示しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  空港の名称及び位置
* 二  
  指定し、又は変更しようとする延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面

#### 第九十六条の四（公共用施設の指定の告示）

法第五十六条の四第二項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

* 一  
  施設の名称、位置及び設備の概要
* 二  
  施設の供用開始期日
* 三  
  施設の使用についての条件

### 第二節　航空保安無線施設

#### 第九十七条（航空保安無線施設の種類）

第一条第一号に掲げる航空保安無線施設の種類は、次のとおりとする。

* 一  
  ＮＤＢ（無指向性無線標識施設をいう。以下同じ。）
* 二  
  ＶＯＲ（超短波全方向式無線標識施設をいう。以下同じ。）
* 三  
  タカン
* 四  
  ＩＬＳ（計器着陸用施設をいう。以下同じ。）
* 五  
  ＤＭＥ（距離測定装置をいう。以下同じ。）
* 六  
  衛星航法補助施設

#### 第九十八条（設置の許可申請）

法第三十八条第二項の規定により、航空保安無線施設の設置の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した航空保安無線施設設置許可申請書三通を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  設置の目的
* 三  
  航空保安無線施設の種類及び名称
* 四  
  航空保安無線施設の位置及び所在地
* 五  
  航空保安無線施設の設置予定地の所有者の氏名及び住所
* 六  
  施設の概要（少くともコースの方向を示すものにあつてはその方向、送信機の定格出力及び設計上の想定周波数を附記すること。）
* 七  
  管理の計画（希望する運用時間を附記すること。）
* 八  
  設置及び管理に要する費用
* 九  
  工事の着手及び完成の予定期日

##### ２

第七十六条第二項（第一号ロ及び第四号から第六号までに係るものを除く。）の規定は、前項の申請について準用する。

#### 第九十九条（設置基準）

法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する航空保安無線施設の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  既設の航空保安無線施設の機能を損なわないように設置すること。
* 二  
  当該航空保安無線施設の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建造物、植物その他の物件により当該施設の機能が損なわれないように設置すること。
* 三  
  ＮＤＢにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。
* 四  
  ＶＯＲにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。
* 五  
  タカンにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。
* 六  
  ＩＬＳにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。
* 一  
  定格通達範囲は、斜線で示される部分とする。
* 二  
  地形上やむを得ない場合又は運用上支障のない場合は、ＣからＡまでの距離は三三・三キロメートル、ＣからＢまでの距離は一八・五キロメートルとする。
* 三  
  Ｃ点は、ローカライザー装置の空中線の中心とする。
* 四  
  Ｐ１点はＡの垂直上方の点で、Ｐ２点はＢの垂直上方の点で、それぞれ、滑走路進入端を含む水平面から六〇〇メートル又は中間進入空域及び最終進入空域内の地表面の最高点から三〇〇メートルの点のいずれか高い方の点とする。
* 五  
  Ｅ点は、滑走路進入端とする。
* 一  
  ＩＬＳ・Ａ点とは、グライドパス上の点で、その投影が滑走路進入端の側における滑走路の中心線の延長七・四一キロメートルの点に一致するものをいう。  
  以下同じ。
* 二  
  ＩＬＳ・Ｂ点とは、グライドパス上の点で、その投影が滑走路進入端の側における滑走路の中心線の延長一・〇五キロメートルの点に一致するものをいう。  
  以下同じ。
* 三  
  ＩＬＳ・Ｃ点とは、グライドパスと滑走路進入端の中心点の垂直上方三〇メートルの点を含む水平面との交点をいう。  
  以下同じ。
* 四  
  ＩＬＳリファレンスデイタムとは、グライドパス上の点で、その投影が滑走路進入端の中心点に一致するものをいう。  
  以下同じ。
* 五  
  ＩＬＳ・Ｄ点とは、滑走路進入端から滑走路終端の側に滑走路の中心線上九〇〇メートルの点の垂直上方四メートルの点をいう。
* 六  
  ＩＬＳ・Ｅ点とは、滑走路終端から滑走路進入端の側に滑走路の中心線上六〇〇メートルの点の垂直上方四メートルの点をいう。
* 一  
  定格通達範囲は、斜線で示される部分とする。
* 二  
  Ｒ点は、グライドパスと滑走路との交点とする。
* 三  
  θは、グライドパスと水平面とのなす角の角度とする。
* 七  
  ＤＭＥにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。
* 八  
  衛星航法補助施設にあつては、次のイ又はロに掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次のイ又はロに掲げる性能、構造等を有するものであること。
* 一  
  水平精度とは、補助信号を受信した航空機の測位の水平方向の精度をいう。
* 二  
  垂直精度とは、補助信号を受信した航空機の測位の垂直方向の精度をいう。
* 三  
  継続性とは、任意の一時間（この表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、任意の一五秒）において常時この表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する確率をいう。
* 四  
  可用性とは、運用時間のうちに、この表の水平精度及び垂直精度の欄に掲げる基準に適合する時間の占める割合をいう。
* 五  
  警報信号到達時間とは、（二）に規定する状態が発生したときから警報信号が航空機に到達するまでに要する時間をいう。
* 六  
  完全性とは、（九）に規定する状態が発生した場合に速やかに補助信号の送信を停止することができない事態が、任意の一時間（この表の四の項及び五の項の上欄に掲げる場合にあつては、航空機の任意の一回の進入に要する時間）において発生する確率を一から減じた確率をいう。
* 一  
  通達範囲は、斜線で示される部分とする。
* 二  
  Ｇ点は、最終進入の経路と地表面との交点とする。
* 三  
  θは、最終進入の経路と水平面とのなす角の角度とする。

##### ２

地形的理由その他のやむを得ない理由により前項の基準によることができない航空保安無線施設については、同項の基準にかかわらず、国土交通大臣が別に定める基準によることができる。

#### 第百条（工事完成検査の申請）

法第四十二条第一項の規定により、航空保安無線施設の工事の完成検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設工事完成検査申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  工事完成の年月日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定による航空保安無線施設の変更の工事の完成検査の申請について準用する。

#### 第百一条（供用開始期日の届出）

法第四十二条第三項の規定により、航空保安無線施設の供用の開始期日の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設供用開始届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  供用開始の期日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項及び法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定により、変更又は休止をした航空保安無線施設の供用再開期日の届出について準用する。

#### 第百二条（重要な変更）

法第四十三条第一項の規定による航空保安無線施設について許可を受けなければならない重要な変更は、左の通りとする。

* 一  
  コースの方向の変更
* 二  
  空中線系の設置位置の変更
* 三  
  空中線系の構造の変更
* 四  
  送受信設備の方式の変更
* 五  
  送受信装置の構造及び回路の変更（周波数、空中線電力、識別符号の変更その他航空保安無線施設の電気的特性に影響を与える場合に限る。）
* 六  
  送受信装置及び電源設備の増設

#### 第百三条（変更の許可申請）

法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第二項の規定により、航空保安無線施設の変更の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した航空保安無線施設変更許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  変更しようとする事項（新旧対照を示す書類及び図面を添附すること。）
* 四  
  変更に要する費用
* 五  
  工事の着手及び完成の予定期日
* 六  
  管理の計画に変更があるときは、変更後の管理の計画
* 七  
  変更を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、左に掲げる書類を添附すること。

* 一  
  変更に要する費用、土地及び物件の調達方法を記載した書類
* 二  
  工事設計図書、工事予算書及び仕様書
* 三  
  申請者が法人又は組合であるときは、変更に関する意思の決定を証する書類

#### 第百四条（供用の休止又は廃止の届出）

法第四十五条第一項の規定により、航空保安無線施設の供用の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設休止（廃止）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  廃止の届出の場合は、廃止の予定期日
* 四  
  休止の届出の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 五  
  休止又は廃止を必要とする理由

##### ２

申請者が法人又は組合であるときは、前項の届出書に供用の休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類を添附しなければならない。

#### 第百五条（供用の再開検査申請）

法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第四項の規定により、航空保安無線施設の供用の再開の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設供用再開検査申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  供用再開の予定期日

##### ２

申請者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に供用の再開に関する意思の決定を証する書類を添付しなければならない。

#### 第百六条（供用開始の告示）

法第四十六条の規定により、航空保安無線施設の供用開始期日の届出があつた場合において告示しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  設置者の氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の種類及び名称
* 三  
  航空保安無線施設の位置及び所在地
* 四  
  搬送周波数
* 五  
  空中線電力
* 六  
  コースの方向
* 七  
  識別符号
* 八  
  運用時間
* 九  
  供用開始期日
* 十  
  航空保安無線施設の利用上の特記事項

##### ２

前項の規定は、国土交通大臣が航空保安無線施設を設置する場合に準用する。

#### 第百七条（変更、休止等の告示）

法第四十六条（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、航空保安無線施設について告示した事項に変更があつた場合又は航空保安無線施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつた場合において告示しなければならない事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  告示した事項に変更があつた場合は、変更した事項
* 二  
  休止の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 三  
  再開又は廃止の場合は、その予定期日

#### 第百八条（航空保安無線施設の機能の確保に関する基準）

法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める航空保安無線施設の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

* 一  
  所定の運用時間中当該施設の運用を確実に維持すること。
* 二  
  航空保安無線施設の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態において保持すること。
* 三  
  法第五十三条に規定する禁止行為を公衆の見やすいように掲示すること。
* 四  
  建築物、植物その他の物件により航空保安無線施設の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置を講ずること。
* 五  
  やむを得ない事由により、航空保安無線施設の運用を停止し、又は定格通達距離及びコースの変更、識別符号送信の不良その他航空保安無線施設の機能を損なうこととなつた場合及び当該航空保安無線施設の運用又は機能が復旧した場合に必要となる国土交通大臣との連絡体制を整備すること。
* 六  
  自然災害その他の事象により、航空保安無線施設の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため適当な措置を講ずること。
* 七  
  航空保安無線施設につき改修その他の工事を行うときは、航空機の航行を阻害しないように適当な措置を講ずること。
* 八  
  航空保安無線施設には、予備品として、送受信装置の回路を構成する部品のうち交換単位部品について、現用数の三分の一を確保しておくこと。
* 九  
  航空保安無線施設の管理者は、当該施設に業務日誌を備え付け、次に掲げる事項を記録し、これを一年間保存すること。

#### 第百九条（使用料金の届出）

法第五十四条第一項の規定により、公共の用に供する航空保安無線施設の使用料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設使用料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 三  
  設定し、又は変更しようとする使用料金の種類及び額（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  実施予定日
* 五  
  変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の届出書には、使用料金の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

#### 第百十条（航空保安無線施設の設置者の地位の承継の許可申請）

法第五十五条第一項の規定による航空保安無線施設の設置者の地位の承継の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設設置者地位承継許可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  承継人の氏名及び住所
* 二  
  被承継人の氏名及び住所
* 三  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 四  
  承継の条件
* 五  
  承継をしようとする時期
* 六  
  承継を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

* 一  
  承継の条件を証する書類
* 二  
  法人又は組合にあつては、承継に関する意思の決定を証する書類
* 三  
  承継人が当該航空保安無線施設を管理するに足りる能力を有する者であることを証する書類

#### 第百十一条（相続による航空保安無線施設の設置者の地位の承継の届出）

法第五十五条第四項の規定による航空保安無線施設の設置者の地位の承継の届出をしようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した航空保安無線施設設置者相続届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所
* 二  
  被相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
* 三  
  航空保安無線施設の名称及び所在地
* 四  
  相続開始の期日

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  届出者と被相続人との続柄を証する書類
* 二  
  届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

#### 第百十二条

削除

### 第三節　航空灯火

#### 第百十三条（航空灯台の種類）

第四条第一号の航空灯台の種類は、左の四種とする。

* 一  
  航空路灯台（航行中の航空機に航空路上の一点を示すために設置する灯火）
* 二  
  地標航空灯台（航行中の航空機に特定の一点を示すために設置する灯火）
* 三  
  危険航空灯台（航行中の航空機に特に危険を及ぼすおそれのある区域を示すために設置する灯火）

#### 第百十四条（飛行場灯火）

第四条第二号の飛行場灯火の種類は、次のとおりとする。

* 一  
  飛行場灯台（航行中の航空機に空港等の位置を示すために空港等又はその周辺の地域に設置する灯火で補助飛行場灯台以外のもの）
* 二  
  補助飛行場灯台（航行中の航空機に空港等の位置を示すためにモールス符号をもつて明滅する灯火）
* 三  
  進入灯（着陸しようとする航空機にその最終進入の径路を示すために進入区域内及び着陸帯内に設置する灯火）
* 四  
  進入角指示灯（着陸しようとする航空機にその着陸の進入角の良否を示すために陸上空港等にあつては滑走路進入端付近に、陸上ヘリポートにあつては着陸区域付近に設置する灯火）
* 五  
  旋回灯（滞空旋回中の航空機に滑走路の位置を示すために滑走路の外側に設置する灯火で滑走路の外側上方に灯光を発するもの）
* 六  
  進入灯台（着陸しようとする航空機に進入区域内の要点を示すために設置する灯火で進入灯以外のもの）
* 七  
  進入路指示灯（離陸した航空機にその離陸後の飛行の経路を、又は着陸しようとする航空機にその最終進入の経路に至るまでの進入の経路を示すために設置する灯火）
* 八  
  滑走路灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に滑走路を示すためにその両側に設置する灯火で非常用滑走路灯以外のもの）
* 九  
  滑走路末端灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に滑走路の末端を示すために滑走路進入端及び滑走路終端に設置する灯火で非常用滑走路灯以外のもの）
* 十  
  滑走路末端補助灯（滑走路末端灯の機能を補助するためにその附近に設置する灯火）
* 十一  
  滑走路末端識別灯（着陸しようとする航空機に滑走路進入端の位置を示すために滑走路進入端附近に設置する灯火であつて滑走路末端補助灯以外のもの）
* 十二  
  滑走路中心線灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に滑走路の中心線を示すためにその中心線に設置する灯火）
* 十三  
  接地帯灯（着陸しようとする航空機に接地帯を示すために接地帯内に設置する灯火）
* 十四  
  滑走路距離灯（滑走路を走行中の航空機に滑走路終端からの距離を示すために設置する灯火）
* 十五  
  過走帯灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に過走帯を示すためにその周辺に設置する灯火）
* 十五の二  
  離陸待機警告灯（離陸しようとする航空機に他の航空機による滑走路の使用を示すために設置する灯火）
* 十六  
  離陸目標灯（離陸しようとする航空機に離陸の方向を示すために目標として設置する灯火）
* 十七  
  非常用滑走路灯（滑走路灯及び滑走路末端灯が故障した場合に応急的に使用する運搬可能な灯火）
* 十八  
  着水路灯（水上空港等において着陸帯を示すためにその片側又は両側に配置する灯火）
* 十九  
  着水路末端灯（水上空港等において着陸帯の末端を示すためにその両末端に配置する灯火）
* 二十  
  誘導路灯（地上走行中の航空機に誘導路（転回区域（航空機が滑走路終端付近で転回するために滑走路に接して設けられる区域をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）及びエプロンの縁を示すために設置する灯火）
* 二十一  
  誘導路中心線灯（地上走行中の航空機に誘導路の中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路を示すために誘導路の中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路に設置する灯火）
* 二十一の二  
  高速離脱用誘導路指示灯（滑走路を走行中の航空機に高速離脱用誘導路への出入経路と滑走路中心線との接続点までの距離を示すために設置する灯火）
* 二十一の三  
  航空機接近警告灯（地上走行中の航空機に滑走路に入る前に当該滑走路から離陸し、又は当該滑走路に着陸しようとする他の航空機の接近を示すために設置する灯火）
* 二十一の四  
  停止線灯（地上走行中の航空機に一時停止の要否及び一時停止すべき位置を示すために設置する灯火）
* 二十一の五  
  滑走路警戒灯（地上走行中の航空機に滑走路に入る前に一時停止すべき位置を示すために設置する灯火）
* 二十一の六  
  中間待機位置灯（地上走行中の航空機に一時停止すべき位置を示すために設置する灯火であつて停止線灯及び滑走路警戒灯以外のもの）
* 二十二  
  誘導案内灯（地上走行中の航空機に行先、経路、分岐点等を示すために設置する灯火）
* 二十二の二  
  転回灯（地上走行中の航空機に転回区域における転回経路を示すために転回区域の周辺に設置する灯火）
* 二十二の三  
  駐機位置指示灯（地上走行中の航空機にエプロンにおける駐機位置への走行経路からの偏差及び駐機位置までの距離を示すために設置する灯火）
* 二十三  
  誘導水路灯（航空機に誘導水路を示すために配置する灯火）
* 二十四  
  着陸方向指示灯（着陸しようとする航空機に着陸の方向を示すためにＴ型又は四面体の形象物に設置する灯火）
* 二十五  
  風向灯（航空機に風向を示すために設置する灯火）
* 二十六  
  指向信号灯（航空交通の安全のため航空機等に必要な信号を送るために設置する灯火）
* 二十七  
  禁止区域灯（航空機に空港等内の使用禁止区域を示すために設置する灯火）
* 二十八  
  着陸区域照明灯（着陸区域を照明するために設置する灯火）
* 二十九  
  境界灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に離陸及び着陸に可能な区域を示すためにその周囲に設置する灯火）
* 三十  
  水上境界灯（離水し、又は着水しようとする航空機に航空機の離水及び着水の可能な区域を示すためにその周囲に設置する灯火）
* 三十一  
  境界誘導灯（離陸し、又は着陸しようとする航空機に離陸及び着陸に適する方向を示すために境界灯に併列して設置する灯火）
* 三十二  
  水上境界誘導灯（水上境界灯に併列して航空機の離水及び着水に適する方向を示すために特に色別して配置する灯火）

#### 第百十五条（設置許可の申請）

法第三十八条第二項の規定により、航空灯火の設置の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した航空灯火設置許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  設置の目的
* 二  
  氏名及び住所
* 三  
  航空灯火の種類及び名称
* 四  
  航空灯火の位置及び所在地
* 五  
  航空灯火の設置予定地の所有者の氏名及び住所
* 六  
  施設の概要
* 七  
  管理の計画
* 八  
  設置及び管理に要する費用
* 九  
  工事の着手及び完成の予定期日

##### ２

前項の申請書には、第七十六条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十一号までに掲げる書類を添えなければならない。

#### 第百十六条

法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する航空灯台の位置、構造等の設置の基準は、種類別に次のとおりとする。

* 一  
  航空路灯台
* 二  
  地標航空灯台
* 三  
  危険航空灯台

#### 第百十七条（飛行場灯火の設置基準）

法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  夜間着陸又は精密進入を行う計器着陸の用に供する陸上空港等及び陸上ヘリポートの飛行場灯火は、空港等及び滑走路の区分ごとに第一表から第三表までに定めるところにより設置するものであること。
* ○印  
  設置を必要とする灯火
* ×印  
  当該空港等の立地条件等の観点から航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要と認められる場合に設置する灯火
* 一  
  ○印　設置を必要とする灯火  
    
    
  ×印　当該空港等の立地条件等の観点から航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要と認められる場合に設置する灯火
* 二  
  カテゴリー一精密進入とは、進入限界高度（滑走路進入端を含む水平面からの、計器飛行により降下することができる最低の高度をいう。以下同じ。）が六十メートル以上であり、かつ、滑走路視距離（滑走路中心線上にある航空機から、滑走路標識又は滑走路灯若しくは滑走路中心線灯を視認することができる最大距離をいう。以下同じ。）が五百五十メートル以上であるか又は視程が八百メートル以上である場合における精密進入をいう。  
  以下同じ。
* 三  
  カテゴリー二精密進入とは、進入限界高度が三十メートル以上六十メートル未満であり、かつ、滑走路視距離が三百メートル以上である場合における精密進入をいう。  
  以下同じ。
* 四  
  カテゴリー三精密進入とは、進入限界高度が三十メートル未満であるか又は設定されておらず、かつ、滑走路視距離が五十メートル以上である場合における精密進入をいう。  
  以下同じ。
* ○印  
  設置を必要とする灯火
* ×印  
  当該空港等の立地条件等の観点から航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要と認められる場合に設置する灯火
* 一の二  
  夜間着陸又は精密進入を行う計器着陸の用に供する陸上空港等以外の陸上空港等の飛行場灯火は、当該空港等の立地条件等の観点から航空機の着陸の安全を確保するため必要と認められる場合には、進入角指示灯及び滑走路末端識別灯を設置するものであること。
* 二  
  夜間着陸又は精密進入を行う計器着陸の用に供する水上空港等及び水上ヘリポートに設置する飛行場灯火は、次の表に定めるところにより設置するものであること。
* 〇印  
  設置を必要とする灯火
* ×印  
  当該空港等の立地条件等の観点から航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要と認められる場合に設置を必要とする灯火
* 三  
  飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。
* 一  
  アプローチセンターラインとは、滑走路（着陸に使用できる部分に限る。）の中心線の延長線（以下「滑走路中心線の延長線」という。）上に単一若しくは二個の灯器又はバレット（三個以上の灯器を着陸しようとする航空機から見て横並びとなるように近接して設置した灯器群をいう。以下同じ。）を配置した灯列をいう。  
  以下同じ。
* 二  
  サイドバレットとは、滑走路進入端から二百七十メートルまでの間において、アプローチセンターラインの両側にバレットを滑走路中心線の延長線に対し対称に配置した灯列をいう。  
  以下同じ。
* 三  
  クロスバーとは、滑走路進入端から所定の距離の位置において滑走路中心線の延長線と直交する直線上に灯器を配置した灯列（アプローチセンターライン及びサイドバレットを除く。）をいう。  
  以下同じ。
* 一  
  直線区間（一）とは、誘導路の直線部分のうち曲線部分の付近及び誘導路の曲線部分のうち曲率半径が四百メートルを超える部分をいう。以下このナにおいて同じ。
* 二  
  直線区間（二）とは、誘導路の直線部分のうち直線区間（一）以外の部分をいう。  
  以下このナにおいて同じ。
* 三  
  曲線区間とは、誘導路の曲線部分のうち直線区間（一）以外の部分をいう。  
  以下このナにおいて同じ。
* 一  
  直線区間とは、誘導路の直線部分及び誘導路の曲線部分のうち曲率半径が四百メートルを超える部分をいう。以下このムにおいて同じ。
* 二  
  曲線区間とは、誘導路の曲線部分のうち直線区間以外の部分をいう。  
  以下このムにおいて同じ。

##### ２

第九十九条第二項の規定は、飛行場灯火の設置について準用する。  
この場合において、同項中「前項」とあるのは「第百十七条第一項」と、「航空保安無線施設」とあるのは「飛行場灯火」と読み替えるものとする。

#### 第百十八条（工事完成検査の申請）

法第四十二条第一項の規定により、航空灯火の工事の完成検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火工事完成検査申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  工事完成の年月日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定により、航空灯火の変更の工事の完成検査の申請について準用する。

#### 第百十九条（供用開始期日の届出）

法第四十二条第三項の規定により、航空灯火の供用開始の期日の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火供用開始届書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  供用開始の期日

##### ２

前項の規定は、法第四十三条第二項及び法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定により、変更又は休止をした航空灯火の供用再開の期日の届出について準用する。

#### 第百二十条（重要な変更）

法第四十三条第一項の規定による許可を受けなければならない重要な変更は、次のとおりとする。

* 一  
  灯質、光度又は光柱の範囲の変更
* 二  
  飛行場灯火にあつては灯火の配置及び組合せの変更
* 三  
  制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る。）
* 四  
  制御装置の新設若しくは増設又は電源設備の増設

#### 第百二十一条（変更の許可申請）

法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第二項の規定により、航空灯火の変更の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した航空灯火変更許可申請書三通を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  変更しようとする事項（新旧対照を示す書類及び図面を添附すること。）
* 四  
  変更に要する費用
* 五  
  工事の着手及び完成の予定期日
* 六  
  管理の計画に変更があるときは、変更後の管理の計画
* 七  
  変更を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

* 一  
  変更に要する費用、土地及び物件の調達方法を記載した書類
* 二  
  工事設計図書、工事予算書及び仕様書
* 三  
  申請者が法人又は組合であるときは、変更に関する意思の決定を証する書類

#### 第百二十二条（供用の休止及び廃止の届出）

法第四十五条第一項の規定により、航空灯火の供用の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火休止（廃止）届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  廃止の届出の場合は、廃止の予定期日
* 四  
  休止の届出の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 五  
  休止又は廃止を必要とする理由

##### ２

届出者が法人又は組合であるときは、前項の届出書に供用の休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類を添附するものとする。

#### 第百二十三条（供用の再開検査申請）

法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第四項の規定により、航空灯火の供用の再開の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火供用再開検査申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  供用再開の予定期日

##### ２

申請者が法人又は組合であるときは、前項の申請書に供用の再開に関する意思の決定を証する書類を添付するものとする。

#### 第百二十四条（供用開始の告示）

法第四十六条の規定により、航空灯火の供用開始期日の届出があつた場合において告示しなければならない事項は、次のとおりとする。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の種類及び名称
* 三  
  航空灯火の位置及び所在地
* 四  
  灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
* 五  
  運用時間
* 六  
  供用開始期日
* 七  
  航空灯火の利用上の特記事項

##### ２

前項の規定は、国土交通大臣が航空灯火を設置する場合に準用する。

#### 第百二十五条（変更、休止等の告示）

法第四十六条（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、航空灯火について告示した事項に変更があつた場合又は航空灯火の供用の禁止、再開もしくは廃止があつた場合において告示しなければならない事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

* 一  
  告示した事項に変更があつた場合は、変更した事項
* 二  
  休止の場合は、予定する休止の開始期日及び期間
* 三  
  再開又は廃止の場合はその予定期日

#### 第百二十五条の二（告示を要しない航空保安施設）

法第四十六条の国土交通省令で定める航空保安施設は、非公共用飛行場の飛行場灯火とする。

#### 第百二十六条（航空灯火の機能の確保に関する基準）

法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める航空灯火の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。

* 一  
  所定の運用時間中当該施設の運用を確実に維持すること。
* 二  
  航空灯火の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態において保持すること。
* 三  
  法第五十三条に規定する禁止行為を公衆の見やすいように掲示すること。
* 四  
  建築物、植物その他の物件により航空灯火の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置を講ずること。
* 五  
  やむを得ない事由により、航空灯火の運用を停止し、又は航空灯火の機能を損なうこととなつた場合及び当該航空灯火の運用又は機能が復旧した場合に必要となる国土交通大臣との連絡体制を整備すること。
* 六  
  自然災害その他の事象により、航空灯火の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため適当な措置を講ずること。
* 七  
  航空灯火につき改修その他の工事を行うときは、航空機の航行を阻害しないように適当な措置を講ずること。
* 八  
  航空灯火の管理者は、当該灯火に業務日誌を備え付け、次に掲げる事項を記録し、これを一年間保存すること。
* 九  
  航空灯火には、灯器及び灯火を構成する機器の部品のうち交換単位部品について、必要数量の予備品を確保しておくこと。
* 十  
  航空灯台及び飛行場灯台は、所定の運用時間中点灯を維持すること。
* 十一  
  飛行場灯火（飛行場灯台、離陸待機警告灯、航空機接近警告灯及び駐機位置指示灯を除く。）は、航空機が離陸し、若しくは着陸するとき又は上空を通過する航空機の援助のために必要と認められるときは、次に掲げる方法により点灯すること（進入角指示灯、滑走路末端識別灯及び滑走路距離灯以外の飛行場灯火にあつては、夜間又は空港等が計器気象状態下にある場合その他視界が制限される場合に限る。）。

#### 第百二十七条（航空障害灯の種類及び設置基準）

法第五十一条第一項、第二項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯とし、その設置の基準は、次のとおりとする。

* 一  
  航空障害灯の性能は、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯の別に次のとおりとする。
* 二  
  第百三十二条の二第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる物件（支線を除く。）で百五十メートル以上の高さのもの（地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から高光度航空障害灯を設置することが不適当であると国土交通大臣が認めたものを除く。）には、次に掲げる位置（第百三十二条の二第一項第三号に掲げる物件を支持する物件（避雷針を除く。以下「支持物件」という。）にあつては、イを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように高光度航空障害灯を一個以上設置すること。
* 三  
  前号イただし書の規定により頂上に高光度航空障害灯を設置することが技術的に困難であると国土交通大臣が認めた物件において、高光度航空障害灯を設置することが可能な最も高い位置（以下「設置可能位置」という。）と頂上との垂直距離が十二メートルを超える場合は、設置可能位置と頂上との間のできるだけ高い位置に中光度白色航空障害灯を一個以上設置すること。  
  ただし、中光度白色航空障害灯を設置することが技術的に困難であると国土交通大臣が認めた物件については、この限りでない。
* 四  
  第百三十二条の二第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる物件（支線を除く。）で百五十メートル未満の高さのもの（地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から中光度白色航空障害灯を設置することが不適当であると国土交通大臣が認めたもの及び昼間障害標識を設置するものを除く。）には、次に掲げる位置（支持物件にあつては、イを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度白色航空障害灯を一個以上設置すること。
* 五  
  第二号及び前号の物件以外の物件（第百三十二条の二第一項各号（第三号を除く。）に掲げるものに限る。）には、次に掲げる位置（支持物件にあつては、イを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度赤色航空障害灯又は低光度航空障害灯を一個以上設置すること。
* 六  
  次に掲げる物件（前号に規定するものに該当するものに限る。）のうち航空機の航行に特に危険があると国土交通大臣が認めたものの同号イに規定する位置（当該物件が支持物件である場合を除く。）及び当該位置から下方に順に一つ置きの同号ロに規定する位置（最も低い位置を除く。）には、中光度赤色航空障害灯を設置すること。
* 七  
  第百三十二条の二第一項第三号に掲げる物件には、当該物件に代えて、支持物件（地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から高光度航空障害灯を設置することが不適当であると国土交通大臣が認めたものを除く。）の頂上に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように高光度航空障害灯を一個以上設置すること。  
  ただし、当該物件（百五十メートル未満の高さのものに限る。）の間隔が千二百メートル以下であつて国土交通大臣が適当と認めたものについては、当該物件の頂上に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度白色航空障害灯を一個以上設置すること。
* 八  
  前号の支持物件以外の支持物件には、当該物件の頂上に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度赤色航空障害灯を一個以上設置すること。
* 九  
  第二号及び第四号の物件並びに第七号の支持物件のうち、夜間において高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を運用することが不適当であると国土交通大臣が認めたものについては、第二号から第四号まで及び第七号の規定にかかわらず、夜間においては、高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯に代えて、第二号及び第四号の物件にあつては第五号及び第六号に定めるところにより、中光度赤色航空障害灯又は低光度航空障害灯を設置し、第七号の支持物件にあつては前号に定めるところにより、中光度赤色航空障害灯を設置すること。
* 十  
  第二号、第四号、第五号及び第七号の物件以外の物件には、次に掲げる位置（支持物件にあつては、イ及びロを除く。）に、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度赤色航空障害灯又は低光度航空障害灯を一個以上設置すること。
* 十一  
  支持物件以外の次に掲げる物件（前号に規定するものに該当するものに限る。）のうち航空機の航行に特に危険があると国土交通大臣が認めたものの同号イに規定する位置には、すべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度赤色航空障害灯を一個以上設置すること。
* 十二  
  次に掲げる物件にあつては、第五号から前号まで（第七号及び第八号を除く。）の規定にかかわらず、中光度赤色航空障害灯を国土交通大臣が適当であると認めた位置に設置すること。

##### ２

地形若しくは既存物件との関係又は物件の構造により前項の規定による航空障害灯の設置が不適当であると国土交通大臣が認めた場合には、同項の規定にかかわらず、当該航空障害灯を国土交通大臣が適当であると認めた位置に若しくは光度に変更して設置し、又は省略することができる。

#### 第百二十七条の二（航空障害灯設置物件）

法第五十一条第二項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により航空障害灯を設置しなければならない物件は、次のとおりとする。

* 一  
  進入表面、転移表面又は水平表面に著しく近接した物件
* 二  
  前号に規定する物件以外の物件で航空機の航行の安全を著しく害するおそれのあるもの

#### 第百二十八条（航空障害灯の管理の方法）

法第五十一条第五項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、航空障害灯を次の方法により管理するものとする。

* 一  
  航空障害灯の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態において保持すること。
* 二  
  建築物、植物その他の物件により航空障害灯の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置を講ずること。
* 三  
  やむを得ない事由により、航空障害灯の運用を停止し、又は航空障害灯の機能を損なうこととなつた場合及び当該航空障害灯の運用又は機能が復旧した場合に必要となる国土交通大臣との連絡体制を整備すること。
* 四  
  自然災害その他の事象により、航空障害灯の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため適当な措置を講ずること。
* 五  
  航空障害灯には予備品として電球、ヒユーズを備え付けて置くこと。
* 六  
  高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては常時（第百二十七条第一項第七号に規定する支持物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯であつて、夜間において、その点灯を継続する必要がないと国土交通大臣が認めたもの並びに同項第九号に規定する物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては、昼間に限る。）、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯にあつては夜間において、その点灯を継続すること。  
  ただし、国土交通大臣がその機能を代替することができると認めた電飾、屋外投光器その他の照明設備を点灯している間は、この限りでない。
* 七  
  高光度航空障害灯にあつては、その点灯を継続している間、次の表の上欄に掲げる背景輝度の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる値の実効光度の灯光を発すること。
* 八  
  中光度白色航空障害灯にあつては、その点灯を継続している間、次の表の上欄に掲げる背景輝度の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる値の実効光度の灯光を発すること。

#### 第百二十九条（使用料金の届出）

法第五十四条第一項の規定により、公共の用に供する航空灯火の使用料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火使用料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空灯火の名称及び所在地
* 三  
  設定し、又は変更しようとする使用料金の種類及び額（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  実施予定日
* 五  
  変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

前項の届出書には、使用料金の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

#### 第百三十条（航空灯火設置者の地位の承継の許可申請）

法第五十五条第一項の規定による航空灯火の設置者の地位の承継の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空灯火設置者地位承継許可申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  承継人の氏名及び住所
* 二  
  被承継人の氏名及び住所
* 三  
  航空灯火の名称及び所在地
* 四  
  承継の条件
* 五  
  承継をしようとする時期
* 六  
  承継を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

* 一  
  承継の条件を証する書類
* 二  
  法人又は組合にあつては、承継に関する意思の決定を証する書類
* 三  
  承継人が当該航空灯火を管理するに足る能力を有する者であることを証する書類

#### 第百三十一条（相続による航空灯火の設置者の地位の承継の届出）

法第五十五条第四項の規定による航空灯火の設置者の地位の承継の届出をしようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した航空灯火設置者相続届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  届出者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
* 二  
  被相続人の氏名及び住所
* 三  
  航空灯火の名称及び所在地
* 四  
  相続開始の期日

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

* 一  
  届出者と被相続人との続柄を証する書類
* 二  
  届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

#### 第百三十二条

削除

### 第四節　昼間障害標識

#### 第百三十二条の二（昼間障害標識設置物件）

法第五十一条の二第一項の規定により昼間障害標識を設置しなければならない物件は、次に掲げるもの（国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めたもの及び高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置するものを除く。）とする。

* 一  
  煙突、鉄塔、柱その他の物件でその高さに比しその幅が著しく狭いもの（その支線を含む。）
* 二  
  骨組構造の物件
* 三  
  国土交通大臣が告示で定める架空線
* 四  
  係留気球（その支線を含む。）
* 五  
  ガスタンク、貯油槽そう  
  その他これに類する物件で、背景とまぎらわしい色彩を有するため航空機からの視認が困難であるもの（進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐すい  
  表面又は外側水平表面の投影面と一致する区域内にあるものに限る。）

##### ２

法第五十一条の二第二項の規定により昼間障害標識を設置する物件は、前項に掲げるもののほか、着陸帯の中にある物件又は進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐すい  
表面若しくは外側水平表面の投影面と一致する区域内にある物件であつて航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものとする。

#### 第百三十二条の三（昼間障害標識の種類及び設置基準）

法第五十一条の二第一項又は第二項の規定により設置する昼間障害標識は、塗色、旗及び標示物とし、その設置の基準は、物件の種類ごとに次の表に掲げるところによる。

##### ２

第百二十七条第二項の規定は、昼間障害標識の設置について準用する。  
この場合において、同項中「前項」とあるのは「第百三十二条の三第一項」と、「航空障害灯」とあるのは「昼間障害標識」と、「光度に」とあるのは「種類に」と読み替えるものとする。

#### 第百三十二条の四（昼間障害標識の管理の方法）

昼間障害標識は、次の方法により管理するものとする。

* 一  
  昼間障害標識を前条の基準に適合するように維持すること。
* 二  
  昼間障害標識（旗を除く。）にその機能を損なう支障（その機能の回復に七日以上を要するときに限る。）を生じたとき及びその機能が回復した場合に必要となる国土交通大臣との連絡体制を整備すること。

## 第六章　航空機の運航

#### 第百三十三条（国籍記号及び登録記号）

航空機の国籍は、装飾体でないローマ字の大文字ＪＡ（以下「国籍記号」という。）で表示しなければならない。

#### 第百三十四条

法第五条の規定による登録記号（以下「登録記号」という。）は、装飾体でない四箇のアラビア数字又はローマ字の大文字で表示しなければならない。

#### 第百三十五条（国籍記号及び登録記号の表示の方法及び場所）

国籍記号及び登録記号は、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

#### 第百三十六条

登録記号は、国籍記号の後に連記しなければならない。

#### 第百三十七条

国籍記号及び登録記号の表示の方法及び場所は、左の通りとする。

* 一  
  飛行機及び滑空機の場合には、主翼面と尾翼面又は主翼面と胴体面とに表示するものとする。
* 二  
  回転翼航空機の場合には、胴体底面及び胴体側面に表示する。
* 三  
  飛行船の場合には、船体面又は水平安定板面及び垂直安定板面に表示するものとする。

#### 第百三十八条

国籍記号及び登録記号に使用する文字及び数字（以下「各記号」という。）の高さは次のとおりとする。

* 一  
  飛行機及び滑空機
* 二  
  回転翼航空機
* 三  
  飛行船

#### 第百三十九条

各記号の幅、線の太さ、間隔及び色は左の通りとする。

* 一  
  幅は、各記号の高さの三分の二とする。  
  但し、アラビヤ数字の１はこの限りでない。
* 二  
  線の太さは、各記号の高さの六分の一であつて、中実線とする。
* 三  
  間隔は、各記号の幅の四分の一以上であつて、二分の一をこえないものとする。
* 四  
  色は、各記号を表示する場所の地色と鮮明に判別できるものとする。

#### 第百四十条

第百三十七条から前条までの規定にかかわらず、国土交通大臣が支障がないと認めた場合は、この限りでない。

#### 第百四十一条（識別板）

航空機の所有者の氏名又は名称及び住所並びにその航空機の国籍記号及び登録記号を打刻した長さ七センチメートル、幅五センチメートルの耐火性材料で作つた識別板を当該航空機の出入口の見やすい場所に取り付けなければならない。

#### 第百四十二条（航空日誌）

法第五十八条第一項の規定により航空機の使用者が備えなければならない航空日誌は、法第百三十一条各号に掲げる航空機以外の航空機については搭とう  
載用航空日誌、地上備え付け用発動機航空日誌及び地上備え付け用プロペラ航空日誌又は滑空機用航空日誌とし、法第百三十一条各号に掲げる航空機については搭とう  
載用航空日誌とする。

##### ２

法第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。

* 一  
  搭とう  
  載用航空日誌
* 二  
  地上備え付け用発動機航空日誌及び地上備え付け用プロペラ航空日誌
* 三  
  滑空機用航空日誌

##### ３

前項の規定にかかわらず、法第百三十一条各号に掲げる航空機の搭とう  
載用航空日誌には、同項第一号イ及びヘに掲げる事項を記載すればよい。

#### 第百四十三条（航空機登録証明書等の備付けを免除される航空機）

法第五十九条の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

* 一  
  滑空機
* 二  
  製造後最初の航行（本邦外から出発して本邦内に到達するものであつて、回送の場合に限る。）を行う航空機であつて、次に掲げる書類を備え付けたもの

#### 第百四十四条（航空機に備え付ける書類）

法第五十九条第三号の航空日誌は、搭載用航空日誌とする。

#### 第百四十四条の二

法第五十九条第四号の国土交通省令で定める航空の安全のために必要な書類は、次に掲げる書類とする。

* 一  
  運用限界等指定書
* 二  
  飛行規程
* 三  
  飛行の区間、飛行の方式その他飛行の特性に応じて適切な航空図
* 四  
  運航規程（航空運送事業の用に供する場合に限る。）

##### ２

前項の規定にかかわらず、運航規程に飛行規程に相当する事項が記載されている場合には、飛行規程は法第五十九条第四号の航空の安全のために必要な書類に含まれないものとする。

#### 第百四十五条（航空機の航行の安全を確保するための装置）

法第六十条の規定により、計器飛行等を行う航空機に装備しなければならない装置は、次の表の飛行の区分に応じ、それぞれ、同表の装置の欄に掲げる装置であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。  
ただし、航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあつてはジャイロ式旋回計、自衛隊の使用する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりＶＯＲ受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上ＤＭＥ装置は、装備しなくてもよいものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、第百九十一条の二第一項第五号に掲げる飛行中にあつては、方向探知機、ＶＯＲ受信装置及び機上タカン装置は、装備しなくてもよいものとする。

#### 第百四十六条

法第六十条の規定により、管制区、管制圏、情報圏又は民間訓練試験空域を航行する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。

* 一  
  管制区又は管制圏を航行する場合  
    
    
  いかなるときにおいても航空交通管制機関と連絡することができる無線電話  
    
    
  一（航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機にあつては、二）
* 二  
  管制区又は管制圏のうち、計器飛行方式又は有視界飛行方式の別に国土交通大臣が告示で指定する空域を当該空域の指定に係る飛行の方式により飛行する場合  
    
    
  四千九十六以上の応答符号を有し、かつ、モードＡの質問電波又はモード三の質問電波に対して航空機の識別記号を応答する機能及びモードＣの質問電波に対して航空機の高度を応答する機能を有する航空交通管制用自動応答装置  
    
    
  一
* 三  
  情報圏又は民間訓練試験空域を航行する場合（第二百二条の五第一項第一号又は第二項第一号に該当する場合を除く。）  
    
    
  いかなるときにおいても航空交通管制機関又は当該空域における他の航空機の航行に関する情報（以下「航空交通情報」という。）を提供する機関と連絡することができる無線電話  
    
    
  一

#### 第百四十七条

法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。

* 一  
  航行中いかなるときにおいても航空交通管制機関と連絡することができる無線電話  
    
    
  一（最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機にあつては、二）
* 二  
  ＩＬＳ受信装置（ＩＬＳが設置されている空港等に着陸する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機に限る。）  
    
    
  一
* 三  
  気象レーダー（雲の状況を探知するためのレーダーをいう。）（最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機に限る。）  
    
    
  一
* 四  
  次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機に限る。）  
    
    
  一
* 四の二  
  次に掲げる機能を有する対地接近警報装置（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、ピストン発動機を装備した飛行機に限る。）  
    
    
  一
* 五  
  国際民間航空条約の附属書十第四巻第八十五改訂版に定める基準に適合する航空機衝突防止装置（客席数が十九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機に限る。）  
    
    
  一
* 六  
  けん銃の弾丸及び手りゆう弾の破片の貫通並びに乗組員室への入室が認められていない者の入室を防止し、かつ、操縦者の定位置からの施錠及び解錠が可能な乗組員室ドア（客席数が六十又は最大離陸重量が四万五千五百キログラムを超え、かつ、旅客を運送する飛行機に限る。）  
    
    
  客室から乗組員室に通じる出入口の数

#### 第百四十七条の二

法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機（客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備したものに限り、自衛隊が使用するものを除く。）に装備しなければならない装置は、次に掲げる機能を有する対地接近警報装置とする。

* 一  
  前条第四号イ、ハ及びヘに掲げる機能
* 二  
  地表との距離が十分でない場合に警報を発する機能

#### 第百四十七条の三

法第六十条の規定により、第百九十一条の二第一項各号に掲げる航行を行う航空機に装備しなければならない装置は、当該各号に掲げる航行の区分ごとに航空機の航行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める装置であつて、告示で定める数量以上のものとする。

#### 第百四十八条（法第六十条ただし書の許可の申請）

法第六十条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路（第百四十六条に規定する装置の装備に関する許可を受けようとする場合にあつては、飛行の目的、日時及び経路並びに計器飛行方式又は有視界飛行方式の別）を明記すること。）
* 四  
  法第三十四条第一項各号に掲げる飛行の別（第百四十五条第一項に規定する装置の装備に関する許可を受けようとする場合に限る。）
* 五  
  装備することができない装置及びその数量
* 六  
  装備することができない理由
* 七  
  操縦者の氏名及び資格
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第百四十九条（航空機の運航の状況を記録するための装置）

法第六十一条第一項の規定により、次の表の航空機の種別の欄に掲げる航空機（自衛隊が使用するものを除く。）に装備し、及び作動させなければならない航空機の運航の状況を記録するための装置は、それぞれ同表の装置の欄に掲げる装置とする。

##### ２

飛行記録装置、航空機映像記録装置及び航空機情報記録システムは、離陸に係る滑走を始めるときから着陸に係る滑走を終えるまでの間、常時作動させなければならない。

##### ３

操縦室用音声記録装置、操縦室用音響記録システム及びデータリンク通信の内容を記録することができる装置は、飛行の目的で発動機を始動させたときから飛行の終了後発動機を停止させるまでの間、常時作動させなければならない。

##### ４

航空運送事業の用に供する飛行機の運航の状況を記録するための装置の格納容器には、水中で自動的に作動し、かつ、九十日以上作動する三十七・五キロヘルツの周波数を使用する位置情報発信機を取り付けなければならない。

#### 第百四十九条の二（法第六十一条第一項ただし書の許可の申請）

法第六十一条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）
* 四  
  装備することができない装置又は作動させることができない装置
* 五  
  装備することができない理由又は作動させることができない理由
* 六  
  操縦者の氏名及び資格
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百四十九条の三（法第六十一条第二項の航空機の使用者が保存すべき記録）

法第六十一条第二項の規定により、同項に規定する航空機の使用者が保存しなければならない記録は、飛行記録装置による記録であつて、次に掲げる運航（発動機を停止している間を除く。）に係るもの（記録された後六十日を経過したものを除く。）とする。

* 一  
  当該航空機が飛行機である場合にあつては、その航空機の最新の二十五時間の運航
* 二  
  当該航空機が回転翼航空機である場合にあつては、その航空機の最新の十時間の運航

#### 第百五十条（救急用具）

航空機は、次の表に掲げるところにより、救急用具を装備しなければこれを航空の用に供してはならない。

##### ２

旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機（法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。）であつて客席数が六十を超えるものには、救急の用に供する医薬品及び医療用具を装備しなければならない。

##### ３

次に掲げる航空機には、搭乗者全員が使用することのできる数の落下傘を装備しなければならない。

* 一  
  法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十六条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けて飛行する航空機であつて国土交通大臣が指定したもの
* 二  
  第百九十七条の三に規定する曲技飛行を行う航空機

##### ４

航空機は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数量の航空機用救命無線機を同表の下欄に掲げる条件に従つて装備しなければならない。

##### ５

航空運送事業の用に供する航空機（客室乗務員を乗り組ませて事業を行うものに限る。）には、感染症の予防に必要な用具を装備しなければならない。

#### 第百五十一条

航空機に装備する救急用具は、次に掲げる期間ごとに点検しなければならない。  
ただし、航空運送事業の用に供する航空機に装備するものにあつては、当該航空運送事業者の整備規程に定める期間とする。

* 一  
  落下傘さん  
    
    
    
    
  六十日
* 二  
  非常信号灯、携帯灯及び防水携帯灯  
    
    
  六十日
* 三  
  救命胴衣、これに相当する救急用具及び救命ボート  
    
    
  百八十日
* 四  
  救急箱  
    
    
  六十日
* 五  
  非常食糧  
    
    
  百八十日
* 六  
  航空機用救命無線機  
    
    
  十二月

#### 第百五十二条（特定救急用具の検査）

第百五十条の規定により航空機に装備しなければならない非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航空機用救命無線機及び落下傘さん  
（以下「特定救急用具」という。）は、その性能及び構造について国土交通大臣の検査に合格したものでなければならない。  
ただし、型式について国土交通大臣の承認を受けたもの並びに自衛隊の使用する航空機に装備するものでその性能及び構造について防衛大臣が適当であると認めたものについては、この限りでない。

##### ２

前項ただし書の型式の承認を申請しようとする者は、特定救急用具型式承認申請書（第二十八号の三様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ３

第一項ただし書の型式の承認は、申請者に特定救急用具型式承認書（第二十八号の四様式）を交付することによつて行う。

##### ４

国土交通大臣は、第一項ただし書の承認を受けた型式の特定救急用具の安全性若しくは均一性が確保されていないと認められるとき又は当該特定救急用具が用いられていないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

##### ５

第一項ただし書の承認を受けた型式の特定救急用具を製造する者は、当該特定救急用具に同項ただし書の承認を受けた旨の表示を行わなければならない。

##### ６

前項の規定により行うべき表示の方法については、第三項の特定救急用具型式承認書において指定する。

#### 第百五十三条

法第六十三条の規定により、航空機の携行しなければならない燃料の量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる燃料の量とする。

#### 第百五十四条（航空機の灯火）

法第六十四条の規定により、航空機が、夜間において空中及び地上を航行する場合には、衝突防止灯、右舷灯、左舷灯及び尾灯で当該航空機を表示しなければならない。  
ただし、航空機が牽けん  
引されて地上を航行する場合において牽けん  
引車に備え付けられた灯火で当該航空機を表示するとき又は自機若しくは他の航空機の航行に悪影響を及ぼすおそれがある場合において右舷灯、左舷灯及び尾灯で当該航空機を表示するときは、この限りでない。

#### 第百五十五条

削除

#### 第百五十六条

削除

#### 第百五十七条

法第六十四条の規定により、航空機が、夜間において使用される空港等に停留する場合には、次に掲げる区分に従つて、当該航空機を表示しなければならない。

* 一  
  空港等に航空機を照明する施設のあるときは、当該施設
* 二  
  前号の施設のないときは、当該航空機の右舷灯、左舷灯及び尾灯

#### 第百五十七条の二（航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置）

法第六十六条第一項の表の国土交通省令で定める航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置は、慣性航法装置、精密ドプラーレーダー装置又は衛星航法装置とする。

#### 第百五十七条の三（乗務割の基準）

法第六十八条の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  航空機乗組員の乗務時間（航空機に乗り組んでその運航に従事する時間をいう。以下同じ。）が、次の事項を考慮して、少なくとも二十四時間、一暦月、三暦月及び一暦年ごとに制限されていること。
* 二  
  航空機乗組員の疲労により当該航空機の航行の安全を害さないように乗務時間及び乗務時間以外の労働時間が配分されていること。

#### 第百五十八条（最近の飛行の経験）

航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する航空機乗組員のうち、操縦者は、操縦する日からさかのぼつて九十日までの間に、当該航空運送事業の用に供する航空機と同じ型式又は当該型式と類似の型式の航空機（第三項において「型式航空機等」という。）に乗り組んで離陸及び着陸をそれぞれ三回以上行つた経験を有しなければならない。

##### ２

夜間における離陸又は着陸を含む前項の運航に従事しようとする場合は、同項の飛行経験のうち、少なくとも一回は夜間において行われたものでなければならない。  
ただし、同項の運航が次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

* 一  
  前項の当該航空運送事業の用に供する航空機について定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格に係る技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が飛行機であるものに限る。）又は法第三十四条第一項の計器飛行証明を有する者が行うものであること。
* 二  
  法第六十条の規定により計器飛行又は計器飛行方式による飛行を行う場合に装備しなければならないこととされる装置（同条ただし書の許可により装備しなくても計器飛行等を行つてもよいとされたものを除く。）を装備している航空機により行うものであること。
* 三  
  離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は着陸及びそのための降下飛行のうち夜間に行うものを、国土交通大臣が定める経路若しくは法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路、国際民間航空条約の附属書六及び附属書十一として採択された標準及び方式を採用する締約国たる外国が定める経路若しくは当該外国が与える指示による経路又は国土交通大臣が適当と認める経路により行うものであること。

##### ３

型式航空機等の模擬飛行装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、第一項又は前項の経験とみなす。

#### 第百五十九条

法第六十九条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する航空機乗組員のうち、航空機関士は、運航に従事する日からさかのぼつて一年までの間に、当該航空運送事業の用に供する航空機又は当該航空運送事業の用に供する航空機と同じ型式の航空機に乗り組んで、五十時間以上の飛行経験を有しなければならない。

##### ２

前項の型式の航空機の模擬飛行装置又は飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、前項の規定の適用については、二十五時間以内に限り飛行経験とみなす。

#### 第百六十条

法第六十九条の規定により、前二条に規定する航空機乗組員以外の航空機乗組員は、次に掲げる飛行経験を有しなければならない。

* 一  
  無線設備の操作を行うことのできる航空機乗組員にあつては、航空機の運航に従事する日からさかのぼつて一年までの間に、二十五時間以上航空機の運航に従事した飛行経験
* 二  
  航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うことのできる航空機乗組員にあつては、航空機の運航に従事する日からさかのぼつて一年までの間に、五十時間以上航空機の運航に従事した飛行経験。  
  ただし、国内航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事する場合には、二十五時間以上の飛行経験

##### ２

模擬飛行装置又は飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、前項の規定の適用については、航空機の運航に従事した飛行経験とみなす。

#### 第百六十一条

法第六十九条の規定により計器飛行を行う航空機乗組員は、操縦する日からさかのぼつて百八十日までの間に、六時間以上の計器飛行（模擬計器飛行を含む。）を行つた経験を有しなければならない。

##### ２

模擬飛行装置又は飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した経験は、前項の規定の適用については、計器飛行を行つた経験とみなす。

#### 第百六十二条

法第六十九条の規定により、法第三十四条第二項の操縦教育を行う操縦者は、操縦の教育を行う日からさかのぼつて一年までの間に、十時間以上の操縦の教育を行つた飛行経験（滑空機にあつては、二時間以上及び十回以上の操縦の教育を行つた滑空の飛行経験）を有しなければ、操縦の教育を行つてはならない。

#### 第百六十二条の二

第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者は、国土交通大臣が同表中欄に掲げる経験と同等以上の経験を有すると認めた場合には、同表下欄に掲げる行為を行うことができる。

##### ２

第百五十八条第一項及び第二項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項並びに前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者は、天災その他やむを得ない事由により同表中欄に掲げる経験を有することが困難であると認められる場合には、国土交通大臣が定める航空機の航行の安全のための措置が講じられている場合に限り、同表下欄に掲げる行為を行うことができる。

#### 第百六十二条の三（法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間）

法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

##### ２

法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けたことにより、同条第一項各号に掲げる行為（次条において「操縦等」という。）を行うことができる期間（以下この項及び第百六十二条の十五第一項第三号において「操縦等可能期間」という。）が満了する日の四十五日前から当該操縦等可能期間が満了する日までの間に、新たに法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けた場合は、前項の期間は、同項の規定にかかわらず、二年に、当該審査に合格し、又は当該確認を受けた日から当該操縦等可能期間が満了する日の前日までの日数を加えた期間とする。

#### 第百六十二条の四（法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法）

法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

* 一  
  操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機について、操縦技能証明又はその限定の変更を受けること。
* 二  
  操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機について、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う第二百十四条の表第一号ホの技能審査を受け、これに合格すること。

#### 第百六十二条の五（法第七十一条の三第二項の許可の申請）

法第七十一条の三第二項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の種類、等級及び型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）
* 四  
  操縦者の氏名及び資格
* 五  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 六  
  その他参考となる事項

#### 第百六十二条の六（操縦技能審査員）

法第七十一条の三第一項の認定を申請しようとする者は、操縦技能審査員認定申請書（第二十八号の五様式）に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  写真二葉
* 二  
  戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
* 三  
  次条に規定する認定の基準に適合していることを証する書類

#### 第百六十二条の七

法第七十一条の三第一項の認定は、当該認定を受けようとする者が行おうとする同項の審査に係る航空機の種類ごとに次に掲げる基準に適合する者について行う。

* 一  
  法第七十一条の三第四項の規定により、同条第一項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
* 二  
  過去二年以内に法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験又は法第七十一条の三第一項の審査に関し不正な行為を行つた者でないこと。
* 三  
  法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。
* 四  
  法第七十一条の三第一項の審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること又は当該技能証明を有している者と同等以上と認められる技能を有していること。
* 五  
  前号に掲げるもののほか、法第七十一条の三第一項の審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること。
* 六  
  法第七十一条の三第一項の審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又は同項の審査について当該講習を修了した者と同等以上と認められる知識を有していること。

#### 第百六十二条の八

国土交通大臣は、法第七十一条の三第一項の認定をしたときは、操縦技能審査員に、その身分を示す証票（第二十八号の六様式。以下「操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

##### ２

操縦技能審査員が、業務に従事するときは、前項の操縦技能審査員の証を携帯しなければならない。

#### 第百六十二条の九

操縦技能審査員が、操縦技能審査員の証を失い、破り、汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第二十八号の七様式）に写真二葉及び操縦技能審査員の証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第百六十二条の十

操縦技能審査員は、法第七十一条の三第一項の認定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して二年を経過するごとに、その二年の期間ごとに一回、定期的に、同項の審査を行うのに必要な知識の維持を図るため国土交通大臣が行う講習を受けなければならない。  
ただし、国土交通大臣が同項の審査の適正な実施上当該講習を受ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

#### 第百六十二条の十一

法第七十一条の三第一項の認定は、操縦技能審査員が前条の期間ごとに同条の講習を受けなかつたとき（同条ただし書の場合を除く。）は、当該期間の末日に効力を失う。

#### 第百六十二条の十二

操縦技能審査員が法第七十一条の三第四項の規定によりその認定の取消しを受けたとき、前条の規定によりその認定が失効したとき又は再交付を受けた後失つた操縦技能審査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

#### 第百六十二条の十三（特定操縦技能の審査）

法第七十一条の三第一項の審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第二十八号の八様式）に次に掲げる書類を添えて、操縦技能審査員に提出しなければならない。

* 一  
  技能証明書の写し
* 二  
  航空身体検査証明書の写し（次条第三項の規定により、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
* 三  
  総飛行時間を証する書類

#### 第百六十二条の十四

法第七十一条の三第一項の審査は、航空機の種類ごとに、通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止、異常時及び緊急時の操作その他の同項の審査を行うのに必要な事項について行うものとする。

##### ２

前項の審査は、口述審査及び実技審査により行うものとする。

##### ３

前項の実技審査は、その全部又は一部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行うことができる。

#### 第百六十二条の十五

操縦技能審査員は、法第七十一条の三第一項の審査を行つたときは、当該審査を受けた者の技能証明書（特定操縦技能審査等関係に限る。）に次に掲げる事項を記入しなければならない。

* 一  
  審査を行つた日
* 二  
  合格又は不合格の別
* 三  
  操縦等可能期間の満了する日（合格とした場合に限る。）
* 四  
  操縦技能審査員の氏名
* 五  
  操縦技能審査員の認定番号

##### ２

操縦技能審査員は、前項の記入を行つたときは、速やかに、当該審査を受けた者の特定操縦技能審査申請書の写し及び技能証明書の写しに参考となるべき書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第百六十二条の十六

法第七十一条の三第一項の審査を受け、これに合格しなかつた者は、速やかに、その技能証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。  
ただし、当該者が当該審査に引き続いて法第七十一条の四第一項の操縦の練習を予定している場合にあつては、この限りでない。

##### ２

前項の規定により技能証明書の提出を受けた国土交通大臣は、その提出者であつて、法第七十一条の四第一項の操縦の練習を予定しているものから返還の請求があつたときは、直ちに当該技能証明書を返還しなければならない。

##### ３

第一項ただし書の規定により技能証明書を提出しなかつた者又は前項の規定による技能証明書の返還を受けた者は、法第七十一条の四第一項の操縦の練習の予定がなくなり、又は当該予定を終えたとき（当該予定に係る期間内に、法第七十一条の三第一項の審査に合格した場合を除く。）は、速やかに、その技能証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第百六十二条の十七（特定操縦技能練習）

第六十九条の規定は、法第七十一条の四第一項の指定について準用する。  
この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「特定操縦技能練習監督者指定書（第二十八号の九様式）」と読み替えるものとする。

#### 第百六十二条の十八

第六十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第七十一条の四第一項の操縦の練習の監督を行う者（以下「特定操縦技能練習の監督者」という。）について準用する。  
この場合において、第六十九条の二第一項中「法第三十五条第一項各号の操縦の練習」とあるのは「法第七十一条の四第一項の操縦の練習」と、第六十九条の二第一項及び第二項中「操縦練習」とあるのは「特定操縦技能練習」と読み替えるものとする。

#### 第百六十三条（航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件）

法第七十二条第一項の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

* 一  
  法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供する航空機
* 二  
  法第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者が法第四条第一項各号に掲げる者である場合において当該受託者が運航する航空機
* 三  
  法第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者が指定本邦航空運送事業者である場合において当該受託者が法第七十二条第五項の認定を受けた者を機長として乗り組ませて運航する航空機

##### ２

法第七十二条第一項の国土交通省令で定める知識及び能力は、次に掲げる事項に関するものとする。

* 一  
  航空機の運航に関する次の事項
* 二  
  通常状態及び異常状態における航空機の操作及び措置

#### 第百六十三条の二

法第七十二条第一項の認定は、航空機の型式を限定して行うものとする。

#### 第百六十四条

法第七十二条第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  所属する本邦航空運送事業者の名称及び住所
* 三  
  技能証明の資格、限定及び番号並びに航空身体検査証明の番号
* 四  
  認定に係る航空機の型式
* 五  
  総飛行時間及び機長飛行時間
* 六  
  その他参考となる事項

##### ２

法第七十二条第一項の認定は、口述審査及び実地審査により行うものとする。  
ただし、国土交通大臣が特に必要がないと認める場合には、口述審査の一部又は実地審査の全部若しくは一部を行わないことができる。

##### ３

前項の実地審査は、国土交通大臣の指名する職員を当該認定を受けようとする者と認定に係る航空機と同じ型式の航空機に同乗させることにより、又は認定に係る航空機と同じ型式の航空機の模擬飛行装置若しくは飛行訓練装置を使用することにより行う。

#### 第百六十四条の二

法第七十二条第二項の審査は、毎年一回行うものとする。  
ただし、第百六十三条第二項第二号に掲げる事項に関する知識及び能力についての審査は、国土交通大臣が指定する訓練をその年において受けている者について行う場合を除き、毎年二回とする。

##### ２

前条の規定は、前項の審査について準用する。

#### 第百六十四条の三

第百六十四条第二項及び第三項の規定は、法第七十二条第三項の審査について準用する。

#### 第百六十四条の四（指定本邦航空運送事業者の指定の申請）

法第七十二条第五項の指定本邦航空運送事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  名称及び住所
* 二  
  所属する操縦者及び法第七十二条第一項の認定を受けている者の数
* 三  
  その他参考となる事項

##### ２

前項の申請書には、訓練及び審査規程を添附しなければならない。

##### ３

前項の訓練及び審査規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

* 一  
  指定本邦航空運送事業者が法第七十二条第五項の認定を行おうとする者（以下「機長候補者」という。）及び指定本邦航空運送事業者が同条第九項の指名を受けようとする者（以下「査察操縦士候補者」という。）に関する次に掲げる事項
* 二  
  法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査に関する次に掲げる事項
* 三  
  前二号に掲げる事項に係る記録に関する事項

#### 第百六十四条の五（指定本邦航空運送事業者の指定基準）

法第七十二条第五項の指定本邦航空運送事業者の指定は、次に掲げる基準に適合するものについて行う。

* 一  
  機長候補者及び査察操縦士候補者の選定のための組織を有し、かつ、これらの者に係る選定基準が適切なものであること。
* 二  
  機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練のための組織及び必要な数以上の教官を有し、かつ、これらの者の訓練のための施設が十分に整備されていること。
* 三  
  機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練の課目、時間その他の訓練方法が適切なものであること。
* 四  
  法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査を行うために必要な数以上の第百六十四条の九に規定する要件を備える者を有すること。
* 五  
  法第七十二条第九項の指名を受けた者（以下「査察操縦士」という。）について、同条第五項の認定及び同条第六項の審査の実施に当たつての権限の独立性が保障されることが確実であること。
* 六  
  法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査の内容及び評価基準が国土交通大臣が行う法第七十二条第一項の認定並びに同条第二項及び第三項の審査の内容及び評価基準と同一のものであることその他の機長又は査察操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかを適切に確認できるものであること。
* 七  
  前条第三項第三号の事項が適切に定められていること。

#### 第百六十四条の六

第百六十三条の二の規定は、指定本邦航空運送事業者が行う法第七十二条第五項の認定について準用する。

##### ２

第百六十四条第二項及び第三項の規定は、指定本邦航空運送事業者が行う法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査について準用する。  
この場合において、第百六十四条第三項中「国土交通大臣の指名する職員」とあるのは「査察操縦士」と読み替えるものとする。

##### ３

指定本邦航空運送事業者が法第七十二条第六項の規定により同条第二項の規定に準じて行う審査は、十八月に一回以上の適切な頻度で行うものとする。

#### 第百六十四条の七（指定本邦航空運送事業者の業務の運営）

指定本邦航空運送事業者は、公正に、かつ、第百六十四条の五各号に掲げる基準に適合するように、並びに第百六十四条の四第二項に規定する訓練及び審査規程に従つて、業務を運営しなければならない。

#### 第百六十四条の八（査察操縦士の指名）

査察操縦士の指名は、航空機の型式を限定して行うものとする。

##### ２

前項の指名は、第百六十四条の六第二項の規定により準用する第百六十四条第二項の規定による実地審査について模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用することにより行うものに限定して行うことができる。

#### 第百六十四条の九（査察操縦士の指名の要件）

法第七十二条第九項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる要件とする。

* 一  
  査察操縦士（次号に規定する限定査察操縦士を除く。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。）  
    
    
  次に掲げる要件
* 二  
  限定査察操縦士（前条第二項の規定により実地審査の方法を限定して指名を受けた査察操縦士をいう。以下同じ。）  
    
    
  前号イ、ハ及びニに掲げる要件。  
  この場合において、同号イ中「査察操縦士」とあるのは、「限定査察操縦士」とする。

#### 第百六十四条の十（査察操縦士の指名の申請等）

法第七十二条第九項の申請を行おうとする指定本邦航空運送事業者は、名称及び住所並びに次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  査察操縦士の指名を受けようとする場合  
    
    
  査察操縦士候補者（次号に規定する限定査察操縦士候補者を除く。次項において同じ。）に係る次に掲げる事項
* 二  
  限定査察操縦士の指名を受けようとする場合  
    
    
  限定査察操縦士候補者（第百六十四条の八第二項の規定により実地審査の方法を限定して査察操縦士の指名を受けようとする者をいう。以下同じ。）に係る前号イからニまでに掲げる事項（航空身体検査証明の番号を除く。）

##### ２

前項の申請書には、前項第一号の場合にあつては査察操縦士候補者が前条第一号イ及びロに掲げる要件を備える旨を、前項第二号の場合にあつては限定査察操縦士候補者が前条第二号に掲げる要件（同条第一号イに掲げる要件に係るものに限る。）を備える旨を説明する書面を添付しなければならない。

##### ３

国土交通大臣は、査察操縦士候補者が前条に規定する要件を備えるかどうかについて、書面審査、口述審査及び実地審査を行うものとする。  
ただし、国土交通大臣が特に必要がないと認める場合には、口述審査又は実地審査の全部又は一部を行わないことができる。

##### ４

前項の実地審査は、国土交通大臣の指名する職員を当該査察操縦士候補者と指名に係る航空機と同じ型式の航空機に同乗させることにより、又は指名に係る航空機と同じ型式の航空機の模擬飛行装置若しくは飛行訓練装置を使用することにより行う。

#### 第百六十四条の十一

国土交通大臣は、査察操縦士が第百六十四条の九に規定する要件を備えているかどうかについて、十八月に一回以上の適切な頻度で審査するものとする。

##### ２

前条の規定は、前項の審査について準用する。

#### 第百六十四条の十二

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、査察操縦士が第百六十四条の九に規定する要件を備えているかどうかを臨時に審査するものとする。

##### ２

第百六十四条の十第三項及び第四項の規定は、前項の審査について準用する。  
この場合において、同条第四項中「査察操縦士候補者」とあるのは「査察操縦士」と読み替えるものとする。

#### 第百六十四条の十三（査察操縦士の指名の失効及び取消し）

法第七十二条第九項の指名は、査察操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、効力を失う。

* 一  
  第百六十四条の十一第一項の審査を受けなかつたとき、又は前条第一項の審査を拒否したとき。
* 二  
  第百六十四条の十一第一項又は前条第一項の審査に合格しなかつたとき。
* 三  
  指名に係る指定本邦航空運送事業者に所属しなくなつたとき。
* 四  
  指名に係る指定本邦航空運送事業者が指定本邦航空運送事業者でなくなつたとき。

##### ２

国土交通大臣は、査察操縦士が次の各号の一に該当するときは、当該査察操縦士に係る法第七十二条第九項の指名を取り消すことができる。

* 一  
  法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。
* 二  
  法第七十二条第九項の指名を受けるに当たり、不正があつたとき。
* 三  
  法第七十二条第五項の認定又は同条第六項の審査の実施に関し、不正があつたとき。

#### 第百六十四条の十四（指定本邦航空運送事業者の訓練及び審査規程の変更）

指定本邦航空運送事業者が第百六十四条の四第三項第一号ハ又は第二号ロに掲げる事項を変更しようとするときは、訓練及び審査規程（変更に係る部分に限る。）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
ただし、軽微な変更については、この限りでない。

##### ２

前項の承認は、変更に係る事項が第百六十四条の五の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

#### 第百六十四条の十五（出発前の確認）

法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該航空機及びこれに装備すべきものの整備状況
* 二  
  離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布
* 三  
  法第九十九条第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報（以下「航空情報」という。）
* 四  
  当該航行に必要な気象情報
* 五  
  燃料及び滑油の搭載量及びその品質
* 六  
  積載物の安全性

##### ２

機長は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、航空日誌その他の整備に関する記録の点検、航空機の外部点検及び発動機の地上試運転その他航空機の作動点検を行わなければならない。

#### 第百六十四条の十六（安全阻害行為等の禁止）

法第七十三条の四第五項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

* 一  
  乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為
* 二  
  便所において喫煙する行為
* 三  
  航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
* 四  
  航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為
* 五  
  離着陸時その他機長が安全バンドの装着を指示した場合において、安全バンドを正当な理由なく装着しない行為
* 六  
  離着陸時において、座席の背当、テーブル、又はフットレストを正当な理由なく所定の位置に戻さない行為
* 七  
  手荷物を通路その他非常時における脱出の妨げとなるおそれがある場所に正当な理由なく置く行為
* 八  
  非常用の装置又は器具であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく操作し、若しくは移動させ、又はその機能を損なう行為

#### 第百六十四条の十七

機長は、法第七十三条の四第五項の規定により命令をするときは、同項に規定する安全阻害行為等をした者に対し、次の事項を記載した命令書を交付しなければならない。

* 一  
  当該行為者が行つた安全阻害行為等の内容
* 二  
  当該行為を反復し、又は継続してはならない旨

#### 第百六十五条（事故に関する報告）

法第七十六条第一項の規定により、機長又は使用者は、左に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

* 一  
  機長又は当該航空機の使用者の氏名若しくは名称
* 二  
  事故の発生した日時及び場所
* 三  
  航空機の国籍、登録記号、型式及び航空機の無線局の呼出符号
* 四  
  航空機の事故の概要
* 五  
  人の死傷又は物件の損壊概要
* 六  
  死亡者又は行方不明者のある場合には、その者の氏名その他参考となる事項

#### 第百六十五条の二

法第七十六条第一項第三号の国土交通省令で定める航空機内にある者の死亡は、次のとおりとする。

* 一  
  自然死
* 二  
  自己又は他人の加害行為に起因する死亡
* 三  
  航空機乗組員、客室乗務員又は旅客が通常立ち入らない区域に隠れていた者の死亡

#### 第百六十五条の三

法第七十六条第一項第五号の国土交通省令で定める航空機に関する事故は、航行中の航空機が損傷（発動機、発動機覆い、発動機補機、プロペラ、翼端、アンテナ、タイヤ、ブレーキ又はフェアリングのみの損傷を除く。）を受けた事態（当該航空機の修理が第五条の六の表に掲げる作業の区分のうちの大修理に該当しない場合を除く。）とする。

#### 第百六十六条

法第七十六条第二項の規定により、機長は、左に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

* 一  
  機長の氏名
* 二  
  事故の発生したことを知つた日時及び事故の発生した場所
* 三  
  事故の概要及びその他参考となる事項

#### 第百六十六条の二（異常事態の報告）

法第七十六条第三項の規定により機長が報告しなければならない事態は、次のとおりとする。

* 一  
  空港等及び航空保安施設の機能の障害
* 二  
  気流の擾じよう  
  乱その他の異常な気象状態
* 三  
  火山の爆発その他の地象又は水象の激しい変化
* 四  
  前各号に掲げるもののほか航空機の航行の安全に障害となる事態

#### 第百六十六条の三

法第七十六条第三項の規定により、機長は、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

* 一  
  機長の氏名及び住所
* 二  
  事態の発生したことを知つた日時及び事態の発生した場所
* 三  
  事態の概要その他参考となる事項

#### 第百六十六条の四（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

* 一  
  閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
* 二  
  閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み
* 三  
  オーバーラン、アンダーシュート及び滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなつた場合に限る。）
* 四  
  非常脱出スライドを使用して非常脱出を行つた事態
* 五  
  飛行中において地表面又は水面への衝突又は接触を回避するため航空機乗組員が緊急の操作を行つた事態
* 六  
  発動機の破損（破片が当該発動機のケースを貫通した場合に限る。）
* 七  
  飛行中における発動機（多発機の場合は、二以上の発動機）の継続的な停止又は出力若しくは推力の損失（動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。）
* 八  
  航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵だ  
  、昇降舵だ  
  、補助翼又はフラップが損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなつた事態
* 九  
  航空機に装備された一又は二以上のシステムにおける航空機の航行の安全に障害となる複数の故障
* 十  
  航空機内における火炎又は煙の発生及び発動機防火区域内における火炎の発生
* 十一  
  航空機内の気圧の異常な低下
* 十二  
  緊急の措置を講ずる必要が生じた燃料の欠乏
* 十三  
  気流の擾じよう  
  乱その他の異常な気象状態との遭遇、航空機に装備された装置の故障又は対気速度限界、制限荷重倍数限界若しくは運用高度限界を超えた飛行により航空機の操縦に障害が発生した事態
* 十四  
  航空機乗組員が負傷又は疾病により運航中に正常に業務を行うことができなかつた事態
* 十五  
  物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態
* 十六  
  航空機から脱落した部品が人と衝突した事態
* 十七  
  前各号に掲げる事態に準ずる事態

#### 第百六十六条の五

法第七十六条の二の規定により、機長は、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

* 一  
  機長の氏名及び住所
* 二  
  航空機の国籍、登録記号及び型式
* 三  
  報告に係る事態が発生した日時及び場所
* 四  
  報告に係る事態の概要その他参考となる事項

#### 第百六十六条の六（運航管理者の承認が必要な航空機）

法第七十七条の国土交通省令で定める航空機は、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機及び最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機（次に掲げる航空機を除く。）とする。

* 一  
  法第四条第一項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供する航空機
* 二  
  法第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者が法第四条第一項各号に掲げる者である場合において当該受託者が運航する航空機

#### 第百六十七条（運航管理者の受験資格）

法第七十八条第三項の規定により、運航管理者技能検定（以下「技能検定」という。）を受けることができる者は、当該技能検定の施行の日までに、二十一歳に達する者であつて、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又は最大離陸重量が九千八十キログラムを超える回転翼航空機の運航に関して、第一号から第五号までに掲げる経験のうち一の経験を二年以上有する者及びこれらの経験のうち二の経験をそれぞれ一年以上有する者並びに第六号に掲げる経験を一年以上有する者とする。

* 一  
  操縦を行つた経験
* 二  
  空中航法を行つた経験
* 三  
  気象業務を行つた経験
* 四  
  航空機に乗り組んで無線設備の操作を行つた経験
* 五  
  航空交通管制の業務を行つた経験
* 六  
  運航管理者の業務の補助の業務を行つた経験

##### ２

前項の規定にかかわらず、国土交通大臣が同項の経験と同等以上の経験を有すると認める者は、技能検定を受けることができる。

#### 第百六十七条の二

第四十四条（第一号及び第二号を除く。）の規定は、前条第一項の経験の証明について準用する。

#### 第百六十八条（受験の申請）

技能検定を受けようとする者は、運航管理者技能検定申請書（第十九号様式（学科試験全科目免除申請者にあつては、第十九号の二様式））に、写真一葉及び次の各号（第五号を除く。）に掲げる書類を添付し、又は第五号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  履歴書
* 二  
  学科試験全科目免除申請者にあつては、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
* 三  
  第百六十七条第一項に規定する経験を有する者にあつては、その旨を証明する書類
* 四  
  第百七十条の三又は第百七十条の四の規定により学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者にあつては、第百七十条の二の文書の写し
* 五  
  第百七十条の五第一項又は第二項の規定により試験の免除を受けようとする者にあつては、当該外国の政府が授与した運航管理者の技能検定に合格したことを証する文書
* 六  
  第百七十条の六の規定により実地試験の一部の免除を受けようとする者（学科試験全科目免除申請者に限る。）にあつては、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が指定した運航管理者の養成施設（以下「指定運航管理者養成施設」という。）の管理者の発行する修了証明書（第十九号の三様式）

##### ２

技能検定を受けようとする者（学科試験全科目免除申請者を除く。）であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするとき（全部又は一部の科目に係る実地試験の免除を受けようとするときを含む。）は、実地試験申請書（第十九号の二様式）に、写真一葉及び次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
* 二  
  第百七十条の二の文書の写し
* 三  
  第百七十条の五第一項又は第二項の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては、当該外国の政府が授与した運航管理者の技能検定に合格したことを証する文書の写し
* 四  
  第百七十条の六の規定により実地試験の一部の免除を受けようとする者にあつては、指定運航管理者養成施設の管理者の発行する修了証明書（第十九号の三様式）

#### 第百六十九条（試験の期日等の公示及び通知）

国土交通大臣は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の規定により試験を行う場合は、試験の期日及び場所、前条第一項の技能検定申請書の提出時期その他必要な事項を官報で公示する。

##### ２

国土交通大臣は、前条第一項の技能検定申請書を受理したときは、申請者に、試験に関する実施細目その他必要な事項を通知するものとする。

#### 第百七十条（学科試験）

学科試験は、次に掲げる試験科目について行う。

* 一  
  航空機  
    
    
  航空運送事業の用に供する航空機の構造、性能及び燃料消費関係
* 二  
  航空機の運航  
    
    
  重量配分の基本原則及び重量配分の航空機の運航に及ぼす影響
* 三  
  航空保安施設  
    
    
  航空保安施設の諸元、機能及び使用方法並びに運航上の運用方法
* 四  
  無線通信  
    
    
  無線通信施設の概要、通信組織及び施設の運用方法並びに手続
* 五  
  航空気象  
    
    
  風系、気流の擾じよう  
  乱、雲、着氷、空電、霧等航空機の運航に影響を及ぼす気象現象に関する知識及び気象観測の方法
* 六  
  気象通報  
    
    
  気象通報の組織及び通報式
* 七  
  天気図の解説  
    
    
  天気記号技術用語及び解析の一般原則
* 八  
  空中航法  
    
    
  無線航法及び推測航法に関する一般知識並びに航法用計器の原理及び取扱法
* 九  
  法規  
    
    
  国内航空法規及び国際航空法規

#### 第百七十条の二（学科試験の合格の通知）

国土交通大臣は、前条の学科試験の全部又は一部に合格した者に対し、その旨を文書で通知する。

#### 第百七十条の三（試験の免除）

第百七十条の学科試験に合格した者が技能検定を申請する場合は、申請により、当該合格に係る前条の通知があつた日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

#### 第百七十条の四

第百七十条の学科試験の全部の科目について試験を受けその一部の科目について合格点を得た者が、技能検定を申請する場合には、当該合格に係る第百七十条の二の通知があつた日から一年以内に行われる学科試験に限り、申請により、当該合格点を得た科目及び当該合格点を得た学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間の学科試験において合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。

#### 第百七十条の五

国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が行う運航管理者の技能検定に合格した者に対しては、申請により、第百七十条の試験（同条第九号の国内航空法規に係るものを除く。）及び第百七十一条の試験の全部又は一部を免除することができる。

##### ２

国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府であつて、運航管理者の技能として第百七十条及び第百七十一条の試験と同等又はそれ以上の試験を行うと国土交通大臣が認めるものが行う運航管理者の技能検定に合格した者に対しては、申請により、試験の全部を免除することができる。

##### ３

前二項の場合においては、運航管理者として必要な日本語又は英語の能力を有するかどうかについて国土交通大臣が必要があると認めて行う試験に合格しなければならない。

#### 第百七十条の六

指定運航管理者養成施設の課程を修了した者に対する次条の実地試験については、申請により、これを行わない。  
ただし、当該指定運航管理者養成施設の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

#### 第百七十一条（実地試験）

実地試験は、左に掲げる科目について行う。

* 一  
  天気図の解説  
    
    
  地表面天気図、上層天気図等の気象図から航空機の航行に関する気象状態の予想
* 二  
  航空機の航行の援助  
    
    
  仮定の悪天候状態における航行の援助

#### 第百七十一条の二（運航管理者技能検定合格証明書）

技能検定に合格した者に対しては、運航管理者技能検定合格証明書（第二十九号様式）を交付するものとする。

#### 第百七十一条の三（運航管理者の養成施設）

第五十条の三、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十一及び第五十条の十二の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。  
この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書（第二十九号の二様式）」と、同条第三項第二号中「法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明、同条第二項の操縦教育証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程」とあるのは「法第七十八条第一項の運航管理者技能検定に係る課程」と、第五十条の四第一号イ中「、法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験若しくは法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「若しくは法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の試験」と、第五十条の六第一項中「法第二十九条第四項」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項」と、第五十条の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九号の五様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定書（第二十九号の三様式）」と、第五十条の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十条の十一中「第五十条の二第五項」とあるのは「第百六十八条第一項第六号」と、「第五十条の二第三項及び第四項」とあるのは「第百七十条の六」と読み替えるものとする。

#### 第百七十二条（空港等以外の場所において離着陸ができる航空機）

法第七十九条の規定により、国土交通省令で定める航空機は、滑空機をいう。

#### 第百七十二条の二

法第七十九条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  離陸し、又は着陸する日時及び場所（当該場所の略図を添付すること。）
* 四  
  離陸し、又は着陸する理由
* 五  
  事故を防止するための措置
* 六  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
* 七  
  操縦者の氏名及び資格
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第百七十三条（飛行の禁止区域）

法第八十条の規定により航空機の飛行を禁止する区域は、飛行禁止区域（その上空における航空機の飛行を全面的に禁止する区域）及び飛行制限区域（その上空における航空機の飛行を一定の条件の下に禁止する区域）の別に告示で定める。  
ただし、緊急に航空機の飛行を禁止する区域を定める必要があるため、告示により当該区域を定めるいとまがないときは、国土交通大臣は、その必要な限度において、告示をしないで、飛行禁止区域又は飛行制限区域を定めることができる。

#### 第百七十三条の二（飛行禁止区域又は飛行制限区域の飛行の許可）

法第八十条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時、経路及び高度を明記すること。）
* 四  
  飛行禁止区域又は飛行制限区域を飛行する理由
* 五  
  操縦者の氏名及び資格
* 六  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百七十四条（最低安全高度）

法第八十一条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

* 一  
  有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
* 二  
  計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

#### 第百七十五条（最低安全高度の飛行の許可）

法第八十一条但書の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時、径路及び高度を明記すること。）
* 四  
  最低安全高度以下の高度で飛行する理由
* 五  
  操縦者の氏名及び資格
* 六  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百七十六条（捜索又は救助のための特例）

法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

* 一  
  国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて捜索又は救助を任務とするもの
* 二  
  前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行なう航空機
* 三  
  救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であつて救助を業務とするもの

#### 第百七十七条（巡航高度）

法第八十二条第一項の規定による航空機の巡航高度は、次の表の上欄に掲げる飛行方向において同表の中欄に掲げる航空機が飛行する場合は、同表の下欄に掲げる高度（法第九十六条第一項の規定により高度について指示された場合は、当該指示に係る高度）によるものとする。

#### 第百七十八条（気圧高度計の規正）

機長は、次に掲げる方法により気圧高度計を規正しなければならない。

* 一  
  平均海面から一万四千フート未満の高度で飛行する場合は、飛行経路上の地点のＱＮＨの値（出発時において出発地のＱＮＨの値を入手できない場合は、出発点の標高）によつて規正すること。
* 二  
  前号以外の場合は、標準気圧値（一、〇一三・二ヘクトパスカル）によつて規正すること。

#### 第百七十九条（航空交通管制圏等における速度の制限）

法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、次の各号に掲げる速度とする。

* 一  
  法第八十二条の二第一号の空域であつて、高度九百メートル以下の空域を飛行する航空機にあつては、次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれに掲げる指示対気速度
* 二  
  法第八十二条の二第一号の空域であつて、高度九百メートルを超える空域又は同条第二号の空域を飛行する航空機にあつては、指示対気速度二百五十ノット

##### ２

前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機であつて同項に規定する速度を超えて飛行することがやむを得ないと認めて国土交通大臣が指定した型式の航空機に係る法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、国土交通大臣が定める速度とする。  
ただし、他の航空機の安全に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

##### ３

前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる航空機に係る法第八十二条の二の国土交通省令で定める速度は、当該各号に掲げる速度とする。

* 一  
  法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣から前二項に規定する速度を超える速度で飛行することを指示された航空機  
    
    
  当該指示に係る速度
* 二  
  航行の安全上やむを得ないと認められる事由により前二項に規定する速度を超える速度で飛行する必要のある航空機  
    
    
  当該航空機が安全に飛行するために必要と認められる適切な速度

#### 第百七十九条の二（制限速度を超える飛行の許可の申請）

法第八十二条の二ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  前条に規定する速度（以下「制限速度」という。）を超えて飛行する場合の速度
* 四  
  制限速度を超えて飛行する日時及び場所
* 五  
  制限速度を超えて飛行する理由
* 六  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）
* 七  
  操縦者の氏名及び資格
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第百八十条（進路権）

飛行の進路が交差し、又は接近する場合における航空機相互間の進路権の順位は、次に掲げる順序とする。

* 一  
  滑空機
* 二  
  物件を曳えい  
  航している航空機
* 三  
  飛行船
* 四  
  飛行機、回転翼航空機及び動力で推進している滑空機

#### 第百八十一条

飛行中の同順位の航空機相互間にあつては、他の航空機を右側に見る航空機が進路を譲らなければならない。

#### 第百八十二条

正面又はこれに近い角度で接近する飛行中の同順位の航空機相互間にあつては、互に進路を右に変えなければならない。

#### 第百八十三条

着陸のため最終進入の経路にある航空機及び着陸操作を行つている航空機は、飛行中の航空機、地上又は水上において運航中の航空機に対して進路権を有する。

#### 第百八十四条

着陸のため空港等に進入している航空機相互間にあつては、低い高度にある航空機が進路権を有する。  
ただし、最終進入の経路にある航空機の前方に割り込み、又はこれを追い越してはならない。

#### 第百八十五条

前方に飛行中の航空機を他の航空機が追い越そうとする場合（上昇又は降下による追越を含む。）には、後者は、前者の右側を通過しなければならない。

#### 第百八十六条

進路権を有する航空機は、その進路及び速度を維持しなければならない。

#### 第百八十七条（間隔の維持）

航空機は、他の航空機と近接して飛行する場合は、衝突のおそれのないように、間隔を維持しなければならない。

#### 第百八十八条（地上移動）

航空機は、空港等内において地上を移動する場合には、次の各号に掲げる基準に従つて移動しなければならない。

* 一  
  前方を十分に監視すること。
* 二  
  動力装置を制御すること又は制動装置を軽度に使用することにより、速かに且つ安全に停止することができる速度であること。
* 三  
  航空機その他の物件と衝突のおそれのある場合は、地上誘導員を配置すること。

#### 第百八十九条（空港等付近の航行方法）

航空機は、空港等及びその周辺において、次の各号に掲げる基準に従つて航行しなければならない。  
ただし、法第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示であつて第一号及び第四号から第七号までに掲げる基準と異なる指示があつた場合並びに自衛隊の使用する航空機が自衛隊の設置する飛行場で国土交通大臣が定めるもの及びその周辺において航行する場合でその任務の遂行上これらの基準により難い特別の事情があり、かつ、自衛隊以外に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

* 一  
  計器飛行方式による進入の方式その他当該空港等について定められた飛行の方式に従うこと。
* 二  
  計器飛行方式により離陸しようとする場合であつて空港等における気象状態が離陸することができる最低の気象条件未満であるときは、離陸しないこと。
* 三  
  計器飛行方式により着陸しようとする場合であつて次に掲げるときは、着陸のための進入を継続しないこと。
* 四  
  他の航空機に続いて離陸しようとする場合には、その航空機が離陸して着陸帯の末端を通過する前に、離陸のための滑走を始めないこと。
* 五  
  他の航空機に続いて着陸しようとする場合には、その航空機が着陸して着陸帯の外に出る前に、着陸のために当該空港等の区域内に進入しないこと。
* 六  
  離陸する他の航空機に続いて着陸しようとする場合には、その航空機が離陸して着陸帯の末端を通過する前に、着陸のために当該空港等の区域内に進入しないこと。
* 七  
  着陸する他の航空機に続いて離陸しようとする場合には、その航空機が着陸して着陸帯の外に出る前に、離陸のための滑走を始めないこと。

##### ２

国土交通大臣は、空港等ごとに、前項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を定めるものとする。

#### 第百九十条

削除

#### 第百九十一条（緊急の場合の特例）

航空機は、他の航空機が発動機の故障、燃料の欠乏その他緊急の状態にあることを知つたときは、第百八十条から第百八十九条までの規定にかかわらず、当該他の航空機がとる緊急措置を妨げないように航行しなければならない。

#### 第百九十一条の二（特別な方式による航行）

法第八十三条の二の国土交通省令で定める特別な方式による航行は、次に掲げるものとする。

* 一  
  他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行
* 二  
  カテゴリー二航行（決心高（精密進入を行う場合において、進入及び着陸に必要な目視物標を視認できないときに、進入復行を行わなければならない滑走路進入端からの高さをいう。以下この項において同じ。）が三十メートル以上六十メートル未満であつて、滑走路視距離が三百メートル以上の場合に、計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）
* 三  
  カテゴリー三Ａ航行（決心高がない、又は決心高が三十メートル未満であつて、滑走路視距離が百七十五メートル以上の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。）
* 四  
  カテゴリー三Ｂ航行（決心高がない、又は決心高が十五メートル未満であつて、滑走路視距離が五十メートル以上百七十五メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入、着陸及び着陸後の滑走を行う航行をいう。）
* 五  
  許容される航法精度が指定された経路又は空域における広域航法による飛行（ＤＭＥ、衛星航法補助施設その他の無線施設からの電波の受信又は慣性航法装置の利用により任意の経路を飛行する方式による飛行をいう。）

##### ２

前項の規定にかかわらず、次に掲げる航空機が行う前項各号に掲げる航行は、法第八十三条の二の国土交通省令で定める特別な方式による航行に含まれないものとする。

* 一  
  国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を採用する締約国たる外国の国籍を有する航空機であつて当該外国（当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国たる外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国）が前項各号に掲げる航行を行うことについて認めたもの及び国土交通大臣が適当と認めたもの
* 二  
  前項各号に掲げる航行を行うことについて第百九十一条の四各号に掲げる基準に適合すると防衛大臣が認めた自衛隊が使用する航空機

#### 第百九十一条の三（特別な方式による航行の許可の申請）

法第八十三条の二の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに国籍及び登録記号
* 三  
  行おうとする特別な方式による航行
* 四  
  当該特別な方式による航行に必要な装置
* 五  
  当該特別な方式による航行の開始予定日
* 六  
  その他参考となる事項

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した実施要領を添付しなければならない。

* 一  
  航空機乗組員が行う当該特別な方式による航行に必要な航空機の操作、点検の方法及び装置が故障した場合における必要な措置に関する事項
* 二  
  当該特別な方式による航行に必要な装置の整備の間隔、要目及び作業の実施方法に関する事項
* 三  
  航空機乗組員、航空機の整備に従事する者及び運航管理者に対して、当該特別な方式による航行に必要な知識を付与する方法並びに訓練の課目、時間その他訓練方法並びに技能審査に関する事項
* 四  
  その他当該特別な方式による航行の安全を確保するために必要な事項

#### 第百九十一条の四（特別な方式による航行の許可の基準）

法第八十三条の二の許可は、次に掲げる基準に適合するものについて行う。

* 一  
  航空機が特別な方式による航行に必要な性能及び装置を有していること。
* 二  
  航空機乗組員、航空機の整備に従事する者及び運航管理者が特別な方式による航行に必要な知識及び能力を有していること。
* 三  
  実施要領が特別な方式による航行の区分及び航空機の区分に応じて、適切に定められていること。
* 四  
  その他航空機の航行の安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

#### 第百九十二条（編隊飛行の許可の申請）

法第八十四条第一項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
* 四  
  編隊飛行を行う日時及び場所
* 五  
  操縦者の氏名及び資格
* 六  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百九十三条（編隊飛行の打合せ）

法第八十四条第二項の規定により、機長が打ち合わせなければならない事項は、左の通りとする。

* 一  
  編隊飛行の実施概要
* 二  
  編隊の型
* 三  
  旋回その他行動の要領
* 四  
  合図及びその意味
* 五  
  その他必要な事項

#### 第百九十四条（輸送禁止の物件）

法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

* 一  
  火薬類  
    
    
  火薬、爆薬、火工品その他の爆発性を有する物件
* 二  
  高圧ガス  
    
    
  摂氏五十度で絶対圧力三百キロパスカルを超える蒸気圧を持つ物質又は摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて完全に気体となる物質であつて、次に掲げるものをいう。
* 三  
  引火性液体  
    
    
  引火点（密閉式引火点測定法による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏六十度以下の液体（引火点が摂氏三十五度を超える液体であつて、燃焼継続性がないと認められるものが当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）又は引火点が摂氏六十度を超える液状の物質（当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）
* 四  
  可燃性物質類  
    
    
  次に掲げるものをいう。
* 五  
  酸化性物質類  
    
    
  次に掲げるものをいう。
* 六  
  毒物類  
    
    
  次に掲げるものをいう。
* 七  
  放射性物質等  
    
    
  放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによつて汚染された物件（告示で定める物質及び物件を除く。）
* 八  
  腐食性物質  
    
    
  化学作用により皮膚に不可逆的な危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質
* 九  
  その他の有害物件  
    
    
  前各号に掲げる物件以外の物件であつて人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもの（告示で定めるものに限る。）
* 十  
  凶器  
    
    
  鉄砲、刀剣その他人を殺傷するに足るべき物件

##### ２

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

* 一  
  告示で定める物件（放射性物質等を除く。）であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの
* 二  
  告示で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの
* 三  
  航空機の運航、航空機内における人命の安全の保持その他告示で定める目的のため当該航空機で輸送する物件（告示で定めるものを除く。）
* 四  
  搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件であつて告示で定めるもの
* 五  
  航空機以外の輸送手段を用いることが不可能又は不適当である場合において、国土交通大臣の承認を受けて輸送する物件
* 六  
  国土交通大臣が適当と認める外国の法令による承認を受けて、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送する物件

##### ３

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十三条第一項の規定による地方運輸局長又は同項に規定する登録検査機関の検査に合格した場合は、前項第一号ロの検査に合格したものとみなす。

##### ４

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第八十七条第一項の規定による国土交通大臣若しくは地方運輸局長の確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハ、ニ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の確認を受けたものとみなす。

##### ５

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

#### 第百九十五条（物件の曳航）

法第八十八条の規定により、航空機が滑空機を曳航する場合の安全上の基準は、左の通りとする。

* 一  
  二人以上の者が乗ることのできる航空機には、連絡員を乗り組ませること（航空機と滑空機の間において無線通信による連絡が可能である場合を除く。）。
* 二  
  曳航を行う前に、左に掲げる事項について打合せをすること。
* 三  
  曳航索の長さは、四十メートル以上八十メートル以下を基準とすること。
* 四  
  離陸を行う場合には、航空機と滑空機が十分な連絡を行うことを援助するため、地上連絡員を配置すること。
* 五  
  航空機が曳航索を離脱する場合には、地上連絡員は、離脱したかどうかを航空機に連絡すること。
* 六  
  曳航索は、通常当該曳航索の長さの八十パーセントに相当する高度以上の高度で離脱すること。
* 七  
  雲中及び夜間の曳航飛行は、行わないこと（国土交通大臣の許可を受けた場合を除く。）。

#### 第百九十六条

法第八十八条の規定により、航空機が滑空機以外の物件を曳航する場合の安全上の基準は、左の通りとする。

* 一  
  曳航索には、二十メートル間隔に赤及び白の標識布を交互に付けること。
* 二  
  離陸を行う場合には、地上連絡員を配置すること。
* 三  
  航空機が滑空機以外の物件を離脱する場合には、地上連絡員は、離脱したかどうかを航空機に連絡すること。

#### 第百九十六条の二（物件の投下の届出）

法第八十九条ただし書の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した物件投下届出書を空港事務所長に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行の目的、日時、径路及び高度
* 四  
  物件を投下する目的
* 五  
  投下しようとする物件の概要及び投下しようとする場所
* 六  
  操縦者の氏名及び資格
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百九十六条の三（落下傘降下の許可申請）

法第九十条の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した落下傘降下許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時、径路及び高度を明記すること。）
* 四  
  落下傘で降下する目的、日時及び場所
* 五  
  操縦者の資格及び氏名
* 六  
  落下傘の型式その他当該落下傘について必要な事項
* 七  
  その他参考となる事項

#### 第百九十七条（曲技飛行等を行うことができる高度）

法第九十一条第一項本文の規定により、航空機が曲技飛行等を行うことができる高度は、次の各号に掲げる高度とする。

* 一  
  第百九十七条の三に規定する曲技飛行又は航空機の試験をする飛行（次号の飛行に該当するものを除く。）にあつては、次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれに掲げる高度
* 二  
  第百九十七条の四に規定する著しい高速の飛行にあつては、当該航空機による衝撃波が地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない高度

#### 第百九十七条の二（曲技飛行等を行うことができる飛行視程）

法第九十一条第一項の国土交通省令で定める距離は、次の各号に掲げる距離とする。

* 一  
  次条に規定する曲技飛行又は航空機の試験をする飛行（次号の飛行に該当するものを除く。）を行う場合にあつては、次に掲げる空域の区分に応じ、それぞれに掲げる距離
* 二  
  第百九十七条の四に規定する著しい高速の飛行を行う場合にあつては、一万メートル

#### 第百九十七条の三（曲技飛行）

法第九十一条第一項の国土交通省令で定める曲技飛行は、宙返り、横転、反転、背面、きりもみ、ヒップストールその他航空機の姿勢の急激な変化、航空機の異常な姿勢又は航空機の速度の異常な変化を伴う一連の飛行とする。

#### 第百九十七条の四（著しい高速の飛行）

法第九十一条第一項の国土交通省令で定める著しい高速の飛行は、音速を超える速度で行う飛行とする。

#### 第百九十八条（曲技飛行等の許可の申請）

法第九十一条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び径路を明記すること。）
* 四  
  曲技飛行等の内容並びに当該飛行を行う日時及び場所
* 五  
  曲技飛行等を行う理由
* 六  
  操縦者の氏名及び資格
* 七  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第百九十八条の二（航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行）

法第九十二条第一項第三号の国土交通省令で定める航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行は、次の各号に掲げる飛行（航行の安全上やむを得ないと認められる事由により行われるものを除く。）とする。

* 一  
  航空機の姿勢をひんぱんに変更する飛行
* 二  
  失速を伴う飛行
* 三  
  航空機の高度を急激に変更する飛行

#### 第百九十八条の三（操縦練習飛行等の許可の申請）

法第九十二条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
* 三  
  飛行計画の概要（飛行の目的、日時、径路及び高度を明記すること。）
* 四  
  操縦練習飛行等（法第九十二条第一項各号に掲げる飛行をいう。以下同じ。）の内容並びに当該飛行を行う日時及び場所
* 五  
  操縦練習飛行等を行う理由
* 六  
  法第九十二条第一項第一号又は第二号に掲げる飛行にあつては、操縦の練習を行う者の氏名及び資格並びに操縦の練習の監督を行う者の氏名及び資格
* 七  
  法第九十二条第一項第三号に掲げる飛行にあつては、操縦者の氏名及び資格
* 八  
  同乗者の氏名及び同乗の目的
* 九  
  その他参考となる事項

#### 第百九十八条の四（法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏等を飛行する場合の飛行の方法）

航空機は、法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏（特別管制空域を除く。）又は情報圏を飛行するときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。  
ただし、当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたときは、この限りでない。

* 一  
  雲から離れて飛行すること。
* 二  
  飛行視程を千五百メートル以上に維持して飛行すること。
* 三  
  地表又は水面を引き続き視認できる状態で飛行すること。
* 四  
  情報圏を飛行する場合又は法第九十六条第六項の告示で指定する時間において管制圏を飛行する場合にあつては、当該情報圏又は当該管制圏における航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を経由して、当該情報圏又は当該管制圏における飛行について法第九十四条ただし書の規定による許可を行う機関と常時連絡を保つこと。

#### 第百九十八条の五（特別管制空域の指定の基準等）

国土交通大臣は、法第九十四条の二第一項の規定により特別管制空域を告示で指定するに当たつては、次の各号のいずれかに掲げる空域に区分するものとする。

* 一  
  特別管制空域Ａ  
    
    
  管制区又は管制圏のうち、航空交通の安全の確保のため有視界飛行方式による飛行を禁止することが最も必要と認められる空域
* 二  
  特別管制空域Ｂ  
    
    
  管制区又は管制圏のうち、前号の空域と認められる空域以外の航空交通がふくそうすると認められる空域であつて、管制業務（法第九十六条第一項及び第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による連絡に関する業務であつて国土交通大臣が行うものをいう。以下同じ。）を行う機関が当該空域内を飛行するすべての航空機との間に安全な間隔を確保するための指示を行う必要があると認められるもの
* 三  
  特別管制空域Ｃ  
    
    
  管制区又は管制圏のうち、前二号の空域と認められる空域以外の計器飛行方式により飛行する航空機による航空交通がふくそうすると認められる空域であつて、管制業務を行う機関が当該空域内を計器飛行方式により飛行する航空機との間に安全な間隔を確保するための指示を行う必要があると認められるもの

##### ２

国土交通大臣は、次の各号に掲げる空域においては、それぞれ当該各号に定める場合に限り、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可をするものとする。

* 一  
  前項第一号に掲げる空域  
    
    
  予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合
* 二  
  前項第二号に掲げる空域  
    
    
  予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は当該空域内の計器飛行方式により飛行する航空機の円滑な航行を阻害するおそれがなく、かつ、当該空域内のすべての航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める場合
* 三  
  前項第三号に掲げる空域  
    
    
  予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は当該空域内の計器飛行方式により飛行する航空機の円滑な航行を阻害するおそれがなく、かつ、当該空域内の計器飛行方式により飛行する航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める場合

#### 第百九十八条の六（法第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ）

法第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さは、二万九千フートとする。

#### 第百九十八条の七（法第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の規定による許可の基準）

国土交通大臣は、前条に規定する高さ以上の空域においては、自衛隊の使用する航空機がその任務の遂行上やむを得ず飛行する場合又は予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合に限り、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可をするものとする。

#### 第百九十八条の八（法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けた場合の飛行の方法）

航空機は、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けたときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。

* 一  
  有視界気象状態を維持して飛行すること。
* 二  
  当該空域の管制業務を行う機関と常時連絡を保つこと。  
  ただし、自衛隊の使用する航空機がその任務の遂行上やむを得ないと国土交通大臣が認める飛行を行う場合は、この限りでない。

#### 第百九十八条の九（法第九十五条の二第一項の国土交通省令で定める航空運送事業）

法第九十五条の二第一項の国土交通省令で定める航空運送事業は、国内定期航空運送事業及び国際航空運送事業とする。

#### 第百九十八条の十（航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある情報）

法第九十五条の二第三項の国土交通省令で定める情報は、他の航空機の飛行計画及び航空機の位置、高度又は経路に関する情報とする。

#### 第百九十八条の十一（法第九十五条の三の国土交通省令で定める航空機）

法第九十五条の三の国土交通省令で定める航空機は、自衛隊の使用する航空機以外のものとする。

#### 第百九十八条の十二（訓練試験等計画の承認を受けなければならない飛行）

法第九十五条の三の国土交通省令で定める飛行は、曲技飛行等、操縦練習飛行等その他航空機の操縦の練習のために行う飛行とする。

#### 第百九十八条の十三（訓練試験等計画）

法第九十五条の三の規定による訓練試験等計画には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

* 一  
  航空機の無線呼出符号
* 二  
  航空機の型式
* 三  
  操縦者の氏名
* 四  
  飛行の内容及び当該飛行を行う日時（民間訓練試験空域における飛行高度並びに民間訓練試験空域への入域の予定時刻及び当該空域からの出域の予定時刻を明らかにすること。）
* 五  
  飛行を行おうとする民間訓練試験空域の名称
* 六  
  その他参考となる事項

##### ２

法第九十五条の三の承認を受けた訓練試験等計画を変更する場合には、前項各号に掲げる事項のうち、航空機の無線呼出符号、飛行を行う日時、及び変更しようとする事項を通報すれば足りる。

#### 第百九十九条（航空交通管制）

管制業務の種類は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  航空路管制業務  
    
    
  計器飛行方式により飛行する航空機及び特別管制空域又は第百九十八条の六に規定する高さ以上の空域を飛行する航空機に対する管制業務であつて次号から第五号までに掲げるもの以外のもの
* 二  
  飛行場管制業務  
    
    
  法第二条第十三項の国土交通大臣が指定する空港等において離陸し若しくは着陸する航空機、当該空港等の周辺を飛行する航空機又は当該空港等の業務に従事する者に対する管制業務であつて次号から第五号までに掲げるもの以外のもの
* 三  
  進入管制業務  
    
    
  計器飛行方式により飛行する航空機及び特別管制空域を飛行する航空機で、離陸後の上昇飛行を行うもの若しくは着陸のための降下飛行を行うもの又はこれらの航空機と交錯し若しくは接近して計器飛行方式により飛行する航空機に対する管制業務であつて次号及び第五号に掲げるもの以外のもの
* 四  
  ターミナル・レーダー管制業務  
    
    
  計器飛行方式により飛行する航空機及び特別管制空域を飛行する航空機で離陸後の上昇飛行を行うもの若しくは着陸のための降下飛行を行うもの又はこれらの航空機と交錯し若しくは接近して計器飛行方式により飛行する航空機に対してレーダーを使用して行う管制業務であつて、次号に掲げるもの以外のもの
* 五  
  着陸誘導管制業務  
    
    
  計器飛行方式により飛行する航空機に対してレーダーにより着陸の誘導を行う管制業務

##### ２

前項各号に掲げる管制業務を行う機関（航空交通管制部を除く。）については、管制業務を行う空港等又は特別管制空域の名称その他管制業務の内容を告示する。

#### 第二百条

法第九十六条第三項第一号から第三号までに掲げる航行を行おうとする航空機（第六項の航空機を除く。）は、次項又は第三項の規定により進入管制業務を行う機関又はターミナル・レーダー管制業務を行う機関に連絡すべき場合を除き、当該管制圏に係る飛行場管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ２

法第九十六条第三項第一号の上昇飛行、同項第二号の降下飛行若しくは同項第三号に掲げる航行を計器飛行方式により行おうとする航空機又は同項第四号に掲げる飛行を行おうとする航空機は、次項の規定によりターミナル・レーダー管制業務を行う機関に連絡すべき場合を除き、当該管制圏又は進入管制区に係る進入管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ３

ターミナル・レーダー管制業務が行われている管制圏又は進入管制区において、法第九十六条第三項第一号の上昇飛行、同項第二号の降下飛行若しくは同項第三号に掲げる航行を計器飛行方式により行おうとする航空機又は同項第四号に掲げる飛行を行おうとする航空機は、当該ターミナル・レーダー管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ４

計器飛行方式により飛行する航空機は、着陸誘導管制業務が行われている管制圏又は進入管制区において、レーダーの誘導により法第九十六条第三項第二号の降下飛行又は同項第四号の降下飛行を行おうとするときは、前三項の規定にかかわらず、当該管制圏又は進入管制区に係る進入管制業務を行う機関（当該進入管制業務が航空路管制業務を行う機関により行われている場合にあつては、飛行場管制業務を行う機関）又はターミナル・レーダー管制業務を行う機関を経由して、当該着陸誘導管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ５

法第九十六条第三項第五号又は第六号に掲げる飛行を行おうとする航空機は、次項の規定により当該特別管制空域に係る管制業務を行う機関に連絡すべき場合を除き、航空路管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ６

法第九十六条第三項第六号に掲げる飛行を行おうとする航空機又は管制圏内の特別管制空域において法第九十六条第三項第一号から第三号までに掲げる航行を計器飛行方式によらないで行おうとする航空機は、当該特別管制空域に係る管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

##### ７

航空機は、現に指示を受けている管制業務を行う機関から前六項の規定により連絡すべき管制業務を行う機関と異なる管制業務を行う機関に連絡すべき旨の指示を受けたときは、これらの規定にかかわらず、当該指示された管制業務を行う機関に連絡しなければならない。

#### 第二百一条

航空機は、気象状態の変化その他のやむを得ない事由により、法第九十六条第一項の規定による指示に違反して航行したときは、速やかにその旨を当該指示をした管制業務を行う機関に通報しなければならない。

#### 第二百一条の二

国土交通大臣は、航空機が計器飛行方式により法第九十六条第三項第一号から第五号までに掲げる航行を行う場合又は有視界飛行方式により同項第一号から第三号まで若しくは同項第六号に掲げる航行（第二百二条の三に規定する飛行を除く。）を行う場合に法第九十六条第一項の指示を与えるものとする。

#### 第二百二条

航空機と管制業務を行う機関との間における略号、信号その他の連絡方法は、告示で定める。

#### 第二百二条の二（空港等の工事）

法第九十六条第二項の国土交通省令で定める空港等の工事は、着陸帯、誘導路、エプロンその他空港等内の施設の建設、修理又は保守に関する工事とする。

#### 第二百二条の三（法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行）

法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行は、自衛隊の使用する航空機による第百九十八条の六に規定する高さ以上の空域における飛行であつて、その任務の遂行上やむを得ないと国土交通大臣が認めるものとする。

#### 第二百二条の四（航空交通情報の入手のための連絡）

航空機は、法第九十六条の二第一項（法第九十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、管制圏、情報圏又は民間訓練試験空域において航行を行う場合は、それぞれの空域ごとに国土交通大臣が告示で定める航空交通情報の提供に関する業務を行う機関に連絡しなければならない。

#### 第二百二条の五（連絡又は情報の聴取が困難な場合）

法第九十六条の二第一項の連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

* 一  
  国土交通大臣が無線電話を装備することが構造上困難であると認める航空機が民間訓練試験空域を飛行する場合
* 二  
  航空機が地形上等の理由により前条に規定する機関に連絡することが困難な民間訓練試験空域を飛行する場合
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、他の航空機と常時連絡を保つ必要があることその他の特別の事情により前条に規定する機関に連絡することが困難であると国土交通大臣が認める航行を行う場合

##### ２

法第九十六条の二第二項の聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

* 一  
  国土交通大臣が無線電話を装備することが構造上困難であると認める航空機が民間訓練試験空域を飛行する場合
* 二  
  航空機が地形上等の理由により前条に規定する機関に連絡して航空交通情報を聴取することが困難な民間訓練試験空域を飛行する場合
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、他の航空機と常時連絡を保つ必要があることその他の特別の事情により前条に規定する機関に連絡して航空交通情報を聴取することが困難であると国土交通大臣が認める航行を行う場合

#### 第二百三条（飛行計画等）

法第九十七条第一項及び同条第二項の規定による飛行計画には、次に掲げる事項（計器飛行方式による飛行に係るものであつて代替空港等を定めないもの又は有視界飛行方式による飛行に係るものにあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を明らかにしなければならない。

* 一  
  航空機の国籍記号、登録記号及び無線呼出符号
* 二  
  航空機の型式及び機数
* 三  
  機長（ただし、編隊飛行の場合は編隊指揮者）の氏名
* 四  
  計器飛行方式又は有視界飛行方式の別
* 五  
  出発地及び移動開始時刻
* 六  
  巡航高度及び航路
* 七  
  最初の着陸地及び離陸した後当該着陸地の上空に到着するまでの所要時間
* 八  
  巡航高度における真対気速度
* 九  
  使用する無線設備
* 十  
  代替空港等
* 十一  
  持久時間で表された燃料搭載量
* 十二  
  搭乗する総人数
* 十三  
  その他航空交通管制並びに捜索及び救助のため参考となる事項

##### ２

通報は、口頭（無線電話によるものを含む。）又は文書をもつてするものとする。

##### ３

法第九十七条第一項の承認を受け、又は同条第二項の規定により通報した飛行計画を変更する場合には、第一項各号に掲げる事項のうち、無線呼出符号（無線設備を装備していない場合は、国籍記号及び登録記号）及び変更しようとする事項を通報すれば足りる。

##### ４

前三項の規定にかかわらず、国土交通大臣が定める特別な任務に自衛隊の使用する航空機が従事する場合においては、当該飛行計画において明らかにしなければならない事項及び当該飛行計画の通報の方法は、国土交通大臣が定める。

##### ５

法第九十七条第二項ただし書の規定により飛行を開始した後に飛行計画を通報する場合は、出発地を中心として半径九キロメートル以内の区域の上空において速やかに通報しなければならない。

##### ６

空港事務所又は空港出張所（空港・航空路監視レーダー事務所を含む。）において法第九十七条第一項及び第二項の規定による飛行計画の通報並びに法第九十八条の規定による通知に関する事務を行う時間は、告示で定める。

#### 第二百四条

法第九十七条第一項又は第二項の飛行計画を定める場合において、前条第一項第十号の代替空港等は、当該航空機の到着するときにその気象状態が国土交通大臣が定める気象条件以上であると予想されるものでなければならない。

#### 第二百五条

法第九十七条第二項本文の国土交通省令で定める場合は、航空機が出発地を中心として半径九キロメートル以内の区域の上空を飛行し、かつ、当該区域内の場所に着陸する場合とする。

##### ２

法第九十七条第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

* 一  
  第百七十六条に規定する航空機が、飛行を開始する前に飛行計画を通報するいとまのない場合
* 二  
  法第七十九条ただし書の許可に係る場所を離陸する同条に規定する航空機が、当該場所において飛行計画を通報する手段のない場合

#### 第二百六条（通信機の故障の場合の航行）

航空機は、通信機の故障があつた場合において管制区、管制圏又は情報圏を航行しようとするときは、次に掲げる方法に従わなければならない。

* 一  
  有視界気象状態にある場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）は、有視界気象状態を維持して飛行を継続し、安全に着陸できると思われる最寄りの空港等に着陸し、かつ、その旨直ちに管制業務を行う機関に通報すること。
* 二  
  有視界気象状態にあり、かつ、有視界気象状態を維持して最寄りの空港等に着陸することが困難な場合（計器飛行方式により飛行する場合に限る。）又は計器気象状態にある場合は、次に掲げる方法により航行すること。
* 三  
  前号の規定により目的地の上空に到着したときは、故障前の指示により着陸のための進入の許可（以下「進入許可」という。）が与えられている場合は速やかに、その他の場合にあつては次に掲げる時刻まで当該地点の上空で待機した後、降下を開始すること（当該時刻に降下を開始することができなかつた場合は、できるだけ速やかに降下を開始すること。）。
* 四  
  有視界気象状態にあり、かつ、有視界気象状態を維持して最寄りの空港等に着陸することが困難な場合（計器飛行方式により飛行する場合に限る。）又は計器気象状態にある場合であつて、通信機が故障する以前に目的地の上空に到着し、かつ、故障前の指示により当該地点で待機することが指示されているときは、次に掲げる時刻まで当該地点の上空で待機した後、降下を開始すること（当該時刻に降下を開始することができなかつた場合は、できるだけ速やかに降下を開始すること。）。

#### 第二百七条（法第九十七条第一項の承認を受けた航空機の飛行方法）

計器飛行方式により飛行する航空機は、管制区又は管制圏内の航空路を飛行しようとするときは、やむを得ない場合を除き、当該航空路の中心線上を飛行しなければならない。

#### 第二百八条

削除

#### 第二百九条（位置通報）

法第九十七条第四項の規定により国土交通大臣に位置等を通報すべき航空機は、計器飛行方式により飛行する航空機にあつては位置通報点として国土交通大臣が告示した地点において、その他の航空機にあつては管制業務又は航空交通情報の提供に関する業務を行う機関が指示した地点において、次に掲げる事項を管制業務又は航空交通情報の提供に関する業務を行う機関に通報しなければならない。

* 一  
  当該航空機の登録記号又は無線呼出符号
* 二  
  当該地点における時刻及び高度
* 三  
  次の位置通報点の予定到着時刻（法第九十七条第一項の承認を受けた航空機に限る。）
* 四  
  予報されない特殊な気象状態
* 五  
  その他航空機の航行の安全に影響のある事項

#### 第二百九条の二（航空情報）

航空情報の内容は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  空港等及び航空保安施設の供用の開始、休止、再開及び廃止、これらの施設の重要な変更その他これらの施設の運用に関する事項
* 二  
  空港等における航空機の運航についての障害に関する事項
* 三  
  第百七十三条の飛行禁止区域及び飛行制限区域に関する事項
* 四  
  第百八十九条第一項第一号の飛行の方式、同項第二号及び第三号の規定による気象条件並びに同号の規定による進入限界高度、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標並びに第二百四条の規定による気象条件に関する事項
* 五  
  航空交通管制に関する事項
* 六  
  ロケツト、花火等の打上げ、航空機の集団飛行その他航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある事項
* 七  
  気象に関する情報その他航空機の運航に必要な事項

##### ２

航空情報の提供は、書面、口頭（無線電話によるものを含む。）又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うものとし、航空情報を提供する場所その他航空情報の提供に関し必要な事項は、告示で定める。

## 第七章　航空運送事業等

### 第一節　航空運送事業

#### 第二百十条（事業の許可）

法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  事業活動を行う主たる地域
* 二  
  使用航空機の国籍、型式及び登録記号
* 三  
  航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要
* 四  
  前号に掲げる運航管理の施設及び整備の施設ごとの運航管理又は整備を行う使用航空機の型式
* 五  
  国際航空運送事業を経営するかどうかの別
* 六  
  国内定期航空運送事業を経営するかどうかの別
* 七  
  航空機強取等防止措置の内容
* 八  
  路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行おうとする場合には、移動支援措置（高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）が航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間を円滑に移動するために必要となる支援に関する措置をいう。以下同じ。）の内容
* 九  
  部品等脱落防止措置（最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の運航に伴う部品等の脱落の防止に関する措置をいう。以下同じ。）の内容
* 十  
  航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護を図るため国土交通大臣が必要と認める事項

##### ２

法第百条第三項の国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  路線を定めて一定の日時により航行する航空機により国際航空運送事業を経営しようとする場合には、当該路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時及び使用航空機の型式
* 二  
  共同運送（本邦航空運送事業者が他の航空運送事業者と共同して行う運送であつて、当該他の航空運送事業者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この号及び第二百十九条第一項第三号において同じ。）を行おうとする場合には、次に掲げる事項
* 三  
  最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の二国間における運航（国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）を行おうとする場合には、次に掲げる事項

##### ３

法第百条第四項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

* 一  
  次に掲げる事項を記載した書類
* 二  
  法人にあつては、その定款及び登記事項証明書並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書

#### 第二百十条の二

法第百一条第一項第五号ホの国土交通省令で定める会社は、次に掲げる会社とする。

* 一  
  私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社
* 二  
  子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項に規定する子会社をいい、同項において子会社とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額に専ら子会社の航空運送事業の用に供する有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額を加えたものの当該会社の総資産の額から子会社に対する貸付額の合計額を差し引いたものに対する割合が百分の五十を超える会社

#### 第二百十条の三

国土交通大臣は、法第百条第一項の許可をしたときは、本邦航空運送事業者に対し、次に掲げる事項を記載した許可証（以下「事業許可証」という。）を交付するものとする。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  許可の年月日
* 三  
  第二百十条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、使用航空機の型式に限る。）

##### ２

本邦航空運送事業者は、事業許可証の記載事項に変更が生じたため書換え交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した事業許可証書換え交付申請書に事業許可証を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  許可の年月日
* 三  
  変更を生じた事項（新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  変更が生じた日

##### ３

本邦航空運送事業者は、事業許可証を失い、破り、又は汚したため再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した事業許可証再交付申請書に、事業許可証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  許可の年月日

##### ４

本邦航空運送事業者は、法第百十九条の規定による事業の許可の取消しの処分を受けたとき、その事業を廃止したとき又は再交付を受けた後失つた事業許可証が発見されたときは、遅滞なく、その事業許可証を、国土交通大臣に返納しなければならない。

#### 第二百十一条（運航管理施設等の検査）

法第百二条第一項の規定により、運航管理施設等の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した施設検査申請書を、検査を希望する日の十日前までに国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  検査を希望する日
* 三  
  検査を受ける施設のある場所
* 四  
  当該施設の供用開始予定日

#### 第二百十二条

法第百二条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設は、次に掲げる施設とする。

* 一  
  航空機の運航管理の施設
* 二  
  航空機の整備の施設
* 三  
  航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、本邦航空運送事業者が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設

##### ２

法第百二条第一項の国土交通省令で定める重要な変更は、次に掲げる変更とする。

* 一  
  前項第二号に掲げる施設のうち作業場の新設又は拡張
* 二  
  使用航空機の型式の追加に伴う前項第一号から第三号までに掲げる施設の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、本邦航空運送事業者が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設の変更

#### 第二百十二条の二

削除

#### 第二百十二条の三（安全管理規程の届出）

法第百三条の二第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、運航開始の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  運航開始予定期日

##### ２

法第百三条の二第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更後の安全管理規程の実施予定日
* 三  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第二百十二条の四（安全管理規程の内容）

法第百三条の二第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容については、次の表の上欄に掲げる事項については同表下欄に掲げるものとする。

#### 第二百十二条の五（安全統括管理者の要件）

法第百三条の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

* 一  
  通算して三年以上航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
* 二  
  法第百三条の二第七項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者でないこと。

#### 第二百十二条の六（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

法第百三条の二第五項の規定により、安全統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
* 三  
  選任し、又は解任した年月日
* 四  
  解任の場合にあつては、その理由

##### ２

前項の安全統括管理者選任届出書には、選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

#### 第二百十三条（運航規程及び整備規程の認可申請等）

法第百四条第一項の規定により、運航規程又は整備規程の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程設定（変更）認可申請書又は整備規程設定（変更）認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  設定し、又は変更しようとする運航規程又は整備規程（変更の場合においては、新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

##### ２

法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

* 一  
  機体及び装備品等の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更
* 二  
  前号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更（第四項各号に掲げるものを除く。）

##### ３

法第百四条第三項の規定により運航規程又は整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事前届出書又は整備規程変更事前届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定日

##### ４

法第百四条第一項第二号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

* 一  
  運航又は整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの
* 二  
  前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の運航規程又は整備規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

##### ５

法第百四条第四項の規定により運航規程又は整備規程の軽微な変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事後届出書又は整備規程変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施日

#### 第二百十四条（運航規程及び整備規程）

法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第二百十五条（運賃及び料金の届出）

法第百五条第一項の規定により、運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種別及び額並びに期間、区間その他の条件（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

#### 第二百十六条（国際航空運送事業に係る運賃及び料金の認可申請）

法第百五条第三項の規定により、国際航空運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種別及び額並びに期間、区間その他の条件（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  当該申請に係る運賃及び料金が法第百五条第四項の基準に適合する旨の説明
* 四  
  運賃及び料金の変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

#### 第二百十七条（運送約款の認可申請）

法第百六条第一項の規定により、運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定（変更）認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  設定し、又は変更しようとする運送約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

#### 第二百十八条（運送約款の記載事項）

法第百六条第一項の規定による運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  運賃及び料金の収受及び払戻しに関する事項
* 二  
  搭乗切符に関する事項
* 三  
  貨物の種類及び範囲
* 四  
  貨物の受取、引渡し及び保管に関する事項
* 五  
  損害賠償その他責任に関する事項
* 六  
  その他運送約款の内容として必要な事項

#### 第二百十九条（運航計画等）

法第百七条の二第一項の運航計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時及び使用航空機の型式
* 二  
  運航が特定の時季に限られている場合は、その運航の時季
* 三  
  共同運送を行おうとする場合には、次に掲げる事項

##### ２

法第百七条の二第一項の規定により、運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航計画設定届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  運航計画
* 三  
  実施予定日

##### ３

法第百七条の二第二項の規定により、運航計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航計画変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定日

##### ４

法第百七条の二第三項の利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

* 一  
  廃止に係る路線において他の本邦航空運送事業者が国内定期航空運送事業を経営するものと見込まれる場合
* 二  
  航空以外の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣が認める場合

##### ５

法第百七条の二第三項の規定により、路線の廃止に係る運航計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した路線廃止運航計画変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  廃止しようとする路線
* 三  
  実施予定日
* 四  
  当該廃止が利用者の利便を阻害しない旨の説明（当該廃止の実施予定日の六月前までに届出をしない場合に限る。）

##### ６

法第百七条の二第四項の利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、第四項各号に掲げる場合とする。

##### ７

法第百七条の二第四項の規定により、国内定期航空運送事業を廃止しようとする者は、次に掲げる事項を記載した国内定期航空運送事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  実施予定日
* 三  
  当該廃止が利用者の利便を阻害しない旨の説明（当該廃止の実施予定日の六月前までに届出をしない場合に限る。）

#### 第二百十九条の二（混雑空港に係る特例）

法第百七条の三第一項の国土交通省令で指定する空港は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第五項の国土交通省令で定める年数は同表の上欄に掲げる空港ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

##### ２

法第百七条の三第二項の規定により、同条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した混雑空港運航許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画
* 三  
  実施予定日

##### ３

法第百七条の三第六項の規定により、同条第二項の運航計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した混雑空港運航計画変更認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定日

##### ４

法第百七条の三第八項の利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、前条第四項各号に掲げる場合とする。

##### ５

法第百七条の三第八項の規定により、混雑空港を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとする者は、次に掲げる事項を記載した混雑空港国内定期航空運送事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  実施予定日
* 三  
  当該廃止が利用者の利便を阻害しない旨の説明（当該廃止の実施予定日の六月前までに届出をしない場合に限る。）

##### ６

法第百七条の三第十項の場合には、同項の本邦航空運送事業者が届出をしている法第百七条の二第一項の運航計画（以下この項において「旧運航計画」という。）のうち当該混雑空港を使用空港とする路線に係る部分は、法第百七条の三第二項の運航計画とみなし、当該本邦航空運送事業者は、法第百七条の二第二項の規定により旧運航計画を当該混雑空港を使用空港とする路線を除く運航計画に変更する旨の届出をしたものとみなす。

##### ７

法第百七条の三第十一項の場合には、同項の本邦航空運送事業者は、法第百七条の二第一項の運航計画の届出をしている場合にあつては、同条第二項の規定により当該運航計画を当該空港を使用空港とする路線を含む運航計画に変更する旨の届出をしたものと、同条第一項の運航計画の届出をしていない場合にあつては、同項の規定により当該空港を使用空港とする路線に係る運航計画の届出をしたものとみなす。

#### 第二百二十条（事業計画の変更）

法第百九条第一項の規定により、事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定日
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第二百二十条の二

法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第一号、第三号（特定の空港等の使用を廃止する場合に限る。）、第四号及び第六号に掲げる事項の変更とする。

##### ２

前項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定日

##### ３

法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

* 一  
  第二百十条第一項第二号に掲げる事項の変更（使用航空機の型式の追加を除く。）
* 二  
  第二百十条第一項第七号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 三  
  第二百十条第一項第八号に掲げる事項のうち移動支援措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 四  
  第二百十条第一項第九号に掲げる事項のうち部品等脱落防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 五  
  第二百十条第二項第三号イに掲げる事項のうち二酸化炭素排出量の把握に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 六  
  第二百十条第二項第三号ロに掲げる事項のうち二酸化炭素排出量に係る措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

##### ４

前項各号の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施日

#### 第二百二十一条（運輸に関する協定）

法第百十一条第一項の規定により、他の航空運送事業者と協定の締結又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項（変更の認可の申請の場合は、第二号及び第三号に係るものを除く。）を記載した協定締結（変更）認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  協定の相手方の氏名又は名称及び住所（外国の運送事業者については、その住所及び国内における主たる営業所又は代理店の所在地）
* 三  
  協定に関する事務を統括する事務所がある場合は、その名称及び所在地
* 四  
  当事者が現に経営している事業の概要
* 五  
  締結しようとする協定（変更しようとする場合は、変更事項。以下同じ。）の案
* 六  
  締結しようとする協定の効力発生の日及びその存続の期間
* 七  
  協定の締結又は変更を必要とする理由

##### ２

前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

* 一  
  締結しようとする協定が法第百十条第一号の協定である場合  
    
    
  次に掲げる書類
* 二  
  締結しようとする協定が法第百十条第二号の協定である場合  
    
    
  次に掲げる書類

##### ３

第一項の申請書には、締結しようとする協定が、日本語以外の国語で書かれている場合においては、その日本語による翻訳文書を添えなければならない。

#### 第二百二十一条の二（安全上の支障を及ぼす事態の報告）

法第百十一条の四の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

* 一  
  法第七十六条第一項各号に掲げる事故
* 二  
  法第七十六条の二に規定する事態
* 三  
  航空機の航行中に発生した次に掲げる事態
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤つた取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

#### 第二百二十一条の三

法第百十一条の四の規定により、本邦航空運送事業者は、前条に掲げる事態が発生した場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称
* 二  
  航空機の国籍、登録記号及び型式
* 三  
  報告に係る事態が発生した日時及び場所
* 四  
  報告に係る事態の概要及びこれに対する措置
* 五  
  その他参考となる事項

#### 第二百二十一条の四（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表）

法第百十一条の五の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第百十一条の四の規定により報告された事態に関する事項
* 二  
  法第百十二条、法第百十三条の二第三項又は法第百十九条の規定による処分（輸送の安全に関してされたものに限る。）その他の国土交通大臣が航空運送事業者に対して輸送の安全を確保するために講じた措置に関する事項
* 三  
  輸送の安全を確保するための航空運送事業に係る国の施策に関する事項
* 四  
  前三号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

##### ２

法第百十一条の五の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第二百二十一条の五（本邦航空運送事業者による安全報告書の公表）

法第百十一条の六の規定による安全報告書の公表は、毎事業年度の終了後六月以内に行わなければならない。

##### ２

法第百十一条の六の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

#### 第二百二十一条の六

法第百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次に掲げるものとする。

* 一  
  輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項
* 二  
  輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
* 三  
  法第百十一条の四の規定による報告に関する事項
* 四  
  輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

#### 第二百二十二条（業務の管理の受委託）

法第百十三条の二第一項の規定により、航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署した管理受委託許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所（法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者については、その住所及び国内における主たる営業所又は代理店の所在地）
* 二  
  管理の委託及び受託をしようとする業務の内容及びその実施方法
* 三  
  当該申請が法第百十三条の二第二項各号に掲げる基準に適合する旨の説明

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  管理の委託及び受託契約書の写し
* 二  
  受託者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書（外国の法人については、その定款又はこれに準ずる書類並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書又はこれに準ずる書類）
* 三  
  受託者が法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者であり、かつ、航空運送事業を経営している場合は、当該受託者が国籍を有する外国から当該航空運送事業の許可を受けている旨を証する書面

#### 第二百二十三条（事業の譲渡及び譲受認可申請）

法第百十四条第一項の規定により、航空運送事業の譲渡及び譲受の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署した航空運送事業譲渡譲受認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
* 二  
  譲渡及び譲受の価格
* 三  
  譲渡及び譲受の日
* 四  
  譲渡を必要とする理由
* 五  
  譲受人が法第百一条第一項第三号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  譲渡及び譲受契約書の写し
* 二  
  譲受人が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書
* 三  
  譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書

#### 第二百二十四条（法人の合併及び分割の認可申請）

法第百十五条第一項の規定により、本邦航空運送事業者たる法人の合併又は分割の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した航空運送事業合併認可申請書又は航空運送事業分割認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  当事者の名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名
* 二  
  合併又は分割の方法及び条件
* 三  
  合併又は分割の日
* 四  
  合併又は分割を必要とする理由
* 五  
  合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により航空運送事業を承継する法人が、法第百一条第一項第三号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
* 二  
  合併又は分割により法人を設立する場合には、当該法人に関し、定款並びに事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画書
* 三  
  合併後存続する法人又は吸収分割により航空運送事業を承継する法人が現に航空運送事業を経営していないときは、定款及び当該法人の登記事項証明書並びに最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
* 四  
  合併又は分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書

#### 第二百二十五条（相続人による事業承継認可申請）

法第百十六条第二項の規定により、航空運送事業の承継の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した航空運送事業相続承継認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  被相続人との続柄
* 三  
  申請者以外に相続人がある場合は、その者の氏名及び住所
* 四  
  被相続人の死亡の日
* 五  
  申請者が、法第百一条第一項第三号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  戸籍謄本
* 二  
  申請者が航空運送事業を承継することに対する申請者以外の相続人の同意書

#### 第二百二十六条（事業廃止の届出）

法第百十八条の規定により、航空運送事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空運送事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名又は名称及び住所
* 二  
  廃止した日

#### 第二百二十六条の二（上場されている株式に準ずる株式）

法第百二十条の二第一項の国土交通省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。

#### 第二百二十六条の三（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

法第百二十条の二第二項の国土交通省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

* 一  
  法第百二十条の二第一項の外国人等のうち、通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。  
  この場合において、法第四条第一項第四号に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で按分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽選により記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。
* 二  
  前号前段の規定により記載し、又は記録した場合において法第四条第一項第四号に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかったものについて、法第四条第一項第四号に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で按分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽選により記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

#### 第二百二十六条の四（通知）

本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、法第百二十条の二第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録しない外国人等が有する株式がある場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

* 一  
  株式を有する者の氏名又は名称及び住所
* 二  
  記載又は記録が拒まれた株式の数
* 三  
  記載又は記録が拒まれた日

#### 第二百二十六条の五（公告）

法第百二十条の二第三項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、定時株主総会ごとに行うものとする。

##### ２

法第百二十条の二第三項ただし書の国土交通省令で定める割合は、四分の一とする。

### 第二節　航空機使用事業

#### 第二百二十七条（事業の許可）

法第百二十三条第二項において準用する法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  事業活動を行う主たる地域
* 二  
  使用航空機の国籍、型式及び登録記号
* 三  
  航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要
* 四  
  前号に掲げる運航管理の施設及び整備の施設ごとの運航管理又は整備を行う使用航空機の型式
* 五  
  航空機強取等防止措置の内容
* 六  
  部品等脱落防止措置の内容
* 七  
  航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に生じた損害の被害者の保護を図るため国土交通大臣が必要と認める事項

##### ２

法第百二十三条第二項において準用する法第百条第四項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

* 一  
  次に掲げる事項を記載した書類
* 二  
  法人にあつては、その定款及び登記事項証明書並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書

#### 第二百二十八条（事業計画の変更）

法第百二十四条において準用する法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、前条第一項第一号及び第四号に掲げる事項の変更とする。

##### ２

法第百二十四条において準用する法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

* 一  
  前条第一項第二号に掲げる事項の変更（使用航空機の型式の追加を除く。）
* 二  
  前条第一項第五号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 三  
  前条第一項第六号に掲げる事項のうち部品等脱落防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

#### 第二百二十九条（航空運送事業に関する規定の準用）

第二百十一条、第二百十二条、第二百二十条、第二百二十条の二第二項及び第四項、第二百二十一条の二、第二百二十一条の三並びに第二百二十三条から第二百二十六条までの規定は、航空機使用事業に準用する。  
この場合において、第二百二十条の二第二項中「前項」とあるのは「第二百二十八条第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

## 第八章　外国航空機

#### 第二百三十条（外国航空機の出入国等の許可申請）

法第百二十六条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、その航行の予定期日の十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  航行の経路（寄航地を明記すること。）及び航行の日時
* 四  
  航行の目的
* 五  
  機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格
* 六  
  旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的
* 七  
  積荷の明細

#### 第二百三十条の二

法第百二十六条第五項ただし書の許可を受けようとする者は、その着陸又は離陸の予定期日の十日前（商用目的で本邦に入国する個人若しくは商用目的で本邦に入国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をする場合又は商用目的で本邦から出国する個人若しくは商用目的で本邦から出国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をする場合にあつては、三日前）までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  着陸し、又は離陸しようとする空港等の名称及びその日時
* 四  
  当該空港等における着陸又は離陸を必要とする理由
* 五  
  航行の経路
* 六  
  機長の氏名並びに航空機乗組員の氏名及び資格
* 七  
  その他国土交通大臣が必要と認める事項

#### 第二百三十一条（外国航空機の国内使用の許可申請）

法第百二十七条ただし書の許可を受けようとする者は、その使用開始予定期日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  機長の氏名並びに航空機乗組員の氏名及び資格
* 四  
  使用の目的
* 五  
  使用の計画の明細
* 六  
  運航地域（離陸し、又は着陸しようとする空港等並びに路線を定めて運航する場合は、その路線を明示すること。）
* 七  
  使用開始予定期日及び使用期間

#### 第二百三十一条の二（軍需品）

法第百二十八条の国土交通省令で定める軍需品は、兵器及び弾薬であつて軍の用に供するものとする。

#### 第二百三十一条の三

法第百二十八条の許可を受けようとする者は、その輸送の予定期日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録番号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  輸送しようとする軍需品の品名及び数量の明細
* 四  
  当該輸送を必要とする理由
* 五  
  当該軍需品を輸送しようとする区間及び航行の日時

#### 第二百三十二条（外国人国際航空運送事業の許可申請）

法第百二十九条第一項の許可を受けようとする者は、その運航開始予定期日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  法人である場合は代表者及び役員の氏名及び国籍
* 三  
  国内における主たる事務所及びその他の事業所の名称及び所在地
* 四  
  資本金並びに出資者の国籍別及び国、公共団体又は私人の別による出資額の比率
* 五  
  当該国際航空運送事業を経営しようとする趣旨及び運行開始予定期日
* 六  
  申請者が現に経営している航空運送事業があるときは、その概要
* 七  
  事業計画

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  申請者が国籍を有する外国から当該路線に係る航空運送事業の許可を受けている旨を証する書面
* 二  
  申請者が法人である場合は、その定款又はこれに準ずる書類
* 三  
  最近の損益計算書及び貸借対照表
* 四  
  運送約款

#### 第二百三十三条（運賃及び料金の認可申請）

法第百二十九条の二の運賃及び料金の設定又は変更の認可を受けようとする者は、実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  設定し、又は変更しようとする運賃又は料金の額及びその算出基礎（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施期日
* 四  
  運賃及び料金の変更の場合にあつては、その理由

#### 第二百三十三条の二（事業計画変更の認可申請）

法第百二十九条の三第二項の事業計画の変更の認可を受けようとする者は、運航回数の変更の場合及び使用航空機を積載量の著しく異なる型式のものに変更しようとする場合にあつては実施予定期日の四十五日前までに、使用空港等の変更及び発着日時の変更（臨時的な変更を除く。）の場合にあつては実施予定期日の三十日前までに、その他の場合にあつては実施予定期日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
* 三  
  実施予定期日
* 四  
  変更を必要とする理由

#### 第二百三十三条の三（事業計画変更の届出）

法第百二十九条の三第二項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

* 一  
  路線の起点、寄航地及び終点並びに使用空港等の臨時的な変更（十日以上にわたる場合を除く。）であつて新たな地点及び使用空港等の追加並びに本邦内の地点における発着日時の変更を伴わないもの
* 二  
  第二百三十二条第一項第七号ロに掲げる事項のうち、使用航空機の総数並びに各航空機の登録記号及び航空機の無線局の呼出符号のみの変更
* 三  
  第二百三十二条第一項第七号ホに掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 四  
  第二百三十二条第一項第七号ヘに掲げる事項のうち移動支援措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更
* 五  
  第二百三十二条第一項第七号トに掲げる事項のうち部品等脱落防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

##### ２

第二百二十条の二第二項の規定は、法第百二十九条の三第三項の規定による事業計画変更の届出について準用する。  
この場合において、第二百二十条の二第二項第一号中「氏名及び住所」とあるのは、「氏名及び住所並びに国籍」と読み替えるものとする。

#### 第二百三十四条（外国人国内航空運送の許可申請）

法第百三十条ただし書の許可を受けようとする者は、当該運送を行おうとする日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  有償で運送しようとする旅客の氏名及び国籍
* 四  
  有償で運送しようとする貨物の品名及び数量
* 五  
  有償で旅客又は貨物を運送することを必要とする理由
* 六  
  有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時

#### 第二百三十四条の二（本邦内で発着する旅客等の運送の許可申請）

法第百三十条の二の許可を受けようとする者は、本邦内に事務所又は代理人を置いている場合にはその航行の予定期日の十日前（商用目的で本邦に入国する個人若しくは商用目的で本邦に入国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をする場合又は商用目的で本邦から出国する個人若しくは商用目的で本邦から出国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をする場合にあつては、三日前）までに、その他の場合にはその航行の予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所並びに国籍
* 二  
  航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
* 三  
  機長の氏名並びに航空機乗組員の氏名及び資格（許可を受けようとする者が外国人国際航空運送事業者であり、かつ、自らの従業者の航空機乗組員により航空機を運航しようとする場合を除く。）
* 四  
  当該運送を必要とする理由
* 五  
  旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額
* 六  
  航行の経路（寄航地を明記すること。）、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時
* 七  
  本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所
* 八  
  その他国土交通大臣が必要と認める事項

#### 第二百三十五条（証明書等の承認）

法第百三十一条の規定により、法第六条の航空機登録証明書、法第二十二条の規定による技能証明、法第二十三条の技能証明書、法第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書、法第三十三条第一項の規定による航空英語能力証明又は法第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなされる外国が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を採用する締約国たる外国（当該航空機が国籍を有する外国と当該航空機の使用者が住所を有する外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）の行つたもの及び国土交通大臣が適当と認めるものとする。

##### ２

法第百三十一条の規定により、法第十条第一項の規定による耐空証明又は同条第七項の耐空証明書とみなされる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物について外国が行つた証明その他の行為及びこれに係る証書その他の文書（以下この項において「証明等」という。）は、国際民間航空条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を採用する締約国たる外国（当該航空機が国籍を有する外国と当該航空機の使用者が住所を有する外国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該協定により当該航空機に係る証明、免許その他の行為を行うこととされた外国に限る。）の行つた証明等（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する最大離陸重量が三万四千キログラムを超える航空機の騒音についての証明等にあつては、国際民間航空条約の附属書十六第一巻第三章、第四章及び第十四章の基準に適合することについての証明等に限る。）及び国土交通大臣が適当と認めるものとする。

#### 第二百三十五条の二

削除

#### 第二百三十五条の三

削除

#### 第二百三十五条の四（申請期間の特例）

第二百三十条、第二百三十条の二、第二百三十一条、第二百三十一条の三、第二百三十三条の二及び第二百三十四条の二の規定による申請は、緊急の場合その他の場合であつて国土交通大臣がその事情を考慮してやむを得ないと認めるときは、これらの規定に定める期間経過後に申請されたものについても有効なものとみなす。

## 第九章　無人航空機

#### 第二百三十六条（飛行の禁止空域）

法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

* 一  
  航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であつて、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
* 二  
  前号に掲げる空港等以外の空港等の周辺の空域であつて、進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
* 三  
  法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
* 四  
  前三号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

#### 第二百三十六条の二

法第百三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

#### 第二百三十六条の三（飛行禁止空域における飛行の許可）

法第百三十二条第二項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
* 三  
  飛行の目的、日時、経路及び高度
* 四  
  飛行禁止空域を飛行させる理由
* 五  
  無人航空機の機能及び性能に関する事項
* 六  
  無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
* 七  
  無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第二百三十六条の四（飛行の方法）

法第百三十二条の二第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該無人航空機の状況
* 二  
  当該無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況
* 三  
  当該飛行に必要な気象情報
* 四  
  燃料の搭載量又はバッテリーの残量

##### ２

無人航空機を飛行させる者は、前項第一号に掲げる事項を確認する場合において、当該無人航空機の外部点検及び作動点検を行わなければならない。

#### 第二百三十六条の五

法第百三十二条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

* 一  
  無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機を確認した場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。
* 二  
  無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。  
  ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第十一条第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。

#### 第二百三十六条の六

法第百三十二条の二第一項第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

#### 第二百三十六条の七

第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。  
この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

##### ２

前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第一項第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

#### 第二百三十六条の八（飛行の方法によらない飛行の承認）

法第百三十二条の二第二項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
* 三  
  飛行の目的、日時、経路及び高度
* 四  
  法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由
* 五  
  無人航空機の機能及び性能に関する事項
* 六  
  無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
* 七  
  無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
* 八  
  その他参考となる事項

#### 第二百三十六条の九（捜索又は救助のための特例）

法第百三十二条の三の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者とする。

#### 第二百三十六条の十

法第百三十二条の三の国土交通省令で定める目的は、捜索又は救助とする。

## 第十章　雑則

#### 第二百三十七条（航空運送代理店業の届出）

法第百三十三条第一項の規定により、航空運送代理店業の経営の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空運送代理店業経営届出書に代理店契約書を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  届出をする者が法人であるときは代表者及び役員の氏名
* 三  
  当該代理店契約の相手方の氏名及び住所
* 四  
  事務所又は営業所の名称及び所在地
* 五  
  当該代理店契約の概要
* 六  
  届出をする者が現に経営している事業があるときはその概要
* 七  
  営業開始の予定期日

##### ２

法第百三十三条第一項後段の規定により、前項各号に掲げる事業の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空運送代理店業変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  当該代理店契約の相手方の住所及び氏名
* 三  
  変更しようとする事項及びその理由
* 四  
  変更の予定期日

##### ３

法第百三十三条第二項の規定により、航空運送代理店業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した航空運送代理店業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名及び住所
* 二  
  当該代理店契約の相手方の住所及び氏名
* 三  
  廃止を必要とした理由
* 四  
  廃止の日

#### 第二百三十八条（届出）

次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく（耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合にあつてはその十日前までに）、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 第二百三十八条の二（模擬飛行装置等の認定）

第百五十八条第三項に規定する模擬飛行装置並びに第百五十九条第二項、第百六十条第二項、第百六十一条第二項、第百六十二条の十四第三項、第百六十四条第三項（第百六十四条の二第二項、第百六十四条の三及び第百六十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第百六十四条の十第四項（第百六十四条の十一第二項及び第百六十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）及び別表第二に規定する模擬飛行装置及び飛行訓練装置は、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

#### 第二百三十九条（検査員の証票）

法第百三十四条第三項の証票の様式は、第三十号様式のとおりとする。

#### 第二百三十九条の二（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

* 一  
  ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。）に打ち上げること。
* 二  
  気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
* 三  
  凧を第一号の空域に揚げること。
* 四  
  模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号の空域で飛行させること。
* 五  
  可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。
* 六  
  航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
* 七  
  ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

##### ２

法第百三十四条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  氏名、住所及び連絡場所
* 二  
  当該行為を行う目的
* 三  
  当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
* 四  
  その他参考となる事項

#### 第二百三十九条の三

法第百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

* 一  
  ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ち上げること。
* 二  
  気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
* 三  
  凧を第一号の空域に揚げること。
* 四  
  模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
* 五  
  航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
* 六  
  ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

##### ２

前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

#### 第二百三十九条の四

法第百三十四条の三第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  無人航空機に向かつて花火を打ち上げ、又は石、ガラス瓶、金属片その他無人航空機を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射すること。
* 二  
  無人航空機の飛行を妨害するおそれのある電波を発射すること。
* 三  
  無人航空機の遠隔操作又は自動操縦を妨げること。

#### 第二百三十九条の五（ＯＣＲに用いる申請書等）

この省令に規定する申請書又は申込書のうちＯＣＲに用いるもの（以下この条及び次条において「ＯＣＲ申請書等」という。）は、その紙質、印刷等について国土交通大臣の定める基準に適合するものでなければならない。

##### ２

ＯＣＲ申請書等は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

##### ３

ＯＣＲ申請書等の記載方法は、告示で定める。

#### 第二百三十九条の六（ＯＣＲ申請書等による申請等に係る手数料の納付方法）

ＯＣＲ申請書等による申請又は申込みに係る手数料は、当該手数料の額に相当する額の収入印紙を納付書（第三十一号様式）に貼つて納めなければならない。

#### 第二百四十条（職権の委任）

法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

* 一  
  法第十条第一項の規定による耐空証明（法第十二条第一項の規定による型式証明を受けていない型式の航空機について初めて行うものを除く。）
* 二  
  法第十一条第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可（日本の国籍を有する航空機にあつては客席数が百又は最大離陸重量が五万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を経営する本邦航空運送事業者（以下この項及び第二百四十三条第一項の表五の項において「特定本邦航空運送事業者」という。）の使用航空機以外の航空機に係るものに限り、外国航空機にあつては同一空港等において離陸し、及び着陸する航空機に係るものに限る。）
* 三  
  法第十三条の二第一項及び第三項の規定による承認
* 三の二  
  法第十三条の二第五項において準用する法第十三条第五項の規定による届出の受理
* 三の三  
  法第十三条の五第一項及び第二項の規定による権限（追加型式設計に係るものに限る。）
* 三の四  
  法第十四条の二第一項及び第三項の規定による認定
* 三の五  
  法第十四条の二第五項の規定による届出の受理
* 三の六  
  法第十四条の二第七項の規定による権限
* 四  
  法第十七条第三項及び法第十九条第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の規定による許可
* 五  
  法第十七条第一項の規定による検査
* 六  
  法第十八条第一項の規定による予備品証明
* 六の二  
  法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）
* 六の三  
  法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）
* 六の四  
  法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）
* 七  
  法第二十八条第三項の規定による許可（外国航空機に乗り組む者にあつては、同一空港等において離陸し、及び着陸する場合に係るものに限る。）
* 八  
  法第三十五条第一項第一号の規定による許可
* 八の二  
  法第三十五条第一項第三号の規定による指定
* 八の三  
  法第三十五条の二第一項第三号の規定による指定
* 九  
  法第三十八条第一項の規定による許可（公共の用に供するヘリポート（以下「公共用ヘリポート」という。）、非公共用飛行場、公共用ヘリポートにおける航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設（以下「公共用ヘリポートの航空保安施設」という。）及び公共の用に供する航空保安施設以外の航空保安施設（以下「非公共用航空保安施設」という。）に係るものに限る。）
* 十  
  法第三十九条第二項（法第四十三条第二項及び法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限（公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に係るものに限る。）
* 十一  
  法第四十一条第二項本文の規定による許可（公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による届出の受理
* 十二  
  法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）
* 十三  
  法第四十二条第三項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（公共用ヘリポート、非公共用飛行場、公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）
* 十三の二  
  法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定による届出の受理（公共用ヘリポートに係るものに限る。）
* 十三の三  
  法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第五項において準用する法第四十二条第三項の規定による届出の受理（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）
* 十四  
  法第四十三条第一項の規定による許可（公共用ヘリポート、非公共用飛行場、公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）
* 十四の二  
  法第四十四条第一項の規定による許可（公共用ヘリポートに係るものに限る。）
* 十五  
  法第四十四条第四項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）
* 十六  
  法第四十五条第一項の規定による届出の受理（衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）
* 十七  
  法第四十七条第三項の規定による検査（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに当該空港の設置者が設置する航空保安施設（衛星経由送信型衛星航法補助施設を除く。）並びに衛星経由送信型衛星航法補助施設に係るものを除く。）
* 十七の二  
  法第四十七条の二第一項の規定による届出の受理（公共用ヘリポートに係るものに限る。）
* 十七の三  
  法第四十七条の二第三項の規定による権限（公共用ヘリポートに係るものに限る。）
* 十八  
  法第四十八条の規定による権限（公共用ヘリポート、非公共用飛行場、公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）
* 十九  
  法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の三第二項において準用する法第四十九条第一項の規定による承認
* 二十  
  法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の三第三項において準用する法第四十九条第二項の規定による権限
* 二十一  
  法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の三第三項において準用する法第四十九条第三項の規定による権限
* 二十二  
  法第五十一条第一項ただし書の規定による許可
* 二十二の二  
  法第五十四条第一項の規定による届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設に係るものに限る。）
* 二十二の三  
  法第五十四条第二項の規定による権限（公共用ヘリポートの航空保安施設に係るものに限る。）
* 二十三  
  法第五十五条第一項の規定による許可（公共用ヘリポート、非公共用飛行場、公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）
* 二十四  
  法第五十五条第四項の規定による届出の受理（公共用ヘリポート、非公共用飛行場、公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）
* 二十四の二  
  法第六十条ただし書の規定による許可（第百四十五条第一項及び第百四十七条に規定する装置（無線電話を除く。）の装備に関するものにあつては、特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（外国航空機を除く。）に係るものに限る。）
* 二十四の三  
  法第六十一条第一項ただし書の規定による許可（特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（外国航空機を除く。）に係るものに限る。）
* 二十四の四  
  法第七十一条の三第一項の規定による認定
* 二十四の五  
  法第七十一条の三第二項の規定による許可
* 二十四の六  
  法第七十一条の三第四項の規定による権限
* 二十四の七  
  法第七十一条の四第一項の規定による指定
* 二十四の八  
  特定本邦航空運送事業者に所属する者以外の者に係る次の権限
* 二十四の九  
  法第七十二条第五項の規定による指定（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）
* 二十四の十  
  法第七十二条第九項の規定による指名（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）
* 二十五  
  法第七十九条ただし書の規定による許可
* 二十六  
  法第八十条ただし書の規定による許可
* 二十七  
  法第八十一条ただし書の規定による許可
* 二十七の二  
  法第八十二条の二ただし書の規定による許可
* 二十七の三  
  法第八十三条の二の規定による許可（特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（外国航空機を除く。）が行う航行に係るものに限る。）
* 二十八  
  法第八十四条第一項の規定による許可
* 二十九  
  法第八十九条ただし書の規定による届出の受理
* 三十  
  法第九十条の規定による許可
* 三十一  
  法第九十一条第一項ただし書の規定による許可（曲技飛行及び航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）
* 三十二  
  法第九十二条第一項ただし書の規定による許可
* 三十二の二  
  法第九十五条ただし書の規定による許可
* 三十三  
  法第九十六条第一項及び第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による連絡に関する業務で飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務に係るもの
* 三十三の二  
  法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による権限（第二百四十二条の二第一項第七号に掲げるものを除く。）
* 三十四  
  法第九十七条第二項の規定による飛行計画の通報の受理
* 三十五  
  法第九十八条の規定による通知（法第九十七条第二項の規定による通報を受けた飛行計画に係るものに限る。）の受理
* 三十六  
  削除
* 三十七  
  特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限
* 三十七の二  
  法第百二十三条第一項の規定による許可
* 三十七の三  
  法第百二十四条において準用する法第百二条第一項の規定による検査
* 三十七の四  
  法第百二十四条において準用する法第百八条第二項の規定による権限
* 三十七の五  
  法第百二十四条において準用する法第百九条第一項の規定による認可
* 三十七の六  
  法第百二十四条において準用する法第百九条第三項の規定による届出の受理
* 三十七の六の二  
  法第百二十四条において準用する法第百九条第四項の規定による届出の受理
* 三十七の六の三  
  法第百二十四条において準用する法第百十一条の四の規定による報告の受理
* 三十七の七  
  法第百二十四条において準用する法第百十二条の規定による権限
* 三十七の八  
  法第百二十四条において準用する法第百十四条第一項の規定による認可
* 三十七の九  
  法第百二十四条において準用する法第百十五条第一項の規定による認可
* 三十七の十  
  法第百二十四条において準用する法第百十六条第二項の規定による認可
* 三十七の十一  
  法第百二十四条において準用する法第百十八条の規定による届出の受理
* 三十八  
  法第百二十四条において準用する法第百十九条の規定による権限
* 三十九  
  航空機使用事業に係る法第百二十五条第一項の規定による権限
* 四十  
  法第百二十七条ただし書の規定による許可（同一空港等において離陸し、及び着陸する航空機に係るものに限る。）
* 四十の二  
  法第百三十二条第二項第二号の規定による許可
* 四十の三  
  法第百三十二条の二第二項第二号の規定による承認
* 四十一  
  法第百三十三条第一項又は第二項の規定による届出の受理で国内航空運送事業に係るもの
* 四十二  
  法第百三十四条の三第一項ただし書の規定による許可
* 四十三  
  法第百三十四条の三第二項の規定による通報の受理
* 四十四  
  第十五条第一項の規定による認定
* 四十五  
  第三十五条第四号の規定による権限（次に掲げるものを除く。）
* 四十六  
  第三十八条第一項の規定による承認（次に掲げるものを除く。）
* 四十七  
  削除
* 四十八  
  削除
* 四十九  
  第四十二条の規定による申請の受理
* 五十  
  第四十五条第二項の規定による通知
* 五十一  
  第四十七条の規定による通知
* 五十二  
  第五十七条の規定による申請の受理
* 五十二の二  
  第六十三条の規定による申請の受理
* 五十二の三  
  第六十四条の規定による申請の受理
* 五十三  
  第百二十七条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号から第十二号まで並びに同条第二項（第百三十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による権限
* 五十四  
  第百二十八条第六号の規定による権限
* 五十五  
  削除
* 五十六  
  第百三十二条の二第一項の規定による権限
* 五十七  
  削除
* 五十八  
  削除
* 五十九  
  第百四十条の規定による権限
* 六十  
  第百五十二条第一項本文の規定による検査
* 六十の二  
  第百六十二条の八第一項の規定による交付
* 六十の三  
  第百六十二条の九の規定による再交付
* 六十の四  
  第百六十二条の十二の規定による返納の受理
* 六十の五  
  第百六十二条の十五第二項の規定による提出の受理
* 六十の六  
  第百六十二条の十六第一項の規定による提出の受理
* 六十の七  
  第百六十二条の十六第二項の規定による返還
* 六十の八  
  第百六十二条の十六第三項の規定による提出の受理
* 六十の九  
  第百六十四条の二第一項ただし書の規定による指定（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）
* 六十の十  
  第百六十四条の十四の規定による承認（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）
* 六十一  
  第百六十八条の規定による申請の受理
* 六十二  
  第百六十九条第二項の規定による通知
* 六十三  
  第百七十条の二の規定による通知
* 六十四  
  第百九十五条第七号の規定による許可
* 六十四の二  
  特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限
* 六十五  
  第二百三十八条の規定による届出の受理（同条の表五の項に係る届出の受理（公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に係るものに限る。）、同表六の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表七の項に係る届出の受理、同表八の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表九の項に係る届出の受理、同表十の項に係る届出の受理、同表十一の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）及び同表十二の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）に限る。）

##### ２

法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

* 一  
  法第十四条の三第一項及び第二項の規定による権限
* 二  
  法第二十条第六項の規定による権限（型式証明保有者等であつて同条第一項の能力について同項の認定を受けたもの又は同項第二号の能力について同項の認定を受けた者に係るものを除く。）
* 三  
  法第五十一条第六項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による権限
* 四  
  法第五十二条第二項の規定による権限
* 五  
  法第八十六条の二第二項の規定による権限
* 六  
  法第九十九条第一項の規定による権限（第二百四十二条の二第一項第十一号に掲げるものを除く。）
* 七  
  法第百三十四条第一項又は第二項の規定による権限

#### 第二百四十条の二

地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十七号ヤ及び第三十七号の十一の権限、同項第四十号の二の権限（法第百三十二条第一項第一号の空域における飛行に係るものに限る。）、前条第一項第四十一号の権限、同項第四十二号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものに限る。）並びに同項第四十三号及び第六十四号の二ニの権限を空港事務所長に行わせるものとする。

##### ２

地方航空局長は、前条第一項第三十二号の二から第三十五号までの権限及び前条第二項第六号の権限を空港事務所長及び空港出張所長（空港・航空路監視レーダー事務所長を含む。以下同じ。）に行わせるものとする。

##### ３

前条第二項第五号及び第七号の権限は、空港事務所長も行うことができる。

#### 第二百四十一条

この省令において、「国土交通大臣」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第二百四十二条

次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

#### 第二百四十二条の二

法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、航空交通管制部長に行わせる。

* 一  
  法第九十四条ただし書の規定による許可
* 二  
  法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可
* 三  
  法第九十五条の二第一項及び第四項の規定による権限
* 四  
  法第九十五条の三の規定による承認
* 五  
  法第九十六条第一項の規定による指示及び同条第三項の規定による連絡に関する業務で航空路管制業務に係るもの
* 六  
  法第九十六条第一項の規定による指示及び同条第三項の規定による連絡に関する業務で進入管制業務に係るもの
* 七  
  法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して行う航空交通情報の提供に関するものに限る。）
* 八  
  法第九十七条第一項の規定による承認
* 九  
  法第九十七条第四項の規定による通報の受理
* 十  
  法第九十八条の規定による通知（法第九十七条第一項の規定による承認を受けた飛行計画に係るものに限る。）の受理
* 十一  
  法第九十九条第一項の規定による権限（航空路管制業務又は進入管制業務に関連して無線電話により行う航空情報の提供に関するものに限る。）

##### ２

航空交通管制部長は、前項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる権限を空港事務所長に委任することができる。

##### ３

航空交通管制部長は、第一項第七号及び第十一号に掲げる権限を空港事務所長又は空港出張所長に委任することができる。

#### 第二百四十三条（申請等の経由）

法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

##### ２

法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

##### ３

法の規定により航空交通管制部長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。

##### ４

飛行中において法第九十五条の三の規定により航空交通管制部長に通報をしようとする者は、第二百二条の四の規定により連絡しなければならないこととされている機関の長を経由して行うことができる。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行し、法施行の日（昭和二十七年七月十五日）から適用する。

##### ２

法附則第十項の運輸省令で定める事項は、左の通りとする。

* 一  
  設置の目的
* 二  
  飛行場の種類及び等級
* 三  
  飛行場の範囲
* 四  
  飛行場の施設の概要
* 五  
  着陸帯
* 六  
  進入区域
* 七  
  進入表面のこヽ  
    
  うヽ  
  配
* 八  
  水平表面の半径の長さ
* 九  
  供用開始の期日

# 附則（昭和二七年八月一四日運輸省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

# 附則（昭和二八年八月一三日運輸省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二八年九月二五日運輸省令第五〇号）

##### １

この省令は、航空機登録令施行の日（昭和二十八年十月一日）から施行する。

# 附則（昭和二八年一〇月一二日運輸省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二九年二月二六日運輸省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二九年五月二〇日運輸省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三一年五月一九日運輸省令第二五号）

この省令は、昭和三十一年五月二十日から施行する。

# 附則（昭和三一年五月二九日運輸省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三二年八月一〇日運輸省令第二九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、この省令による改正後の第四十八条の二の規定は、この省令施行前に行われた学科試験において全部の科目の試験を受け、その一部の課目について合格点を得た者については、昭和三十二年三月以降に行われた学科試験に係るものに限り適用する。

##### ２

前項ただし書においてこの省令による改正後の第四十八条の二の規定の適用を受ける者がこの省令による改正前の第四十八条の二の規定によりした申請は、この省令施行後最初に行われる試験に係るこの省令による改正後の第四十八条の二の規定によりした申請とみなす。

# 附則（昭和三三年七月一五日運輸省令第三一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正前の第二百七条の規定により告示した計器飛行による進入の方式は、改正後の第百八十九条第二項の規定により告示したものとみなす。

# 附則（昭和三三年一一月二五日運輸省令第四九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第十四条及び第十四条の二の改正規定は公布の日から起算して四月を経過した日から、別表第九の改正規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、施行する。

# 附則（昭和三四年二月二五日運輸省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三四年四月一日運輸省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三四年六月三〇日運輸省令第二九号）

この省令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

# 附則（昭和三四年一一月二八日運輸省令第五二号）

この省令は、昭和三十四年十二月一日から施行する。

# 附則（昭和三五年六月六日運輸省令第二〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ６

この省令の施行前に航空工場整備士の資格についての技能証明について機体関係、発動機関係、プロペラ関係、計器関係又は電気関係の別に附した限定は、それぞれ、改正後の第五十五条の規定により機体関係、ピストン発動機関係、プロペラ関係、計器関係又は電気関係の別に附した限定とみなす。

# 附則（昭和三五年一二月二八日運輸省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に耐空証明を受けたことがある回転翼航空機と同一の型式の回転翼航空機であつて最大離陸重量が二千七百キログラムをこえるものの耐空類別は、改正後の附属書第一の規定にかかわらず、回転翼航空機普通Ｎとする。

# 附則（昭和三六年七月一一日運輸省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三六年一二月二一日運輸省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年三月三〇日運輸省令第九号）

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三八年一〇月一六日運輸省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年六月一七日運輸省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百四十七条第一項、第百九十八条の三第二項、第百九十九条、第二百条、第二百四十条及び第二百四十二条の改正規定、別表第二の改正規定中一等航空整備士及び二等航空整備士の項、三等航空整備士の項及び操縦教育証明の項に関する部分の規定並びに附則第二項の規定は昭和三十九年七月一日から、第百九十四条の改正規定並びに別表第九及び第二十九号の三様式を削る改正規定は昭和三十九年八月十五日から、第百四十九条の次に一条を加える改正規定並びに第百五十四条及び附属書第一の改正規定は昭和四十年五月十五日から施行する。

# 附則（昭和四〇年七月三一日運輸省令第六〇号）

##### １

この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。  
ただし、目次、第十二条第三項、第十二条の二第二項、第六十一条、第六十八条第二項第二号、第七十九条第九号、第百十三条、第百十四条、第百十六条及び第百十七条の改正規定、第百二十七条の二の次に一条を加える改正規定、第百三十二条の二及び第百三十二条の三の改正規定、第百三十二条の四を第百三十二条の五とし、第百三十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百三条第三項、第二百三十条及び第二百三十条の二の改正規定並びに別表第五の改正規定は同年九月一日から、第二百三十四条の二の改正規定は同年十月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一二月二五日運輸省令第七二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空法第三十八条第一項の飛行場設置の許可を受けている陸上飛行場に係る着陸帯であつてその等級がＥ又はＦのもの（計器飛行の用に供する着陸帯であつて精密進入に係るものを除く。）の進入表面の水平面に対する勾配は、運輸大臣が三十分の一と指定したものとみなす。

# 附則（昭和四一年四月一日運輸省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年五月二〇日運輸省令第三一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年一一月二一日運輸省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年一二月七日運輸省令第六二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年九月三〇日運輸省令第七五号）

この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。  
ただし、第九十七条の改正規定は公布の日から、第百四十七条の表に係る改正規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四二年九月三〇日運輸省令第七六号）

##### １

この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前にした申請に係るこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定による運輸大臣の職権に関しては、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により航空保安事務所長に対しされている申請は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により空港事務所長に対しされた申請とみなす。

# 附則（昭和四二年一一月九日運輸省令第八一号）

この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

# 附則（昭和四三年三月二五日運輸省令第六号）

##### １

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に法第百二十九条第一項の許可を受けている外国人国際航空運送事業者は、この省令の施行の日から一月以内に、改正後の第二百三十二条第一項第七号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となつた事項を運輸大臣に届け出なければならない。

##### ３

前項の規定により届出のあつた事項は、届出の日において当該事業の事業計画に定められたものとみなす。

# 附則（昭和四三年八月三〇日運輸省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年一二月二四日運輸省令第六三号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年四月一日運輸省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百十七条第三号ラ(二)の改正規定は、昭和四十五年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和四五年六月二四日運輸省令第五二号）

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年八月二六日運輸省令第七三号）

##### １

この省令は、昭和四十五年九月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に改正前の第三十八条第二項の規定により受けた型式の承認又はこの省令の施行前にした同項の規定による型式の承認の申請は、改正後の第十四条第一項の規定により受けた型式の承認又は同条第二項の規定によりした型式の承認の申請とみなす。

##### ３

この省令の施行前に改正前の第六十八条の規定によりした航空機の操縦練習の許可の申請は、改正後の第六十八条の規定によりした航空機の操縦練習の許可の申請とみなす。

##### ４

この省令の施行前にした申請に係る運輸大臣の権限であつて改正後の第二百四十条及び第二百四十二条の規定により新たに地方航空局長に行なわせることとなつたものについては、改正後の第二百四十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、なお運輸大臣が行なう。

##### ５

この省令の施行前に航空法第三十五条第三項の規定により交付を受けた改正前の第二十七号様式による航空機操縦練習許可書は、当該許可書の交付の日から十二月を有効期間とする改正後の第二十七号様式による航空機操縦練習許可書とみなす。

# 附則（昭和四六年一月一一日運輸省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十条の改正規定並びに第二十六条、第三十二条（航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）及び第三十三条の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一条の規定は同年三月一日から、第三十二条の規定中航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。

##### ９

第三十二条（航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。）の規定の施行前にした申請に係る運輸大臣の権限であつて第三十二条の規定による改正後の航空法施行規則第二百四十条及び第二百四十二条の規定により新たに地方航空局長に行なわせることとなつたものについては、改正後の航空法施行規則第二百四十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、なお運輸大臣が行なう。

# 附則（昭和四六年一一月二五日運輸省令第六三号）

##### １

この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年七月一二日運輸省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年一二月二二日運輸省令第五九号）

##### １

この省令は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。  
ただし、第九十九条、第百五十条及び第百九十四条第二項の改正規定は公布の日から、第百九十四条第一項の改正規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二百三十六条及び第三十号様式の改正規定並びに第二百三十八条の次に一条を加える改正規定は航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の施行の日から施行する。

# 附則（昭和四八年一二月二七日運輸省令第六〇号）

##### １

この省令は、航空事故調査委員会設置法の施行の日（昭和四十九年一月十一日）から施行する。

# 附則（昭和四九年五月三〇日運輸省令第二〇号）

この省令は、昭和四十九年七月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年一〇月一日運輸省令第三九号）

##### １

この省令は、航空法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十八号）の施行の日（昭和五十年十月十日）から施行する。

##### ４

次の表の航空機の欄に掲げる航空機が新規則第百四十九条の三第一項の規定により装備しなければならない飛行記録装置は、同条第一項第一号の規定にかかわらず、それぞれ、同表の期間の欄に掲げる期間は、同表の事項の欄に掲げる事項を記録することができないものでもよい。

# 附則（昭和五一年四月二六日運輸省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百七十八条第一号の改正規定は、昭和五十一年五月二十日から施行する。

# 附則（昭和五二年四月一八日運輸省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五二年一一月一七日運輸省令第三五号）

##### １

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

# 附則（昭和五三年五月一三日運輸省令第二四号）

この省令は、昭和五十三年五月十五日から施行する。

# 附則（昭和五三年六月一二日運輸省令第三〇号）

##### １

この省令は、昭和五十三年六月十五日から施行する。  
ただし、第四十二条及び第十九号様式の改正規定、第十九号の三様式を第十九号の五様式とし、第十九号の二様式を第十九号の四様式とし、第十九号様式の次に二様式を加える改正規定並びに第四十五条、第五十条の二第三項、第五十条の三第一項、第五十七条及び第二十一号様式、第六十四条及び第二十五号様式、第百六十八条及び第二十九号様式並びに第百六十九条の改正規定は、昭和五十三年六月二十五日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に改正前の第二十六条の四の規定により第二類又は第三類について行つた航空機の修理改造認定は、改正後の第二十六条の四の規定によりそれぞれ第一類又は第二類について行つた航空機の修理改造認定とみなす。

##### ３

この省令の施行前に改正前の第四十二条、第五十七条、第六十四条又は第百六十八条の規定によりした技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は技能検定の申請は、改正後の第四十二条、第五十七条、第六十四条又は第百六十八条の規定によりした技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明、操縦教育証明又は技能検定の申請とみなす。

# 附則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二十条の規定中航空法施行規則第百八条第二号の次に一号を加える改正規定及び航空法施行規則第百二十六条に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行する。

#### 第四条（経過措置）

この省令の施行前にした第二十条の規定による改正前の航空法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第六十一条第一項の規定による指定及びそれに付した期限は、それぞれ第二十条の規定による改正後の航空法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第六十一条第一項の規定による指定及び新規則第六十二条の二第三項の規定により付した期限とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にされている旧規則第六十一条第一項の指定の申請は、新規則第六十二条の二第一項の規定による申請とみなす。

# 附則（昭和五三年八月二一日運輸省令第四七号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

# 附則（昭和五三年一二月二八日運輸省令第七五号）

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

# 附則（昭和五四年六月二六日運輸省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年八月二四日運輸省令第三七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第七十二条第一項若しくは第五項の認定又は同条第九項の指名を受けている者に係る当該認定又は指名については、当該認定又は指名に係る第百六十三条第一項第二号の使用飛行場を、それぞれこの省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百六十三条の二（第百六十四条の六第一項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条の十の規定により限定された使用飛行場とみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に法第百条第一項若しくは第百二十一条第一項の免許を受けている者又は法第百二十九条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から二月以内に、それぞれ新規則第二百十条第一項第八号イ若しくは同条第二項第六号イ、第二百二十七条第一項第八号イ又は第二百三十二条第一項第七号イの規定により新たに事業計画に記載すべき事項となつた事項を運輸大臣に届け出なければならない。

##### ４

前項の規定により届出のあつた事項は、届出の日において当該事業計画に定められたものとみなす。

# 附則（昭和五四年一二月二五日運輸省令第四七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に受理した第四十二条第一項、第五十七条第一項又は第六十四条第一項の規定による技能証明申請書、技能証明限定変更申請書又は計器飛行証明申請書若しくは操縦教育証明申請書に係る技能証明、技能証明の限定の変更又は計器飛行証明若しくは操縦教育証明の申請については、なお従前の例による。

# 附則（昭和五五年八月六日運輸省令第二三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている進入灯又は進入角指示灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ハ(二)ａＡ図又は同号ニ(八)の規定にかかわらず、この省令施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている滑走路灯については、第百二十条の規定にかかわらず、灯光の色として航空可変黄に代えて航空黄を用いることとする場合に限り、同条第一号の灯質の変更には該当しないものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空障害灯又は昼間障害標識については、改正後の第百二十七条又は第百三十二条の三の表の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（昭和五六年五月一八日運輸省令第二九号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

# 附則（昭和五七年三月二四日運輸省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年四月九日運輸省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（昭和五八年一一月一日運輸省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百九十四条第一項及び第二項の改正規定は、昭和五十九年一月一日から、第九十九条第一項第七号ニ及び同項第九号ニの改正規定は、昭和六十年六月二十九日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、この省令による改正後の航空法施行規則第百九十四条第一項の規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

# 附則（昭和六〇年一月一六日運輸省令第三号）

##### １

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条第一項の規定により航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準及び航空身体検査証明書については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現に航空身体検査証明を有する者に係る身体検査基準及び航空身体検査証明書については、当該航空身体検査証明の有効期間内に限り、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行前に旧規則第六十七条第一項の規定によりした航空機の操縦練習の許可の申請は、改正後の航空法施行規則第六十七条第一項の規定によりした航空機の操縦練習の許可の申請とみなす。

# 附則（昭和六〇年三月二三日運輸省令第一〇号）

##### １

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第十八条の規定中航空法施行規則第百五十八条第一項及び第三項、第百六十三条第一項並びに附属書１―３の表の改正規定は、昭和六十年五月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年八月二七日運輸省令第二七号）

この省令は、昭和六十年十一月二十一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一二月一二日運輸省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百九十四条第一項第二号の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第九条の規定（倉庫業法施行規則第二十一条第一項の規定、第七号様式及び第八号様式に係る部分に限る。）は、昭和六十一年四月一日から施行する。

##### ５

この省令の施行前にした申請に係る運輸大臣の権限であつて、第九条の規定による改正後の倉庫業法施行規則第一条第一項の規定又は第十三条の規定による改正後の航空法施行規則第二百四十条の規定により新たに地方運輸局長（海運監理部長を含む。）又は地方航空局長が行うこととなつたものについては、改正後のこれらの規定にかかわらず、なお運輸大臣が行う。

# 附則（昭和六〇年一二月二八日運輸省令第四二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に存する公共の用に供するヘリポートの進入区域の長さ、進入表面のこう配、水平表面の半径の長さ及び転移表面のこう配（以下「進入区域の長さ等」という。）については、改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二、第二条第三号、第三条及び第三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二月を超えない範囲内で運輸大臣が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条後段の規定に基づき告示する日までの間、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現に存する公共の用に供するヘリポート以外のヘリポートの進入区域の長さ等については、新規則第一条の二、第二条第三号、第三条及び第三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二月を超えない範囲内で、当該ヘリポートの設置者が、これらの規定による進入区域の長さ等について、運輸大臣の通知を受ける日までの間、なお従前の例による。

# 附則（昭和六一年一一月二二日運輸省令第三九号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年五月二一日運輸省令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年七月一三日運輸省令第五〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に供用されている飛行場に係る飛行場標識施設については、改正後の第七十九条第一項第九号及び別表第五の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。  
ただし、当該飛行場において滑走路の新設又は改良の工事が行われたときは、この限りでない。

##### ３

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている進入角指示灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ニ（一）から（四）までの規定にかかわらず、昭和六十九年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ４

この省令の施行の際現に設置されている滑走路灯については、改正後の第百十七条第一項第三号チ（二）bの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

##### ５

この省令の施行の際現に設置されている滑走路灯の、改正後の第百十七条第一項第三号チ（二）bに掲げる基準に適合させるための灯光の色の変更については、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号の灯質の変更には該当しないものとみなす。

# 附則（昭和六二年一〇月三〇日運輸省令第六一号）

この省令は、日本航空株式会社法を廃止する等の法律の施行の日（昭和六十二年十一月十八日）から施行する。

# 附則（昭和六二年一一月一九日運輸省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年三月三一日運輸省令第六号）

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年六月三〇日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年一一月一九日運輸省令第三四号）

##### １

この省令は、昭和六十三年十一月二十六日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、この省令による改正後の航空法施行規則第百九十四条第二項第二号ヘの規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

# 附則（平成元年二月七日運輸省令第二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四十二条第二項の改正規定は公布の日から起算して十四日を経過した日から、第百九十八条の四の改正規定は公布の日から起算して五月を経過した日から、第二百九条の三、第二百九条の四及び別表第四の改正規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に、操縦者に係る資格についての技能証明について、二千七百キログラム以下の最大離陸重量を有する回転翼航空機の型式について限定が付されている場合には、当該限定は、改正後の第五十三条第一項の規定による当該型式の回転翼航空機が属する等級についての限定とみなす。

##### ３

この省令の施行前に、操縦者に係る資格についての技能証明について、二千七百キログラムを超える最大離陸重量を有する回転翼航空機の型式について限定が付されている場合には、当該技能証明について、改正後の第五十三条第一項の規定による当該型式の回転翼航空機が属する等級についても合わせて限定が付されているものとみなす。

##### ４

この省令の施行前にした操縦者に係る資格についての回転翼航空機に係る技能証明の申請又は技能証明の限定の変更の申請は、改正後の第五十三条第一項又は第五十四条第一号の規定による回転翼航空機の等級又は型式についての限定に係る申請とみなす。  
ただし、新たに二千七百キログラム以下の最大離陸重量を有する回転翼航空機の型式についての限定を受けようとする場合であって、前二項の規定により申請者の現に有する技能証明の型式についての限定が、当該型式の回転翼航空機が属する等級についての限定とみなされた場合は、この限りでない。

##### ５

この省令の施行の際現に存する陸上ヘリポート（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項の許可の申請をしたものであって供用を開始していないものを含む。）の進入区域の長さ、進入表面のこう配、水平表面の半径の長さ並びに滑走路、着陸帯及び誘導路の規格については、改正後の第一条の二、第二条第三号、第三条第二号及び第七十九条第一項第五号の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
ただし、当該陸上ヘリポートの施設に変更を加える場合は、当該施設の規格については、この限りでない。

##### ６

この省令の施行前に航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、なお従前の例による。

##### ７

この省令の施行の際現に航空身体検査証明を有する者に係る身体検査基準については、当該航空身体検査証明の有効期間内に限り、なお従前の例による。

# 附則（平成元年二月二七日運輸省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二年四月二七日運輸省令第九号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。

# 附則（平成二年七月三〇日運輸省令第二三号）

##### １

この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二年一二月一〇日運輸省令第三五号）

##### １

この省令は、平成三年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百九十四条第二項第二号ニの規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

##### ３

平成三年一月一日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第三項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第九十一条の九の二第一項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条の二第三項の規定による承認を受けた容器及び同日前に当該承認の申請がなされ、同日以後に当該承認を受けた容器であってこれらの法令の規定による確認を受けたものに係る新規則第百九十四条第二項第二号ハ又はヘの確認については、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、平成四年十二月三十一日までは、なお従前の例による。

# 附則（平成二年一二月二〇日運輸省令第三六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百九十四条の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空法第十条の二第一項の認定を受けている者に対する同法第十条の二並びに第十六条第二項及び第四項の規定の適用については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の四及び第十六条の五の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日（同日前に新規則第十六条の四に規定する資格及び経験を有することについての認定を受けた者にあっては、当該認定を受けた日）（以下「基準日」という。）までの間は、なお従前の例による。  
この場合において、この省令の施行の際現に受けている認定は、基準日に、その効力を失う。

##### ３

航空法施行規則第百九十四条の改正規定の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、新規則第百九十四条第二項第一号ロの規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでの間は、なお従前の例による。

##### ４

この省令の施行前にこの省令による改正前の航空法施行規則第二百四十条第一項第三十七号の規定に基づき地方航空局長に対してなされた申請（新規則第二百四十条第一項第三十七号に掲げる権限に係る申請を除く。）は、運輸大臣に対してされた申請とみなす。

# 附則（平成四年二月七日運輸省令第七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした電子時計に係る予備品証明及び航空法第十七条第三項の確認の有効期間については、この省令による改正後の航空法施行規則第三十条の十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成五年一月二〇日運輸省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯又は誘導路中心線灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ハ（二）d、同号ハ（二）i、同号チ（二）c、同号リ（二）d、同号リ（二）e、同号ヌ（三）、同号ヲ（三）、同号ワ（三）、同号ナ（二）から（四）又は同号ナ（七）から（九）の規定にかかわらず、平成十六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行の際現に供用されている飛行場に係る停止位置標識については、改正後の別表第五第九項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。  
ただし、当該飛行場において当該誘導路の新設又は改良の工事が行われたときは、この限りでない。

# 附則（平成五年三月二四日運輸省令第四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第四十八条及び第百七十条の三の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

##### ２

航空法施行規則第四十八条及び第百七十条の三の改正規定の施行前に行われた航空従事者技能証明、航空従事者技能証明の限定の変更、計器飛行証明及び操縦教育証明並びに運航管理者技能検定の学科試験に合格した者に係る試験の免除については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第四十八条及び第百七十条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、新規則第百九十四条第一項第二号の規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

# 附則（平成五年四月一日運輸省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年六月二四日運輸省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月二四日運輸省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  略
* 三  
  略
* 四  
  第三条、第十八条、第四十四条及び第四十五条の規定  
    
    
  平成六年十月一日

# 附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一三号）

##### １

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に完了した登記に係る施行前の運輸大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第五条の規定による届出については、なお従前の例による。

# 附則（平成六年六月二四日運輸省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年六月二九日運輸省令第三〇号）

この省令は公布の日から施行する。

# 附則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

#### 第三条（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

# 附則（平成六年一一月九日運輸省令第四九号）

この省令は、平成六年十一月十六日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中航空法施行規則第三十六条及び第四十一条の改正規定、同令第四十一条の五を第四十一条の八とし、第四十一条の二から第四十一条の四までを三条ずつ繰り下げ、第四十一条の次に三条を加える改正規定、同令第二百三十五条の改正規定並びに同令第十八号の二様式の改正規定  
    
    
  平成七年四月一日

# 附則（平成六年一一月二九日運輸省令第五三号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十六号）附則第一条第四号に定める日（平成六年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成六年一二月二六日運輸省令第五五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第百九十四条の改正規定は、平成七年一月一日から、別表第四、第二十二号様式及び第二十六号様式の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空機で輸送されている物件については、当該輸送が終了するまでは、この省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第百九十四条第一項第三号の規定を適用する。

##### ３

この省令の施行の際現に法第百四条第一項（法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けている運航規程及び整備規程については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十四条第一号ヲ及び第二号リの規定にかかわらず、この省令の施行の日から六月間は、同条第一号ヲ及び第二号リに掲げる事項は定めなくてもよい。

##### ４

この省令の施行前に航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、旧規則第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

##### ５

この省令の施行の際現に航空身体検査証明を有する者に係る身体検査基準については、当該航空身体検査証明の有効期間内に限り、旧規則第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

# 附則（平成七年四月一四日運輸省令第二六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした与圧室用過給器、水・アルコール噴射ポンプ、フエザリング・ポンプ、非金属製燃料タンク、非金属製固定ピツチ・プロペラ、回転翼（全金属製のものを除く。）、燃料ポンプ、気化器、起動機及び磁石発電機に係る予備品証明及び航空法第十七条第三項の確認の有効期間については、この省令による改正後の航空法施行規則第三十条の十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成七年五月八日運輸省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一月四日運輸省令第一号）

##### １

この省令は、公布の日から起算して五年を経過した日から施行する。  
ただし、第十六条の六及び第二十七条の改正規定は公布の日から施行する。

##### ２

改正後の航空法施行規則第百四十七条第五号に掲げる航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、外国の国籍を有するもの及び技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると国土交通大臣が告示で定める型式のものについては、同条の規定にかかわらず、国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しないで航空の用に供することができる。

# 附則（平成八年九月一九日運輸省令第五一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空法第百四条第一項（同法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けている運航規程については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十四条第一号ロからホまでの規定にかかわらず、この省令の施行の日から六月間は、同号ロからホまでに掲げる事項のうち客室乗務員に関するものは定めなくてもよい。

# 附則（平成九年三月一九日運輸省令第一四号）

##### １

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付した改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十号様式による技能証明書、旧規則第二十四号様式による航空身体検査証明書、旧規則第二十七号様式による航空機操縦練習許可書及び旧規則第二十九号の二様式による運航管理者技能検定合格証明書（以下「旧技能証明書等」という。）は、それぞれ改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二十号様式による技能証明書、新規則第二十四号様式による航空身体検査証明書、新規則第二十七号様式による航空機操縦練習許可書及び新規則第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書（以下「新技能証明書等」という。）とみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による申請に係る技能証明申請書、学科試験受験申込書、実地試験受験申込書、技能証明限定変更申請書、計器飛行証明申請書、操縦教育証明申請書及び運航管理者技能検定申請書の様式については、新規則第十九号様式及び第十九号の二様式にかかわらず、なお従前の例による。

##### ４

旧技能証明書等を有する者は、当該旧技能証明書等と引換えに、新技能証明書等の交付を受けることができる。

##### ５

前項の規定による新技能証明書等の交付を申請する者は、引換申請書（別記様式）に、新規則第四十二条第二項に規定する写真一葉を添えて、国土交通大臣（指定航空身体検査医から交付を受けた旧規則による航空身体検査証明書に係るときは、当該指定航空身体検査医。次項において同じ。）に提出しなければならない。

##### ６

国土交通大臣は、前項の申請があったときは、当該申請に係る旧技能証明書等と引換えに新技能証明書等を申請者に交付する。

##### ７

前項の規定により交付される新規則による航空身体検査証明書及び操縦練習許可書の有効期間の起算日は、同項の規定により引き換えられる旧規則による航空身体検査証明書及び操縦練習許可書の有効期間の起算日とする。

# 附則（平成九年四月一日運輸省令第二四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

#### 第二条（耐空検査員の認定に関する経過措置）

この省令の施行前にこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）の第十六条の四に規定する資格及び経験を有することについて航空法第十条の二第一項の認定を受けた者は、国際民間航空条約の附属書十六第一巻及び第二巻に定める基準に関して運輸大臣が行う講習を修了したときは、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の四に規定する資格及び経験を有することについて航空法第十条の二第一項の認定を受けたものとみなす。

#### 第三条（騒音基準等の適用に関する経過措置）

この省令の施行の際現に改正法による改正前の航空法（以下「旧法」という。）第十条第一項又は旧法第十条の二第一項の規定による耐空証明を受けている航空機についての新規則第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「附属書第二の適用を受ける航空機」とあるのは「附属書第二の適用を受ける航空機（その騒音が附属書第二に定める基準に適合するように改造することが困難であると国土交通大臣が認めたものを除く。）」と、同条第三項中「附属書第三の適用を受ける航空機」とあるのは「附属書第三の適用を受ける航空機（その発動機の排出物が附属書第三に定める基準に適合するように改造することが困難であると国土交通大臣が認めたものを除く。）」とする。

#### 第四条（修理改造検査に関する経過措置）

改正法附則第六条に規定する申請に係る修理改造検査及び改正法附則第二条第三項に規定する旧証明航空機（同項ただし書の規定により運輸大臣が改正法による改正後の航空法（以下「新法」という。）第十条第四項第二号又は第三号の基準に適合すると認めたものを除く。）の使用者が、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧証明航空機が受けたものとみなされた新法の規定による耐空証明の有効期間中に、当該旧証明航空機について受ける修理改造検査については、新規則第二十四条、新規則第二十四条の二及び新規則第二十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第五条（装備品基準適合証に関する経過措置）

改正法附則第八条第一項の規定により新法第二十条第一項第五号の能力について同項の規定による認定を受けたものとみなされた者は、当該認定の有効期間中に新法第十七条第三項第三号の確認をしたときは、新規則第四十一条の規定にかかわらず、旧規則第三十条の九第一号、第二号及び第四号から第六号に掲げる事項を記載した確認票を当該確認に係る装備品の使用者に交付することができる。

##### ２

前項の確認票は、新規則第四十一条の規定による装備品基準適合証とみなす。

#### 第六条（職権の委任に関する経過措置）

この省令の施行前にした申請に係る運輸大臣の権限であつて新規則第二百四十条及び新規則第二百四十二条の規定により新たに地方航空局長に行わせることとなつたものについては、新規則第二百四十条及び新規則第二百四十二条の規定にかかわらず、なお運輸大臣が行う。

# 附則（平成九年七月九日運輸省令第四七号）

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

# 附則（平成九年九月一〇日運輸省令第五八号）

##### １

この省令は、令の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

# 附則（平成九年一〇月一日運輸省令第六七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正後の附属書第二２―１ｂに掲げる航空機であって、当該航空機と同一の型式の航空機のうち耐空証明等の申請の受理等が最初になされる航空機についての当該申請の受理等が平成十四年三月十九日までの間になされるものについての同附属書２―１の規定の適用については、同附属書２―１中「６５０ｍ」とあるのは、「４５０ｍ又は６５０ｍ」とする。

# 附則（平成九年一二月一五日運輸省令第八五号）

##### １

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正前の航空法施行規則第二十二号様式及び第二十四号の二様式による航空身体検査証明申請書及び航空身体検査指定機関指定申請書については、それぞれ第一条の規定による改正後の航空法施行規則第二十二号様式及び第二十四号の二様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。  
この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

# 附則（平成一〇年二月二日運輸省令第三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正前の第十九号様式及び第十九号の二様式による技能証明申請書、技能証明限定変更申請書、運航管理者技能検定申請書、計器飛行証明申請書及び操縦教育証明申請書並びに実地試験申込書については、それぞれ改正後の第十九号様式及び第十九号の二様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。  
この場合には、郵便番号の欄には郵便番号の上五けたを記入するものとする。

# 附則（平成一〇年二月二五日運輸省令第七号）

##### １

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている飛行場灯台、誘導案内灯及び高光度航空障害灯については、改正後の第百十七条第一項第三号イ（三）及び（四）並びにヰ（四）、（五）及び（八）、第百二十七条第一項第一号イ（三）及び第二号イ並びに第百二十八条第一項第七号の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一〇年五月一五日運輸省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年五月二七日運輸省令第三二号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月一九日運輸省令第四〇号）

この省令は、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附則（平成一一年三月二五日運輸省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年六月一一日運輸省令第二五号）

##### １

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十二号）附則第一条第一号に定める日（平成十一年七月十一日）から施行する。  
ただし、第二条及び附則第四項から第八項までの規定は平成十四年七月十一日から、第三条及び附則第九項の規定は平成十七年一月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の航空法施行規則（以下「平成十一年新規則」という。）第百四十七条の規定により対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定める型式のものについては、同条の規定にかかわらず、当該型式の航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

##### ３

平成十一年新規則第百四十九条第一項の規定により飛行記録装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、昭和四十四年九月三十日以前に当該型式の航空機について最初の航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）がなされたものについては、平成十一年新規則第百四十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、経過時間、高度、対気速度、機首方位、垂直加速度及び航空交通管制機関と連絡した時刻を記録できる飛行記録装置を装備し、及び作動させればよい。

##### ４

第二条の規定による改正後の航空法施行規則（以下「平成十四年新規則」という。）第百四十七条の規定により対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定める型式のものについては、同条の規定にかかわらず、当該型式の航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

##### ５

平成十四年新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定める型式のもの（次項から第八項までの航空機を除く。）については、同条第一項の規定にかかわらず、当該型式の航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

##### ６

平成十四年新規則第百四十九条第一項の規定により飛行記録装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する事項を記録できる飛行記録装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で定める事項を記録できる飛行記録装置を装備し、及び作動させればよい。

##### ７

平成十四年新規則第百四十九条第一項の規定により飛行記録装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、昭和四十四年九月三十日以前に当該型式の航空機について最初の耐空証明等がなされ、かつ、平成三年十月十一日前に当該航空機について最初の耐空証明等がなされたものについては、同項の規定にかかわらず、当分の間、経過時間、高度、対気速度、機首方位、垂直加速度及び航空交通管制機関と連絡した時刻を記録できる飛行記録装置を装備し、及び作動させればよい。

##### ８

航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機及び回転翼航空機であって、第二条の規定の施行の際現に登録されているものについては、平成十四年新規則第百四十九条の規定は、適用しない。

##### ９

第三条の規定による改正後の航空法施行規則第百四十七条の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定める型式のものについては、同条の規定にかかわらず、当該型式の航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

# 附則（平成一一年九月一七日運輸省令第四〇号）

##### １

この省令は、航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（平成十二年二月一日）から施行する。

##### ２

改正法附則第九条第一項の規定により改正法による改正後の航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「新法」という。）第百条第一項の許可を受けたものとみなされた者（改正法による改正前の航空法（以下「旧法」という。）第百条第一項の定期航空運送事業の免許を受けていた者を除く。）が経営する航空運送事業の用に供する航空機及び客席数が六十以下の航空機は、この省令の施行の日から六月間は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百六十三条第一項及び第百六十六条の六の規定にかかわらず、航空法第七十二条第一項及び同法第七十七条の運輸省令で定める航空機に含まれないものとする。

##### ３

改正法附則第九条第一項の規定の適用を受ける者は、遅滞なく、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載した書類を運輸大臣に提出しなければならない。

##### ４

改正法附則第九条第二項の規定の適用を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載した書類を運輸大臣に提出しなければならない。

##### ５

この省令の施行の際現に旧法第百四条第一項（旧法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けている運航規程については、新規則第二百十四条の表第一号ヘの規定にかかわらず、この省令の施行の日から六月間は、同号ヘに掲げる事項は定めなくてもよい。

##### ６

旧法又はこの省令による改正前の航空法施行規則によりした処分、手続その他の行為で、新法又は新規則中相当する規定があるものは、改正法附則第八条から第十二条までに規定するものを除き、新法又は新規則によりしたものとみなす。

##### ７

附則第三項及び第四項の規定による書類の受理（新規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）は、地方航空局長に行わせる。

##### ８

前項に規定する権限は、当該事業を経営しようとする者又は当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

##### ９

附則第三項又は第四項の規定による書類の提出（新規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）をしようとする者は、その者の住所を管轄区域とする空港事務所長を経由して行うことができる。

# 附則（平成一一年一〇月二七日運輸省令第四七号）

##### １

この省令は、平成十一年十一月四日から施行する。  
ただし、第三十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付した改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票は、改正後の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票とみなす。

# 附則（平成一二年一月一七日運輸省令第一号）

##### １

この省令は、平成十二年二月一日から施行する。  
ただし、第百五十条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百五十四条の改正規定中「（最大離陸重量五千七百キログラム以上の航空機に限る。）」を削る部分並びに次項及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百五十条第一項の規定により救急用具を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該救急用具を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該救急用具を装備しなくてよい。

##### ３

新規則第百五十条第二項の規定により救急用具を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該救急用具を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該救急用具を装備しなくてよい。

##### ４

航空法第六十三条の規定により航空機の携行しなければならない燃料の量については、新規則第百五十三条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

##### ５

第百五十四条の改正規定中「（最大離陸重量五千七百キログラム以上の航空機に限る。）」を削る部分の施行の際現に航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為がなされている最大離陸重量五千七百キログラム未満の航空機にあっては、新規則第百五十四条本文の規定にかかわらず、右舷灯、左舷灯及び尾灯で当該航空機を表示すればよい。

##### ６

国土交通大臣は、航空法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十二号）附則第九条第一項の規定により同法による改正後の航空法第百条第一項の許可を受けたとみなされた者に対し、新規則第二百十条の二第一項の事業許可証を交付するものとする。

##### ７

この省令の施行の際現に航空法第百四条第一項の規定による認可を受けている運航規程に係る新規則第二百十四条の表第一号イ下欄に掲げる基準のうち次の各号に掲げるものについては、それぞれこの省令の施行の日から起算して当該各号に規定する期間は、なお従前の例によることができる。

* 一  
  代替飛行場の選定に関するもの  
    
    
  六月
* 二  
  携行しなければならない燃料の量の決定に関するもの  
    
    
  一年

##### ８

この省令の施行の際現に航空法第百四条第一項の規定による認可を受けている運航規程については、新規則第二百十四条の表第一号ヲの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月間は、同号ヲに掲げる事項は定めなくてもよい。

##### ９

この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書（以下「旧航空機登録証明書」という。）は、新規則第三号様式による航空機登録証明書（以下「新航空機登録証明書」という。）とみなす。

##### １０

旧航空機登録証明書を有する者は、当該旧航空機登録証明書と引換えに、新航空機登録証明書の交付を受けることができる。

##### １１

新規則第九条の規定は、前項の航空機登録証明書の引換交付について準用する。

##### １２

附則第六項の規定による事業許可証の交付（新規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）は、地方航空局長に行わせる。

##### １３

前項に規定する権限は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

# 附則（平成一二年三月二日運輸省令第八号）

##### １

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年三月三〇日運輸省令第一七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一〇日運輸省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に定める日（平成十二年九月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第二条（操縦者に係る資格についての技能証明に係る試験の実施に関する経過措置）

この省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第三に規定する学科試験のうち、操縦者に係る資格についての技能証明に係るもの（以下「操縦者学科試験」という。）に合格しており、実地試験に合格していない者であって、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第四十八条の規定により学科試験が免除されるもの及び操縦者学科試験の一部の科目について合格点を得たものであって、新規則第四十八条の二の規定により学科試験の一部が免除されるものが、施行日以後に受ける当該技能証明に係る実地試験については、新規則第五十三条第一項及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第三条（旧資格についての技能証明に係る試験の実施に係る経過措置）

改正法附則第二条第一項に規定する旧資格（以下「旧資格」という。）についての技能証明に係る学科試験に合格している者であって、実地試験に合格していないものが、施行日以後に当該合格に係る旧資格に相当する改正法附則第二条第一項に規定する新資格（以下「新資格」という。）についての技能証明を同じ種類の航空機について申請した場合は、申請により、当該合格に係る旧規則第四十七条の通知があった日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

##### ２

旧資格についての技能証明に係る学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得ている者が、施行日以後に当該学科試験に係る旧資格に相当する新資格についての技能証明を申請した場合は、申請により、当該学科試験に係る旧規則第四十七条の通知があった日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験及び当該全部の科目に係る学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。  
この場合において、当該申請に係る学科試験については、新規則第五十三条第一項及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

第一項に規定する者（前項に規定する者が全部の科目について合格した場合には、その者を含む。）であって、新規則第四十八条の規定により学科試験が免除されるものが、合格している学科試験に係る旧資格に相当する新資格についての技能証明に係る実地試験を施行日以後に受ける場合においては、新規則第五十三条第一項及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第四条（航空工場整備士の資格についての技能証明に係る試験の実施に関する経過措置）

旧規則別表第三に規定する学科試験のうち、航空工場整備士の資格についての技能証明に係るものに合格している者であって、実地試験に合格していないものが、施行日以後に当該合格に係る資格と同じ資格の技能証明を同じ種類の業務について申請した場合は、申請により、当該合格に係る旧規則第四十七条の通知があった日から二年以内に行われる学科試験を免除する。

##### ２

旧規則別表第三に規定する学科試験のうち、航空工場整備士の資格についての技能証明に係るものの全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得ている者が、施行日以後に当該学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明を申請した場合は、申請により、当該学科試験に係る旧規則第四十七条の通知をした日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該全部の科目に係る学科試験及び当該全部の科目に係る学科試験の後当該申請に係る学科試験までの間に行われた学科試験において合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。  
この場合において、当該申請に係る学科試験については、新規則第五十五条及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

第一項に規定する者（前項に規定する者が全部の科目について合格した場合には、その者を含む。）であって、新規則第四十八条の規定により学科試験が免除されるものが、合格している学科試験に係る資格と同じ資格についての技能証明に係る実地試験を施行日以後に受ける場合においては、新規則第五十五条及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第五条（外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者についての技能証明の試験の免除に関する経過措置）

この省令の施行の際現に国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者であって、旧規則第五十条の申請をしているものが施行日以後に受ける技能証明の試験については、新規則第五十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第六条（指定航空従事者養成施設の課程を修了した者に対する試験に関する経過措置）

この省令の施行の際現に指定航空従事者養成施設の課程を修了している者に係る試験の免除及び実地試験については、新規則第五十条の二第二項及び別表第三の規定にかかわらず、当該指定航空従事者養成施設の課程を修了した日から一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

#### 第七条

この省令の施行の際現に改正法による改正前の航空法第二十九条第四項の運輸大臣が指定した航空従事者の養成施設の課程に属する者が、施行日から起算して一年を経過するまでの間に旧資格（三等航空整備士に限る。）に相当する新資格についての技能証明を申請する場合には、当該旧資格についての技能証明に係る試験を行うものとする。

#### 第八条（旧資格についての技能証明に係る試験に合格した者に関する経過措置）

附則第三条第三項、附則第六条又は前条の旧資格についての技能証明に係る実地試験に合格した者であって、旧規則第四十三条第一項の要件を満たすものについては、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。

#### 第九条（航空工場整備士の資格についての技能証明の要件に関する経過措置）

附則第四条第三項の航空工場整備士の資格についての技能証明に係る実地試験に合格している者についての年齢並びに整備及び改造の経験については、なお従前の例による。

#### 第十条（航空従事者の養成施設の指定に関する経過措置）

この省令の施行の際現に指定航空従事者養成施設が受けている指定については、当該指定に付された期限が到来するまでの間は、なお効力を有する。

##### ２

この省令の施行の際現に申請がなされている航空従事者の養成施設の指定については、新規則第五十条の三から第五十条の五までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第十一条（航空従事者養成施設の指定の取消し等に関する経過措置）

新規則第五十条の十の規定は、この省令の施行前に生じた事由については、適用しない。  
ただし、指定の取消しに係る同条第一号及び第四号の規定の適用については、この限りではない。

#### 第十二条（技能審査員の認定の取消しに関する経過措置）

新規則第五十条の十一の規定は、この省令の施行前に生じた事由については、適用しない。

#### 第十三条（操縦者に係る資格についての技能証明に係る航空機の等級についての限定に関する経過措置）

この省令の施行の際現に操縦者に係る資格についての技能証明につき旧規則第五十三条第一項の規定によりされている次の表の上欄に掲げる航空機の等級についての限定は、それぞれ新規則第五十三条第一項の規定によりされた同表の下欄に掲げる航空機の等級についての限定とみなす。

##### ２

附則第二条の実地試験に合格した者の当該試験に係る資格についての技能証明については、当該試験に使用された航空機の等級が前項の表の上欄に掲げるものであるときは、同表の下欄に掲げる航空機の等級についての限定をするものとする。

##### ３

この省令の施行の際現に操縦者に係る資格についての技能証明に係る実地試験に合格している者であって、技能証明書の交付を受けていないものについて、当該実地試験に使用された航空機の等級が第一項の表の上欄に掲げるものであるときは、限定をする航空機の等級を同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第十四条（航空整備士の資格についての技能証明に係る限定に関する経過措置）

この省令の施行の際現に旧資格についての技能証明につき旧規則第五十三条第一項の規定によりされている航空機（飛行機及び飛行船に限る。）の等級についての限定は、新資格についての技能証明につき新規則第五十三条第一項の規定によりされた陸上単発ピストン機、陸上単発タービン機、陸上多発ピストン機、陸上多発タービン機、水上単発ピストン機、水上単発タービン機、水上多発ピストン機及び水上多発タービン機の等級についての限定とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現に旧規則第五十四条第三号の規定により回転翼航空機の型式についての限定がされている旧資格についての技能証明を受けている者は、新規則第五十三条第一項の規定による当該型式の回転翼航空機が属する等級についての限定をされたものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現に旧資格についての技能証明につき旧規則第五十三条第一項の規定によりされている動力滑空機についての等級の限定は、新規則第五十三条第一項の規定によりされた曳えい  
航装置なし動力滑空機、曳えい  
航装置付き動力滑空機、上級滑空機及び中級滑空機についての等級の限定とみなす。

##### ４

この省令の施行の際現に旧規則第五十四条第三号の規定によりされている運輸大臣が指定する型式の航空機のうち飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであって、最大離陸重量が一万五千キログラム以下のものに限る。）についての限定は、新資格の技能証明につき新規則第五十四条第三号イの規定によりされた航空機の型式についての限定とみなす。

##### ５

この省令の施行の際現に旧規則第五十四条第三号の規定により飛行機の型式についての限定をされている旧資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けている者は、当該型式及び最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けたものとみなす。

##### ６

この省令の施行の際現に旧資格（二等航空整備士に限る。）についての技能証明（飛行機についての限定がされたものに限る。）を受けている者は、最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明を受けたものとみなす。

##### ７

この省令の施行の際現に旧資格（一等航空整備士及び二等航空整備士に限る。）についての技能証明につき旧規則第五十四条第三号の規定によりされている回転翼航空機（附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級であるものに限る。）の型式についての限定は、新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明につき新規則第五十四条第三号イの規定によりされた回転翼航空機（附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級であるものに限る。）の型式についての限定とみなす。

##### ８

この省令の施行の際現に旧資格についての技能証明につき新規則第五十四条第三号ロの規定による運輸大臣が指定する型式の航空機のうち回転翼航空機であるものと同一の型式について旧規則第五十四条第三号の規定によりされている限定は、新資格の技能証明につき新規則第五十四条第三号ロの規定によりされた運輸大臣の指定する航空機の型式についての限定とみなす。

#### 第十五条

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格についての技能証明（飛行機又は飛行船についての限定がされるものに限る。）については、新規則第五十三条第一項の規定による陸上単発ピストン機、陸上単発タービン機、陸上多発ピストン機、陸上多発タービン機、水上単発ピストン機、水上単発タービン機、水上多発ピストン機及び水上多発タービン機の等級についての限定をする。

##### ２

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格についての技能証明（回転翼航空機の型式についての限定がされるものに限る。）については、新規則第五十三条第一項の規定による当該型式の回転翼航空機が属する等級についての限定をする。

##### ３

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格についての技能証明（動力滑空機についての限定がされるものに限る。）については、新規則第五十三条第一項の規定による曳えい  
航装置なし動力滑空機、曳えい  
航装置付き動力滑空機、上級滑空機及び中級滑空機についての等級の限定をする。

##### ４

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格についての技能証明（旧規則第五十四条第三号の規定による運輸大臣が指定する型式の航空機のうち飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであって、最大離陸重量が一万五千キログラム以下のものに限る。）についての限定がされるものに限る。）については、新規則第五十四条第三号イの規定による航空機の型式についての限定をする。

##### ５

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明（飛行機の型式についての限定がされるものに限る。）は、当該型式及び最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）について行う。

##### ６

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格（二等航空整備士に限る。）についての技能証明（飛行機についての限定がされるものに限る。）は、最大離陸重量が一万五千キログラム以下である飛行機（附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ及び飛行機輸送Ｔであるものに限る。）であって告示で定めるものの型式についての限定をされた新資格（一等航空整備士に限る。）について行う。

##### ７

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格（一等航空整備士及び二等航空整備士に限る。）についての技能証明（回転翼航空機（附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級であるものに限る。）の型式についての限定がされるものに限る。）については、新資格（一等航空整備士に限る。）についての技能証明につき新規則第五十四条第三号の規定による回転翼航空機（附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送ＴＡ級及び回転翼航空機輸送ＴＢ級であるものに限る。）の型式についての限定をする。

##### ８

附則第三条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る旧資格についての技能証明（新規則第五十四条第三号ロの規定による運輸大臣が指定する型式の航空機のうち回転翼航空機であるものと同一の型式について旧規則第五十四条第三号の規定により限定がされるものに限る。）については、新規則第五十四条第三号ロの規定による運輸大臣の指定する航空機の型式についての限定をする。

#### 第十六条

この省令の施行の際現に旧資格についての技能証明に係る実地試験に合格している者であって、技能証明書の交付を受けていないものにつきされる技能証明の限定については、前条の規定を準用する。

#### 第十七条（航空工場整備士の資格についての技能証明に係る業務の種類の限定に関する経過措置）

この省令の施行の際現に航空工場整備士の資格についての技能証明につき旧規則第五十五条の規定によりされている次の表の上欄に掲げる業務の種類の限定は、それぞれ新規則第五十五条の規定によりされた同表の下欄に掲げる業務の種類の限定とみなす。

##### ２

附則第四条第三項の実地試験に合格した者の当該試験に係る資格についての技能証明については、当該試験に係る業務の種類が前項の表の上欄に掲げるものであるときは、同表の下欄に掲げる業務の種類についての限定をするものとする。

##### ３

この省令の施行の際現に航空工場整備士の資格についての技能証明に係る実地試験に合格している者であって、技能証明書の交付を受けていないものについて、当該試験に係る業務の種類の限定が第一項の表の上欄に掲げるものであるときは、限定をする業務の種類を同表の下欄に掲げるものとする。

#### 第十八条（外国の政府が授与した運航管理者の技能検定の合格証書を有する者についての運航管理者技能検定の試験の免除に関する経過措置）

この省令の施行の際現に国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した運航管理者の技能検定の合格証書を有する者であって、旧規則第百七十条の五の申請をしているものが受ける運航管理者技能検定の試験については、新規則第百七十条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第十九条（装備品基準適合証に関する経過措置）

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十八号様式による装備品基準適合証（以下「旧装備品基準適合証」という。）は、新規則第十八号様式による装備品基準適合証（以下「新装備品基準適合証」という。）とみなす。

##### ２

旧装備品基準適合証を有する者は、当該旧装備品基準適合証と引換えに、新装備品基準適合証の交付を受けることができる。

#### 第二十条（技能証明書に関する経過措置）

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第二十号様式による航空従事者技能証明書（限定事項関係に限る。以下「旧技能証明書」という。）は、新規則第二十号様式による航空従事者技能証明書（限定事項関係に限る。以下「新技能証明書」という。）とみなす。

##### ２

旧技能証明書を有する者は、当該旧技能証明書と引換えに、新技能証明書の交付を受けることができる。

# 附則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二二日運輸省令第四二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に供用されている飛行場に係る停止位置標識については、改正後の別表第五第九項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。  
ただし、当該飛行場において誘導路の新設又は改良の工事が行われたときは、この限りでない。

##### ３

この省令の施行の際現に供用されている飛行場に係る停止位置案内標識については、改正後の第七十九条第一項第九号及び別表第五第十項の規定は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、適用しない。  
ただし、当該飛行場において誘導路の新設又は改良の工事が行われたときは、この限りでない。

##### ４

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空障害灯については、改正後の第百二十七条及び第百二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一三年三月八日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年六月二五日国土交通省令第一〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第二条（航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行の際現に航空機により輸送されている放射性物質等については、当該輸送が終了するまでの間は、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（以下この条において「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ２

施行日前に第一条の規定による改正前の航空法施行規則第百九十四条第二項第二号ハ、ニ又はホの確認を受けて、施行日以後航空機により輸送される放射性物質等については、当該輸送が終了するまでの間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

国土交通大臣は、施行日前においても、新規則第百九十四条第二項の確認を行うことができる。

#### 第六条（罰則に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一三年七月二七日国土交通省令第一一三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空障害灯については、改正後の第百二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成一三年八月一七日国土交通省令第一一八号）

##### １

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、この省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

##### ３

この省令の施行の際現に航空身体検査証明を有する者に係る身体検査基準については、当該航空身体検査証明の有効期間内に限り、旧規則第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

##### ４

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第二十号様式による航空従事者技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書及び第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書（以下「旧技能証明書等」という。）は、この省令による改正後の航空法施行規則第二十号様式による航空従事者技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書及び第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書（以下「新技能証明書等」という。）とみなす。

##### ５

旧技能証明書等を有する者は、当該旧技能証明書等と引換えに、新技能証明書等の交付を受けることができる。

# 附則（平成一三年八月三一日国土交通省令第一二三号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同規則第一条に規定する事故、事態及び災害に関する報告について適用する。

# 附則（平成一三年一〇月九日国土交通省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年三月六日国土交通省令第一八号）

##### １

この省令は、平成十四年三月二十一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に有効な耐空証明における用途の指定については、当該耐空証明の有効期間に限り、なお従前の例による。

##### ３

改正後の附属書第二２―１ｂに掲げるプロペラ飛行機であつて、原型機についての最初の耐空証明等の申請の受理等が平成十四年三月十九日までの間になされたものについての同附属書２―１の規定の適用については、同附属書２―１中「６５０ｍの点とする。」とあるのは、「６５０ｍの点としてもよい。」とする。

# 附則（平成一四年五月一日国土交通省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  第百四十九条第一項の表の改正規定  
    
    
  平成十四年七月十一日
* 二  
  第百九十四条第一項の改正規定  
    
    
  平成十四年五月三十一日

# 附則（平成一四年一二月一三日国土交通省令第一一四号）

##### １

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。  
ただし、第百五十条第一項及び第四項の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、同年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十七条の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第五号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、同号に規定する航空機衝突防止装置を装備しなくてよい。

##### ３

新規則第百四十九条第一項の規定により飛行記録装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、昭和四十四年九月三十日以前に当該型式の航空機について最初の航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為がなされたものについては、新規則第百四十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、経過時間、高度、対気速度、機首方位、垂直加速度及び航空交通管制機関と連絡した時刻を記録できる飛行記録装置を装備し、及び作動させればよい。

##### ４

新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備しなくてよい。

##### ５

航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機であって、平成十四年七月十一日に登録されていたものについては、新規則第百四十九条の規定は、適用しない。

##### ６

新規則第百五十条第一項又は第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第一項又は第四項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条第一項及び第四項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、同条第一項又は第四項に規定する航空機用救命無線機を装備しなくてよい。

##### ７

第百五十条第一項及び第四項の改正規定の施行の日前に航空機に装備された航空機用救命無線機にあっては、新規則第百五十条第一項及び第四項の規定にかかわらず、平成十八年十二月三十一日までの間は、四百六メガヘルツの周波数の電波を送ることができるものであることを要しない。

# 附則（平成一五年一月一四日国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年三月一八日国土交通省令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条並びに次条の規定  
    
    
  平成十五年四月一日
* 二  
  第二条及び附則第三条の規定  
    
    
  平成十五年十一月一日
* 三  
  第三条及び附則第四条の規定  
    
    
  平成十六年一月一日
* 四  
  第四条及び附則第五条の規定  
    
    
  平成十九年一月一日

#### 第二条（経過措置）

第一条の規定による改正後の航空法施行規則（以下「平成十五年新規則」という。）第百四十七条の規定により同条第三号の二に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、第一条の規定の施行の日前に最初の航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）がなされたものについては、平成十五年新規則第百四十七条の規定にかかわらず、平成十八年十二月三十一日までの間は、同条第四号に規定する対地接近警報装置を装備すればよい。

##### ２

平成十五年新規則第百四十七条の規定により同条第三号の二に規定する対地接近警報装置又は同条第四号に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

#### 第三条

第二条の規定による改正後の航空法施行規則第百四十七条の規定により同条第六号に規定する乗組員室ドアを装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

#### 第四条

第三条の規定による改正後の航空法施行規則（以下「平成十六年新規則」という。）第百四十七条の規定により同条第四号に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、次に掲げるものについては、同条の規定にかかわらず、平成十八年十二月三十一日までの間は、同号イからホまでに掲げる機能を有する対地接近警報装置を装備すればよい。

* 一  
  客席数が三十又は最大離陸重量が一万五千キログラムを超える航空機であって、最初の耐空証明等が第一条の規定の施行の日前になされたもの
* 二  
  客席数が九又は最大離陸重量が五千七百キログラムを超える航空機であって、最初の耐空証明等が第三条の規定の施行の日前になされたもの（前号の航空機を除く。）

##### ２

平成十六年新規則第百四十七条の規定により同条第四号に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

##### ３

平成十六年新規則第百四十七条の二の規定により同条に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、最初の耐空証明等が第三条の規定の施行の日前になされたものについては、同条の規定にかかわらず、平成十八年十二月三十一日までの間は、当該装置を装備しなくてよい。

##### ４

平成十六年新規則第百四十七条の二の規定により同条に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

#### 第五条

第四条の規定による改正後の航空法施行規則第百四十七条の規定により同条第四号の二に規定する対地接近警報装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により当該装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同条の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、当該装置を装備しなくてよい。

# 附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

# 附則（平成一五年四月一日国土交通省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年七月一八日国土交通省令第八三号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十五年七月二十八日）から施行する。

# 附則（平成一五年八月二九日国土交通省令第八八号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十三号）の施行の日（平成十六年一月十五日）から施行する。

# 附則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第四条（航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（次条において「旧原子炉等規制法」という。）第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認を受けた場合におけるこの省令による改正後の航空法施行規則第百九十四条第四項の規定の適用については、同項中「独立行政法人原子力安全基盤機構の確認」とあるのは、「独立行政法人原子力安全基盤機構の確認及び独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認」とする。

# 附則（平成一五年一二月二二日国土交通省令第一一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成一五年一二月二五日国土交通省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年六月七日国土交通省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二一日国土交通省令第一〇七号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二八日国土交通省令第一一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に存する公共の用に供する飛行場（航空法第三十八条第一項の規定により設置の許可を受けたものであって供用を開始していないものを含む。）の設置者は、平成十七年三月三十一日までに、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第九十二条第十五号ヌに規定する事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

##### ３

前項の飛行場の管理については、新規則第九十二条第十二号から第十五号までの規定にかかわらず、同項の届出の日までは、なお従前の例によることができる。

##### ４

この省令の施行の際現に存する公共の用に供する飛行場の飛行場灯火（航空法第三十八条第一項の規定により設置の許可を受けたものであって供用を開始していないものを含む。）の設置者は、平成十七年三月三十一日までに、新規則第百二十六条第十二号ヘに規定する事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

##### ５

前項の飛行場灯火の管理については、新規則第百二十六条第十二号の規定にかかわらず、同項の届出の日までは、なお従前の例によることができる。

##### ６

この省令の施行の際現に航空法第百条第一項、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の許可を受けている者は、平成十七年三月三十一日までに、それぞれ新規則第二百十条第一項第七号、第二百二十七条第一項第五号又は第二百三十二条第一項第七号ホの規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

##### ７

前項の規定により届出のあった事項は、届出の日において当該事業計画に定められたものとみなす。

# 附則（平成一七年二月一七日国土交通省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年六月一日国土交通省令第六一号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年八月四日国土交通省令第八四号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。  
ただし、第百四十七条の二の次に一条を加える改正規定、第百七十七条の改正規定、第百九十一条の次に三条を加える改正規定、第百九十二条の改正規定、第百九十八条の五第二号を改め、同条を第百九十八条の八とする改正規定、第百九十八条の四の次に三条を加える改正規定、第百九十九条及び第二百条の改正規定、第二百二条の二の次に一条を加える改正規定、第二百四十条第一項第二十七号の二の次に一号を加える改正規定並びに第二百四十二条の表第四号中「第八号の三」の下に「、第二十七号の三」を、「当該指定」の下に「、当該許可」を加える改正規定は平成十七年九月三十日から施行する。

# 附則（平成一七年一一月二四日国土交通省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月一日国土交通省令第一一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二六日国土交通省令第一一七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（航空障害灯及び昼間障害標識に関する経過措置）

この省令の施行前にこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第百三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めたもの（架空線に限る。）については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百三十二条の二第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空障害灯又は昼間障害標識については、新規則第百二十七条又は第百三十二条の三の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

#### 第三条（申請等の経由に関する経過措置）

施行日から平成十八年二月十五日までの間における新規則第二百四十三条第四項の規定の適用については、同項中「飛行中において法第九十五条の三の規定により航空交通管制部長に通報をしようとする者」とあるのは、「法第九十五条の三の規定により航空交通管制部長に通報をしようとする者」と、「第二百二条の四の規定により連絡しなければならないこととされている機関の長」とあるのは、「いずれかの空港事務所長又は空港出張所長（飛行中において通報する場合にあつては、第二百二条の四の規定により連絡しなければならないこととされている機関の長）」とする。

# 附則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三三号）

#### 第一条（施行期日等）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第六十三条の四の規定は、平成二十年三月五日（国際民間航空条約第三十七条の規定により国際民間航空機関において航空英語能力証明に係る同条約の附属書の規定を適用する日としてこれより遅い日が決定された場合にあっては、その日）から適用する。

#### 第二条（経過措置）

第一条の規定による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第十九号様式、第十九号の二様式及び第三十一号様式による技能証明申請書、技能証明限定変更申請書、計器飛行証明申請書、操縦教育証明申請書及び運航管理者技能検定申請書、実地試験受験申込書及び納付書については、それぞれ新規則第十九号様式、第十九号の二様式及び第三十一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。  
この場合において、旧規則第十九号の二様式による実地試験受験申込書は、新規則第十九号の二様式による実地試験申請書とみなす。

##### ２

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第三十号様式による検査員の証票は、新規則第三十号様式による検査員の証票とみなす。

# 附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

#### 第三条

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

# 附則（平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 第六条（航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行の際現に本邦において航空運送事業（その事業の規模がこの省令による改正後の航空法施行規則（以下「新航空法施行規則」という。以下この条において同じ。）第二百十二条の二に規定する規模未満であるものを除く。）を営む者は、施行日前においても、同令の規定の例による安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をすることができる。  
この場合において、当該届出は、同令の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

##### ２

前項の規定による届出のうち、特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係るものの受理は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

##### ３

第一項の規定による届出をしようとする者は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする空港事務所長を経由して行うことができる。

##### ４

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則第三十号様式による証票は、新航空法施行規則第三十号様式による証票とみなす。

# 附則（平成一八年一二月二八日国土交通省令第一二二号）

##### １

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年三月三十日）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中航空法施行規則第百九十四条第一項の改正規定及び次項の規定  
    
    
  平成十九年一月一日
* 二  
  第二条の規定  
    
    
  平成二十年三月三十日

##### ２

第一条中航空法施行規則第百九十四条第一項の改正規定の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、この省令による改正後の航空法施行規則第百九十四条第一項の規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

# 附則（平成一九年一月四日国土交通省令第一号）

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附則（平成一九年一月二四日国土交通省令第二号）

##### １

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第五十条の三第三項の改正規定  
    
    
  公布の日
* 二  
  第百七十条の六及び第百七十一条の三の改正規定  
    
    
  平成十九年三月一日

##### ２

この省令の施行前に航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、この省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

##### ３

この省令の施行の際現に航空身体検査証明を有する者に係る身体検査基準については、当該航空身体検査証明の有効期間内に限り、旧規則第六十一条の二及び別表第四の規定を適用する。

##### ４

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第二十四号様式による航空身体検査証明書（以下「旧航空身体検査証明書」という。）は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四号様式による航空身体検査証明書（以下「新航空身体検査証明書」という。）とみなす。

##### ５

旧航空身体検査証明書を有する者は、当該旧航空身体検査証明書と引換えに、新航空身体検査証明書の交付を受けることができる。

##### ６

前項の規定による新航空身体検査証明書の交付を申請する者は、引換申請書（別記様式）を国土交通大臣（指定航空身体検査医から交付を受けた旧航空身体検査証明書に係るときは、当該指定航空身体検査医。次項において同じ。）に提出しなければならない。

##### ７

国土交通大臣は、前項の申請があったときは、当該申請に係る旧航空身体検査証明書と引換えに新航空身体検査証明書を申請者に交付する。

##### ８

前項の規定により交付される新航空身体検査証明書の有効期間の起算日は、同項の規定により引き換えられる旧航空身体検査証明書の有効期間の起算日とする。

# 附則（平成一九年六月七日国土交通省令第六四号）

##### １

この省令は、平成十九年九月二十七日から施行する。  
ただし、第二百四十条（同条第一項第二十四号の二の改正規定を除く。）、第二百四十条の二及び第二百四十二条の改正規定は同年七月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の航空法施行規則第百九十一条の二第一項第五号に掲げる特別な方式による航行について航空法第八十三条の二の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

##### ３

この省令の施行の際現に改正前の航空法施行規則第二百六条の規定により航行している航空機については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百六条の規定にかかわらず、その航行が終了するまでは、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年六月一八日国土交通省令第四四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項後段の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

# 附則（平成二〇年六月三〇日国土交通省令第五四号）

##### １

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に存する滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン（それらの新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について改正後の第七十九条第一項第七号の規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）がある場合においては、この省令の施行後当該不適合部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、同号の規定は、適用しない。

##### ３

この省令の施行の際現に存する空港等に係る目標点標識、接地帯標識及び停止位置案内標識については、改正後の第七十九条第一項第十四号並びに別表第五第四項及び第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成二〇年七月一日国土交通省令第五六号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）であって、この省令の施行の日前に最初の航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為がなされたものについては、新規則第百五十条第四項の規定にかかわらず、平成二十三年六月三十日（航空運送事業の用に供する飛行機であって客席数が十九を超えるものにあっては、平成二十一年六月三十日）までの間、なお従前の例による。

##### ３

新規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、同項に規定する航空機用救命無線機を装備しなくてよい。

# 附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号）

##### １

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

# 附則（平成二〇年一二月一〇日国土交通省令第九九号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月二四日国土交通省令第一〇四号）

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。

# 附則（平成二一年二月二七日国土交通省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年三月二五日国土交通省令第九号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二一年三月二五日国土交通省令第一〇号）

##### １

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則第二十号様式による技能証明書（航空英語能力証明関係に限る。以下「旧技能証明書」という。）は、この省令による改正後の航空法施行規則第二十号様式による技能証明書（航空英語能力証明関係に限る。）とみなす。  
この場合において、旧技能証明書の有効期間については、なお従前の例による。

# 附則（平成二一年一一月一八日国土交通省令第六四号）

この省令は、平成二十一年十一月十九日から施行する。

# 附則（平成二二年六月七日国土交通省令第三三号）

この省令は、平成二十二年六月十五日から施行する。

# 附則（平成二二年一一月五日国土交通省令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次条第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

航空法（以下「法」という。）第二十条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号の業務の能力のうち一又は二以上の業務の能力（次項において「設計製造能力」という。）に係る技術上の基準については、この省令による改正後の航空法施行規則（次項において「新規則」という。）第三十五条第八号の規定は、施行日から平成二十三年十一月十三日までの間は、適用しない。

##### ２

次の各号に掲げる者については、当該者が受けている認定の有効期間内に限り、新規則第三十五条第八号の規定は、適用しない。

* 一  
  施行日において、法第二十条第一項第三号、第四号又は第七号の業務の能力がこの省令による改正前の航空法施行規則（次号において「旧規則」という。）第三十五条の技術上の基準に適合することについて、同項の認定を受けている者
* 二  
  平成二十三年十一月十四日において、設計製造能力のみが旧規則第三十五条の技術上の基準に適合することについて、法第二十条第一項の認定を受けている者

##### ３

この省令の施行の際現に本邦において航空運送事業（その事業の規模がこの省令による改正前の航空法施行規則第二百十二条の二に規定する規模未満であるものに限る。）を営む者は、この省令の施行日前においても、航空法施行規則第二百十二条の三第一項の規定による安全管理規程の設定の届出及び同令第二百十二条の六による安全統括管理者の選任の届出をすることができる。  
この場合において、当該届出は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

##### ４

前項の規定による届出の受理は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

##### ５

第三項の規定による届出をしようとする者は、当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする空港事務所長を経由して行うことができる。

# 附則（平成二三年六月二日国土交通省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一一月一七日国土交通省令第八一号）

この省令は、平成二十三年十一月十七日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二八日国土交通省令第一〇九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に交付されている改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票は、この省令による改正後の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票とみなす。

# 附則（平成二四年三月二八日国土交通省令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第五十条の四第一項第一号イの改正規定、第百六十二条の二の次に十六条を加える改正規定、第百七十一条の三の改正規定（「法第二十九条第一項（」を「、法第二十九条第一項（」に、「試験」とあるのは「」を「試験若しくは法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「若しくは」に改める部分に限る。）、第二百三十八条の改正規定（同条の表二の項に係る部分を除く。）、第二百三十八条の二、第二百四十条第一項、第二百四十二条及び第二百四十三条第一項の改正規定、第二十号様式の改正規定（特定操縦技能審査等関係に限る。）、第二十八号の四様式の次に五様式を加える改正規定並びに第三十号様式の改正規定並びに附則第六条第二項及び第九項並びに第七条（附則第六条第二項及び第九項に係る部分に限る。）の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「一部施行日」という。）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

改正法附則第二条第一項の相当認定（以下「相当認定」という。）を申請しようとする者は、相当認定申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  写真二葉
* 二  
  戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
* 三  
  次項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類

##### ２

相当認定は、当該相当認定を受けようとする者が行おうとする改正法附則第二条第二項の相当審査（以下「相当審査」という。）に係る航空機の種類ごとに次に掲げる基準に適合する者について行う。

* 一  
  改正法附則第二条第四項の規定により、相当認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
* 二  
  過去二年以内に航空法第二十九条第一項（同法第二十九条の二第二項、同法第三十三条第三項又は同法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験又は相当審査に関し不正な行為を行った者でないこと。
* 三  
  航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。
* 四  
  相当審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること又は当該技能証明を有している者と同等以上と認められる技能を有していること。
* 五  
  前号に掲げるもののほか、相当審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること。
* 六  
  相当審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又は相当審査について当該講習を修了した者と同等以上と認められる知識を有していること。

##### ３

国土交通大臣は、相当認定をしたときは、当該相当認定を受けた者（以下「相当操縦技能審査員」という。）に、その身分を示す証票（別記第二号様式。以下「相当操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

##### ４

相当操縦技能審査員が、業務に従事するときは、前項の相当操縦技能審査員の証を携帯しなければならない。

##### ５

相当操縦技能審査員は、相当操縦技能審査員の証を失った場合（十日以内に次項の規定により再交付を申請する場合を除く。）は、十日以内に、失った事由及び日時、氏名その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

##### ６

相当操縦技能審査員が、相当操縦技能審査員の証を失い、破り、汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（別記第三号様式）に写真二葉及び相当操縦技能審査員の証（失った場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ７

相当操縦技能審査員が改正法附則第二条第四項の規定によりその相当認定の取消しを受けたとき又は再交付を受けた後失った相当操縦技能審査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

##### ８

相当審査を受けようとする者は、相当審査申請書（別記第四号様式）に次に掲げる書類を添えて、相当操縦技能審査員に提出しなければならない。

* 一  
  技能証明書の写し
* 二  
  航空身体検査証明書の写し（第十一項の規定により、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
* 三  
  総飛行時間を証する書類

##### ９

相当審査は、航空機の種類ごとに、通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止、異常時及び緊急時の操作その他の相当審査を行うのに必要な事項について行うものとする。

##### １０

前項の相当審査は、口述審査及び実技審査により行うものとする。

##### １１

前項の実技審査は、その全部又は一部を国土交通大臣が認定した模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行うことができる。

##### １２

相当審査を受け、これに合格した者は、申請により、附則第六条第三項又は第四項の規定により交付された技能証明書に、次項の規定による記入を受けることができる。

##### １３

相当操縦技能審査員は、前項の申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項を当該申請をした者の技能証明書（特定操縦技能審査等関係に限る。）の当該各号に定める欄に記入しなければならない。

* 一  
  相当審査を行った日  
    
    
  審査日／確認日欄
* 二  
  合格した旨  
    
    
  審査結果／確認結果欄
* 三  
  相当操縦等可能期間（相当審査に合格したことにより、改正法による改正後の航空法（以下「新法」という。）第七十一条の三第一項各号に掲げる行為を行うことができる期間をいう。）の満了する日  
    
    
  操縦等可能期間満了日欄
* 四  
  相当操縦技能審査員の氏名  
    
    
  氏名欄
* 五  
  相当操縦技能審査員の認定番号  
    
    
  認定番号／所属欄

##### １４

相当操縦技能審査員は、前項の記入を行ったときは、速やかに、当該申請をした者の相当審査申請書の写し及び技能証明書の写しに参考となるべき書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

##### １５

改正法附則第二条第六項の証票の様式は、別記第五号様式のとおりとする。

##### １６

改正法附則第二条第十二項の規定により読み替えて適用する新法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間は二年とする。

#### 第三条

相当審査を受けた者に対する新規則第五十条の四第一号の規定の適用については、同号中「若しくは法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「、法第七十一条の三第一項の審査若しくは航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第二項の相当審査」とする。

#### 第四条

施行日前に航空身体検査証明の申請をした者に係る身体検査基準（一等航空士又は航空機関士の資格に係るものに限る。）については、当該申請に係る航空身体検査証明に限り、この省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第六十一条の二の規定を適用する。

##### ２

施行日において現に航空身体検査証明を受けている者に係る身体検査基準（一等航空士又は航空機関士の資格に係るものに限る。）については、当該身体検査証明の有効期間内に限り、旧規則第六十一条の二の規定を適用する。

#### 第五条

相当審査を受けた者に対する新規則第百六十二条の三第二項の規定の適用については、「又は同条第二項の確認を受けたこと」とあるのは「若しくは同条第二項の確認を受けたこと」と、「が満了する日」とあるのは「又は航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十二号）附則第二条第十三項第三号の相当操縦等可能期間が満了する日」と読み替えるものとする。

##### ２

一部施行日において現に附則第二条第一項の規定によりされている申請は、新規則第百六十二条の六の規定によりされている申請とみなす。

##### ３

改正法附則第二条第四項の規定による相当認定の取消しを受けた者に対する新規則第百六十二条の七第一号の規定の適用については、同号中「法第七十一条の三第四項の規定により、同条第一項の規定による認定の取消し」とあるのは「法第七十一条の三第四項の規定による同条第一項の認定の取消し又は航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第四項による同条第一項の相当認定の取消し」とする。

##### ４

相当審査を受けた者に対する新規則第百六十二条の七第二号の規定の適用については、同号中「又は法第七十一条の三第一項の審査」とあるのは「、法第七十一条の三第一項の審査又は航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第二項の相当審査」とする。

##### ５

一部施行日前に行われた附則第二条第二項第六号の講習は、新規則第百六十二条の七第六号の講習とみなす。

##### ６

改正法附則第二条第十一項の規定により新法第七十一条の三第一項の認定を受けた者とみなされた者についての新規則第百六十二条の十の規定の適用については、同条中「法第七十一条の三第一項の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第二条第一項の相当認定」とする。

##### ７

一部施行日において現に附則第二条第八項の規定によりされている申請は、新規則第百六十二条の十三の規定によりされている申請とみなす。

##### ８

一部施行日前に行われた附則第二条第十一項の認定は、新規則第二百三十八条の二の認定とみなす。

#### 第六条

施行日において現に交付されている旧規則第二十号様式による技能証明書（操縦教育証明関係に限る。）は、新規則第二十号様式による技能証明書（操縦教育証明関係に限る。）とみなす。

##### ２

施行日において現に操縦技能証明を受けている者は、一部施行日以後最初にその航空業務を行う日までに、国土交通大臣に申請し、当該操縦技能証明に係る旧規則第二十号様式による技能証明書と引換えに当該操縦技能証明に係る新規則第二十号様式による技能証明書の交付を受けなければならない。

##### ３

前項の者は、一部施行日前においても、同項の規定の例による申請を行うことができる。  
この場合において、国土交通大臣は、旧規則第二十号様式にかかわらず、新規則第二十号様式の例による技能証明書を交付するものとする。

##### ４

国土交通大臣は、施行日以後一部施行日前に操縦技能証明を行つた場合は、旧規則第二十号様式にかかわらず、新規則第二十号様式の例による技能証明書を交付するものとする。

##### ５

旧規則第二十二号様式による航空身体検査証明申請書については、新規則第二十二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

##### ６

施行日において現に交付されている旧規則第二十四号様式による航空身体検査証明書は、新規則第二十四号様式による航空身体検査証明書とみなす。

##### ７

第二十六号様式による航空操縦練習許可申請書については、新規則第二十六号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

##### ８

一部施行日において現に交付されている別記第二号様式による証票は、新規則第二十八号の六様式による証票とみなす。

##### ９

別記第二号様式による証票を有する者は、国土交通大臣に申請し、当該証票と引換えに新規則第二十八号の六様式による証票の交付を受けることができる。

##### １０

一部施行日において現に交付されている旧規則第三十号様式による証票は、新規則第三十号様式による証票とみなす。

#### 第七条（職権の委任）

改正法附則第二条第一項及び第四項並びに附則第二条第三項、第五項から第七項まで及び第十四項並びに第六条第二項、第三項及び第九項の規定による国土交通大臣の権限は、当該相当認定を受けようとする者又は当該相当認定若しくは当該証明を受けた者の住所を管轄区域とする地方航空局長が行う。

##### ２

改正法附則第二条第五項に規定する国土交通大臣の権限は、地方航空局長も行うことができる。

#### 第八条

前条第二項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

# 附則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附則（平成二五年三月二九日国土交通省令第一五号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年四月四日国土交通省令第二九号）

この省令は、平成二十五年四月四日から施行する。

# 附則（平成二五年五月一〇日国土交通省令第三四号）

この省令は、平成二十五年五月十日から施行する。

# 附則（平成二五年一一月二九日国土交通省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第四の改正規定は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

# 附則（平成二六年二月二六日国土交通省令第一二号）

この省令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二六年四月一日国土交通省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年四月一五日国土交通省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ナ（二）の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯の、改正後の第百十七条第一項第三号ナ（二）に掲げる基準に適合させるための灯光の色の変更については、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号の灯質の変更には該当しないものとみなす。

# 附則（平成二六年九月三〇日国土交通省令第七六号）

##### １

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に発生したこの省令による改正前の航空法施行規則第百六十六条の四第六号に掲げる事態については、なお従前の例による。

# 附則（平成二六年一〇月一六日国土交通省令第八二号）

##### １

この省令は、平成二十六年十二月十一日から施行する。  
ただし、第百十四条第十五号の次に一号を加える改正規定、第百十七条第一項の改正規定（同項第三号ハ、ニ、ヘ、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びカに係る部分を除く。）、第百二十六条第十一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

##### ２

前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空機接近警告灯については、この省令による改正後の航空法施行規則第百十七条第一項第三号ウ（四）の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

# 附則（平成二七年三月三〇日国土交通省令第一五号）

##### １

この省令は、平成二十七年六月三十日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に航空法第百四条第一項の認可を受けている運航規程又は同項の認可の申請をしている運航規程については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十四条の表第一号カの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して九月間は、同号カに掲げる事項は定めなくてもよい。

# 附則（平成二七年四月一〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年七月二一日国土交通省令第五五号）

この省令は、平成二十七年十一月十二日から施行する。

# 附則（平成二七年一〇月一日国土交通省令第七三号）

##### １

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）であって、平成二十六年一月一日以前に航空法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為がなされたものに装備しなければならない航空機衝突防止装置については、同号の規定にかかわらず、平成二十九年一月一日までの間は、なお従前の例による。

##### ３

新規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものに装備しなければならない航空機衝突防止装置については、同号の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年一一月六日国土交通省令第七七号）

##### １

この省令は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日以後最初の福岡空港における航空法第百七条の三第五項の単位期間は、同項の規定にかかわらず、令和二年一月三十一日に終了するものとする。

# 附則（平成二七年一一月一七日国土交通省令第七九号）

この省令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二月十日）から施行する。

# 附則（平成二八年一〇月二八日国土交通省令第七七号）

この省令は、平成二十八年十二月二十一日から施行する。  
ただし、第七十九条第一項第三号の表誘導路縁と固定障害物との間隔の項の改正規定は、同年十一月十日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二九日国土交通省令第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

航空法第六十三条の規定により航空機の携行しなければならない燃料の量については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百五十三条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して九月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

#### 第三条

この省令の施行前にした申請に係る国土交通大臣の権限であって新規則第二百四十条及び新規則第二百四十二条の規定により新たに地方航空局長に行わせることとなったものについては、新規則第二百四十条及び新規則第二百四十二条の規定にかかわらず、なお国土交通大臣が行う。

# 附則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月三日国土交通省令第五九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年十二月三十一日から施行する。  
ただし、第百四十九条の改正規定及び次条から附則第六条までの規定は、平成三十年六月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

#### 第三条

前条に規定するものを除くほか、新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機及び回転翼航空機であり、かつ、同項の施行の際に現に登録されているものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 第四条

国際航空運送事業の用に供する飛行機であって、新規則第百四十九条の施行の際に現に登録されているもののうち、当該飛行機の運航の状況を記録するための装置の格納容器に水中で自動的に作動し、かつ、三十日以上作動する三十七・五キロヘルツの周波数を使用する位置情報発信機が取り付けてあるものについては、令和元年十二月三十一日までは、同条第四項の規定は、適用しない。

#### 第五条

国内航空運送事業の用に供する飛行機であって、新規則第百四十九条の施行の際に現に登録されているもののうち、当該飛行機の運航の状況を記録するための装置の格納容器に水中で自動的に作動し、かつ、三十日以上作動する三十七・五キロヘルツの周波数を使用する位置情報発信機が取り付けてあるものについては、当該位置情報発信機の製造日から起算して六年を経過した日又は令和六年五月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

#### 第六条

前二条に定めるもののほか、技術上の理由その他のやむを得ない理由があると認めて国土交通大臣が告示で定める航空運送事業の用に供する飛行機については、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、新規則第百四十九条第四項の規定は、適用しない。

# 附則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第二〇号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。  
ただし、第百五十条の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年八月一〇日国土交通省令第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十一年一月十五日から施行する。  
ただし、第二百十条第一項第十号を加える改正規定、第二百二十七条第一項第七号を加える改正規定、第二百三十二条第一項第七号の改正規定及び第二百三十三条の三第一項の改正規定は、同年三月十五日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に航空法（以下「法」という。）第百条第一項の許可を受けている者は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二百十条第一項第九号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、平成三十一年一月二十九日までに、同項第十号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、同年三月二十九日までに、それぞれ法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ２

この省令の施行の際現に法第百二十三条第一項の許可を受けている者は、新規則第二百二十七条第一項第六号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、平成三十一年一月二十九日までに、同項第七号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、同年三月二十九日までに、それぞれ法第百二十四条において準用する法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ３

この省令の施行の際現に法第百二十九条第一項の許可を受けている者は、新規則第二百三十二条第一項第七号ト及びチの規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、平成三十一年三月二十九日までに、法第百二十九条の三第二項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ４

第一項又は第二項の規定により、平成三十一年一月二十九日までに、法第百九条第一項（法第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業又は航空機使用事業を経営することができる。

##### ５

第一項から第三項までの規定により、平成三十一年三月二十九日までに、法第百九条第一項（法第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第百二十九条の三第二項の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業又は航空機使用事業を経営することができる。

# 附則（平成三〇年九月二〇日国土交通省令第七一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に航空法第百条第一項又は第百二十九条第一項の許可を受けている者は、それぞれ、第一条の規定による改正後の航空法施行規則第二百十条第一項第八号又は第二百三十二条第一項第七号ヘの規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、平成三十年十月二十七日までに、同法第百九条第一項又は第百二十九条の三第二項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ２

前項の規定により、平成三十年十月二十七日までに、航空法第百九条第一項又は第百二十九条の三第二項の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を経営することができる。

# 附則（平成三〇年一一月九日国土交通省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に航空法第百条第一項の許可を受けている者（国際航空運送事業を経営している者に限る。）は、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十条第二項第三号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、平成三十年十一月三十日までに、同法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ２

前項の規定により、平成三十年十一月三十日までに、航空法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を経営することができる。

# 附則（平成三〇年一二月二六日国土交通省令第九〇号）

##### １

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

# 附則（平成三一年三月二九日国土交通省令第一四号）

##### １

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に存する滑走路、着陸帯及び誘導路（それらの新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）については、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第七十九条第一項第三号イからハまでの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

##### ３

この省令の施行の際現に存する滑走路端安全区域（新規則第七十九条第一項第四号に規定する滑走路端安全区域をいう。次項において同じ。）（その新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について同号の規定に適合しない部分がある場合においては、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、令和九年三月三十一日までは、同号の規定は、適用しない。

##### ４

この省令の施行の際現に存する滑走路端安全区域、誘導路帯（新規則第七十九条第一項第三号に規定する誘導路帯をいう。）並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物（それらの新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について同項第十号ハ、ホ及びトの規定に適合しない部分がある場合においては、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、同号ハ、ホ及びトの規定は、適用しない。

# 附則（平成三一年四月一日国土交通省令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則第十八号様式による装備品基準適合証（次項において「旧装備品基準適合証」という。）は、この省令による改正後の航空法施行規則（次条において「新規則」という。）第十八号様式による装備品基準適合証（同項において「新装備品基準適合証」という。）とみなす。

##### ２

旧装備品基準適合証を有する者は、当該旧装備品基準適合証と引換えに、新装備品基準適合証の交付を受けることができる。

#### 第三条

この省令の施行前にした申請に係る国土交通大臣の権限であって新規則第二百四十条の規定により新たに地方航空局長に行わせることとなったものについては、同条の規定にかかわらず、なお国土交通大臣が行う。

# 附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和元年八月二三日国土交通省令第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月十八日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十号様式による検査員の証票は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第三十号様式による検査員の証票とみなす。

##### ２

旧規則第三十一号様式による納付書については、新規則第三十一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 附則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第四条及び第二十三条（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。）の規定  
    
    
  整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）
* 二  
  第十一条、第二十四条及び第二十六条の規定  
    
    
  整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）

#### 第二条（行政庁の行為等に関する経過措置）

この省令の施行の日前に、この省令による改正前の海難審判法施行規則、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則及び航空法施行規則（欠格条項を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

# 附則（令和二年一月一七日国土交通省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。  
ただし、第一条中航空法施行規則第十八条及び第二十三条の二の改正規定は、令和二年一月三十日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の規定により修理改造検査申請書を提出した者に係る修理改造検査については、当該修理改造検査に限り、なお従前の例による。

#### 第三条

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十四号様式による予備品証明書（次項において「旧予備品証明書」という。）は、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（次条第一項において「新規則」という。）第十四号様式による予備品証明書（次項において「新予備品証明書」という。）とみなす。

##### ２

旧予備品証明書を有する者は、当該旧予備品証明書と引換えに、新予備品証明書の交付を受けることができる。

#### 第四条

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「旧設計基準適合証」という。）は、新規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「新設計基準適合証」という。）とみなす。

##### ２

旧設計基準適合証を有する者は、当該旧設計基準適合証と引換えに、新設計基準適合証の交付を受けることができる。

# 附則（令和二年三月一九日国土交通省令第一七号）

この省令は、令和二年三月二十三日から施行する。

# 附則（令和二年八月七日国土交通省令第六八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十三日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第二条の規定による改正前の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式及び第七号様式による検査員の証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の航空法施行規則第三十号様式による検査員の証票並びに第二条の規定による改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式及び第七号様式による検査員の証票とみなす。

# 附則（令和二年九月三〇日国土交通省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に航空法第百条第一項の許可を受けている者（国際航空運送事業を経営している者に限る。）は、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十条第二項第三号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、令和二年十二月三十一日までに、同法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

##### ２

前項の規定により、令和二年十二月三十一日までに、航空法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を経営することができる。

* １  
  飛行場名標識
* 一  
  文字は、ローマ字とすること。
* 二  
  色彩は、明瞭に識別することができるものとする。
* ２  
  着陸帯標識
* 一  
  標識は、イの場合は二百メートル以下の等間隔に、ロの場合は九十メートル以下の等間隔に設置すること。
* 二  
  色彩は、イの場合は明瞭な一色とし、ロの場合は対照的な二色とする。
* 一  
  標識は、千メートル以下のほぼ等間隔に設置すること。
* 二  
  色彩は黒及び黄とし、幅〇・一五メートル以上の帯状とすること。
* 三  
  周囲の状況により支障がないと認められる場合は、標識の形状を同程度の大きさの円筒形その他の形状のものとしてもよい。
* ３  
  指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識
* 一  
  色彩は、明瞭な一色とすること。
* 二  
  指示標識の数字は、進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたものの十分の一（小数点以下第一位を四捨五入する。）の整数とする。  
  一桁となる場合は最初に〇をつける。
* 三  
  前号の規定にかかわらず、前号の方法によつて求めた指示標識の数字が、近接する空港等の滑走路の指示標識の数字と等しくなる場合には、指示標識の数字は、前号の方法によつて求めた指示標識の数字に一を加えた整数又は一を減じた整数とする。
* 四  
  平行滑走路における指示標識は、次の例による。
* 五  
  前号の指示標識の文字は、平行滑走路の進入方向に向つて左側から順次に次のとおりとすること。
* 六  
  指示標識の数字及び文字の書体は次図のとおりとし、寸法は次図に示すもの以上とする。
* 七  
  精密進入用滑走路における滑走路中心線標識の幅は、〇・九メートル以上とすること。
* 八  
  滑走路進入端標識の縦縞しま  
  の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。  
  ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞しま  
  の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。
* ４  
  移設滑走路進入端標識
* ５  
  目標点標識及び接地帯標識
* ６  
  滑走路縁標識
* 一  
  標識は、九十メートル（末端附近にあつては十五メートル）以下の等間隔に設置すること。
* 二  
  色彩は、末端附近のものを除き明瞭な一色とし、末端附近のものは対照的な二色で四十五度の縞しま  
  状とすること。
* 三  
  滑走路灯を設置する場合は、その灯器を標識としてもよい。
* ７  
  積雪離着陸区域標識
* 一  
  標識は、高さ一・五メートルとし、百メートル以下の等間隔に設置すること。
* 二  
  色彩は、黒及びだいだいの二色とすること。
* ８  
  過走帯標識
* ９  
  誘導路中心線標識
* １０  
  停止位置標識
* １１  
  停止位置案内標識
* 一  
  数字又は文字は、接続する滑走路の指示標識の数字又は文字とする。
* 二  
  色彩は、数字及び文字の部分は白、その他の部分は赤とすること。
* 三  
  停止位置案内標識を二基設置する場合、滑走路中心線から遠い側の停止位置案内標識には、第一号に規定する指示標識の数字又は文字に加えて次のとおり精密進入のカテゴリーを標示すること。
* １２  
  誘導路縁標識
* 一  
  三十メートル以下の等間隔に設置すること。
* 二  
  色彩は、明瞭な一色とすること。
* 三  
  誘導路灯が設置してある場合は、その灯器を標識としてもよい。
* １３  
  風向指示器
* 一  
  風向指示器は、繊維製品であること。
* 二  
  指示台附近を中心とする直径十五メートル幅一・五メートル（陸上ヘリポート及び水上ヘリポートにあつては直径五メートル幅四十センチメートル以上）の明瞭な色彩の円形帯で標示すること。  
  ただし、二個以上設置する場合は、そのうち一個について行なえばよい。
* 三  
  風向指示器は、一色又は数色とし、背景と反対色であること。